

平成17年 8 月15日

衆議院事務総長 駒 崎 義 弘 殿

人事院総裁 佐 藤 壮 郎

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう切望する。

平成17年 8 月15日

参 議 院 議 長 扇 千 景 殿

人事院総裁 佐 藤 壮 郎

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう切望する。

平成17年 8 月15日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

人事院総裁 佐 藤 壮 郎

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう切望する。

平成17年 8月15日

衆議院事務総長 駒 崎 義 弘 殿

参議院議長 扇 千 景 殿

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

人事院総裁 佐 藤 壮 郎

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう切望する。

別紙第 1 職員の給与に関する報告

別紙第 2 勧告

別紙第 3 公務員人事管理に関する報告



## 目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告 .....	1
報告の概要 .....	1
(官民の給与の比較) .....	1
(給与構造の改革) .....	2
給与勧告の基本的考え方 .....	5
1 給与勧告の意義と役割 .....	5
2 民間準拠の考え方 .....	6
3 公務員給与を取り巻く諸情勢 .....	6
官民の給与較差に基づく給与改定 .....	9
1 官民の給与の比較 .....	9
2 本年の給与の改定 .....	13
給与構造の改革 .....	19
1 基本的な考え方 .....	19
2 改革すべき事項 .....	23
3 実施スケジュール .....	40
4 平成18年度から実施すべき事項 .....	42
5 今後の進め方等 .....	47
給与勧告実施の要請 .....	47
別紙第2 勧告 .....	61
別紙第3 公務員人事管理に関する報告 .....	1
1 公務員人事管理を取り巻く状況 .....	1
2 本院の基本認識 .....	2
3 主な課題と具体的方向 .....	5



## 職員の給与に関する報告

### 報告の概要

#### (官民の給与の比較)

本院は、国家公務員の給与水準に関して、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行ってきている。近年の公務員給与は、民間企業の厳しい経営環境を反映して、平成11年以降5年連続で特別給（ボーナス）の年間支給月数が対前年比でマイナスとなり、平成14年以降2年連続で月例給の引下げとなったが、昨年は、景気の回復傾向を背景として、月例給、特別給ともに、前年の水準が維持された。

本院において行った本年の春季賃金改定後の民間企業の給与実態調査においては、ベースアップを実施している事業所は昨年より少なくなっていたが、定期昇給の停止、賃金カットのような厳しい給与抑制措置を実施している事業所も減少していた。一方、本年4月に支払われた国家公務員の給与水準は、昨年より若干増加しており、本年4月に支払われた月例給について行った官民の比較の結果では、公務員の月例給が民間を1,389円（0.36%）上回っていることが明らかとなったことから、これに見合うよう月例給の引下げを行うこととした。

月例給の配分については、本年の官民の給与較差の大きさ等からみて、月例給の中心である俸給の改定を基本とすることとし、併せて扶養手当を引き下げることにした。

一方、特別給については、民間の支給状況をより迅速に反映させるため、昨年から民間の特別給の前年冬と当年夏の1年間の支給実績を調査することとしているが、本年は、昨年冬からの民間企業における特別給の好調な支給状況を反映して、民間の年間支給割合が公務員の年間支給月数を上回ることとなったことから、0.05月分特別給の引上げを行うこととした。

これらにより、職員の年間給与は、4千円程度減少することとなる。

### (給与構造の改革)

国家公務員の給与については、国家公務員法と一般職の職員の給与に関する法律により、職務給の原則、成績主義に則って実施すべきものとされているが、現実には、長期継続雇用を前提として、年功的な給与処遇がなされてきた。近年、民間企業においては、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分しようとする能力主義、成果主義等による賃金制度が浸透してきており、公務においても、厳しい財政事情の下、民間と同様に、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠となっている。

また、国家公務員の俸給は、東京を含む全国平均を基礎としてその水準が設定されていることから、地方においては、国家公務員の給与が地域の民間企業、特に地場の民間企業の賃金水準より高くなっている地域が生じており、現在のような俸給と地域給の配分の在り方については、抜本的な見直しが求められてきている。

これらの国家公務員の給与を巡る諸問題について、本院は、昨年夏の勧告時に検討の方向性を示した上で、さらに、民間給与の実態を調査し、全国各地で有識者、企業経営者などから広く意見を聴取するとともに、各府

省の人事当局や職員団体からきめ細かく意見聴取を行いつつ検討を進めてきた。

その結果、本年は、俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革について、具体的な措置の内容、完成までのスケジュール等の全体像を示すとともに、平成18年4月から実施すべき法律事項について勧告することとした。改革は、地域間の配分の適正化を図るための俸給水準の引下げ、年功的な給与上昇を抑制する給与構造への転換などを柱としており、具体的な措置の概要は、次のとおりである。

#### (1) 俸給水準の引下げ、地域手当の支給等

国家公務員の基本給（俸給）は、民間の全国平均の水準を基礎に定められているため、民間賃金が全国平均より低い地域では、公務員の給与が地場企業の賃金より高くなっている。このため、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全国共通に適用される俸給表の水準を平均4.8%引き下げる。

一方、民間賃金が高い地域には、3%から最大18%（現行調整手当は最大12%）までの地域手当を支給するとともに、転勤のある民間事業所の賃金水準との均衡を考慮して、広域にわたる異動を行う職員に対しては、広域異動手当を支給する。

#### (2) 中高年齢層給与の抑制（給与カーブのフラット化）

俸給表の水準を平均4.8%引き下げることとするが、中高年齢層については民間の中高年齢層の給与水準との均衡を考慮して更に2%程度の引下げを行う一方で、若年層については引下げを行わないことによって、給与カーブのフラット化を進めることとした。さらに、課長、課長補佐、係長等のそれぞれの職務・職責の違いを重視した俸給表への転換を図る

よう、職務の級間の俸給水準の重なりを縮減するとともに、職務の級と役職段階との関係を再整理し、職務の級の統合、新設を行う。

- (3) 勤務実績に基づく処遇の推進（勤務実績に応じた昇給制度の導入、ボーナスへの勤務実績の反映の拡大）

現行の普通昇給では、ほとんどの職員が1年に1号俸昇給していることに加え、特別昇給についても、持ち回りの運用になりがちであるため、昇給への勤務実績の反映が十分行われているとは言い難い状況となっている。このため、現行の俸給表の号俸を4分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、普通昇給と特別昇給を勤務実績の評価に基づく昇給に統合し、勤務実績を適切に反映できるよう整備を図ることとした。具体的には、勤務成績が「良好」を超える区分については分布率を設定するとともに、「良好」未満の区分についてはその判断の基準を示すなどして、各府省において実効ある運用が行われるようにすることとした。

また、ボーナス（勤勉手当）についても、支給額に勤務実績をより反映し得るよう、「優秀」以上の成績区分の人員分布を拡大する。

こうした給与上の仕組みは、現在政府で検討中の新たな人事評価制度が実施されるまでの間は、当面の措置として、現行の各府省における勤務成績の判定手続を前提として運用することとなるが、勤務実績を的確に反映させるためには、各府省の人事当局と職員団体等との間で十分な話し合いが行われることが望ましく、本院としても、実効性ある評価が行われるよう、そうした取組を支援していくこととする。

- (4) スタッフ職活用のための環境整備

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、高度の専門能力を持つ

スペシャリストがスタッフとして活躍するとともに、在職期間の長期化への対応の観点から、職員が専門的な能力・経験を活かしつつ多様な働き方ができるような環境を整備することが必要である。そのため、スタッフ職職員の適切な給与処遇が行えるよう専門スタッフ職俸給表を新設する。各府省においては、複線型人事管理の具体化、専門スタッフ職にふさわしい職務の整備等、早急にその詰めを行っていく必要がある。

(5) その他の見直し

以上のほか、これまで俸給月額の設定率制としていた俸給の特別調整額（管理職手当）の職務・職責に応じた定額化、本府省における職務の特殊性・困難性、人材確保の必要性に配慮した本府省手当の新設を行う。

(6) 実施時期等

(1)の俸給水準の引下げは、平成18年4月1日から実施する。俸給の引下げについて、激変緩和措置を講ずる一方で、新たな改善措置に要する原資を確保するため、同日から4年間、昇給幅の抑制を行う。これらの措置により、(1)から(5)に示した新たな手当等は、平成22年度までの間に順次実施することとする。

## 給与勧告の基本的考え方

### 1 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、従来より、国家公務員の給与水準の適正化に加えて、給与制度の見直しについても勧告を行っている。

公務員給与については、納税者である国民の理解と納得を得る必要があることから、本院が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、官民給与の精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されている。勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定を図ることにより、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

## 2 民間準拠の考え方

本院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。比較対象となる民間企業の規模については、会社組織で働く民間従業員の過半数をカバーしている企業規模100人以上とするとともに、比較方法についても、単純な官民給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、年齢、勤務地域などを同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、仮に公務員に労働基本権があればどのような結果となるのか等を念頭に置きつつ、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を確保することが必要であるが、その給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員をはじめ広く国民の理解と納得を得られる方法であると考えられることによる。

## 3 公務員給与を取り巻く諸情勢

(1) 最近の賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の所定内給与は、パートタイム労働者を除く一般労働者の増加もあって、昨年4月に比べ0.8%増加している。また、所定外給与は0.5%増加しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は0.8%の増加となっている。一般労働者では、中高年齢層の増加なども影響して、所定内給与及びきまって支給する給与は、それぞれ0.8%の増加となっている。

なお、同調査によると、本年4月の常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合は、昨年4月に比べると、0.20ポイント減少して20.93%となっている。

イ 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月と同水準となっており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、全国）は、昨年4月に比べ名目3.0%の減となっている。

本院が家計調査を基礎に算定した本年4月における全国の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,270円、201,420円及び236,570円となっている。また、「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、129,650円となっている。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

## ウ 雇用情勢

本年4月の完全失業率（総務省「労働力調査」）は、昨年4月の水準を0.3ポイント下回り、4.4%（季節調整値）となっている。

また、本年4月の有効求人倍率及び新規求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）は、昨年4月に比べると、それぞれ0.16ポイント、0.18ポイント上昇して0.94倍（季節調整値）、1.42倍（同）となっている。

## (2) 各方面の意見等

### ア 有識者との懇話会、中小企業経営者等との意見交換等

本院は、公務員給与の改定を検討するに当たって、東京のほか全国40都市において有識者との懇話会、中小企業経営者等との意見交換を行うこと等により、広く国民の意見の聴取に努めた。

各界との意見交換においては、給与構造の改革の内容や現行の官民比較の方法について、おおむね妥当との意見が多かったが、国家公務員は全国で同じ仕事をしているので、給与水準に地域差を設ける必要はないのではないか、公務員の仕事を評価して、給与に反映させることは難しいのではないかなどの意見も見られた。

また、本院が委嘱している「国家公務員に関するモニター」(500人)においては、公務員の給与を決定するに当たって重視すべき要素として、「個々の職員の仕事の実績や成果」(54.7%)、「就いている仕事の種類や内容」(33.8%)とする意見が高い割合となっている。

### イ 公務員給与に関する要請等

公務員給与に関して、本年6月に、政府から「人事院において、民間企業における賃金体系の改革の動向を踏まえ、公務員の給与体系の見直しを進める」よう、本院に対して要請が行われている。また、同月、財政制度等審議会から「現在人事院において、地域における民間賃金の実情をより具体的に反映し、職務・職責や実績を的確に反映すべく、給与構造の基本的見直しが検討されている。早急にその結論を得、具体化を図るべきである。」との意見が出された。

## 官民の給与較差に基づく給与改定

### 1 官民の給与の比較

#### (1) 職員の給与の状況

本院は、「平成17年国家公務員給与等実態調査」を実施し、給与法適用の常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。その結果、本年の民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(169,697人、平均年齢40.3歳)の本年4月における平均給与月額が382,092円となっており、医師、刑務官等を含めた職員全体(289,949人、平均年齢41.0歳)では400,967円となっている。

また、行政職俸給表(一)適用者の平均給与月額を組織区分別にみると、本府省424,441円(平均年齢39.1歳)、管区機関396,340円(同41.3歳)、府県単位機関382,242円(同42.2歳)、その他の地方支分部局359,506円(同39.7歳)、施設等機関等356,391円(同38.3歳)となっている。

(参考資料 1 公務員給与関係 参照)

#### (2) 民間給与の調査

## ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約40,000（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した8,280の事業所を対象に、「平成17年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約29万人及び研究員、医師等54職種の約6万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、給与の抑制措置の状況や、各企業における雇用調整の実施状況等について、本年も引き続き調査を実施した。

なお、この職種別民間給与実態調査の対象となる事業所については、給与改定の状況等にかかわらず無作為に抽出しており、ベースアップの中止・ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置を行った事業所の給与の実態も的確に把握するように設計されている。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も91.0%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

## イ 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

### (ア) 本年の給与改定の状況

#### (初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で60.1%（昨年59.3

%)、高校卒で26.9% (同26.3%)と昨年に比べて増加しているが、そのうち大学卒で85.8% (同84.1%)、高校卒で85.8% (同86.1%)の事業所で、初任給は据置きとなっている。

#### (給与改定の状況)

別表第1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員について、ベア慣行のない事業所の割合が56.4% (昨年37.7%)と大幅に増加しており、ベースアップを実施した事業所の割合は20.5% (同25.3%)にとどまっている。民間事業所における地域別の給与改定の状況をみると、別表第2に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを中止した事業所の割合は北海道・東北地域の30.9%から近畿地域の18.3%までとなっており、地域別にバラツキが生じている。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.6% (昨年71.0%)となっており、昨年に比べて増加している。

#### (賃金カットの状況)

別表第4に示すとおり、賃金カットを実施した事業所は、一般の従業員では0.8% (昨年1.3%)、課長級では1.5% (同2.2%)となっており、昨年に比べて減少している。

#### (年俸制の導入状況)

別表第5に示すとおり、年俸制を導入している事業所は、課長級

では18.2%（昨年16.2%）、部長級では22.9%（同23.5%）となっている。

#### (イ) 雇用調整の実施状況

別表第6に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成17年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は31.5%となっており、昨年（35.3%）より減少している。雇用調整の措置内容としては、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換（12.3%）、部門の整理・部門間の配転（11.5%）、採用の停止・抑制（10.6%）、残業の規制（6.7%）、転籍出向（5.9%）の割合が比較的高く、希望退職者の募集（3.2%）、正社員の解雇（1.2%）、一時帰休・休業（0.4%）などの厳しい措置も引き続き実施されている。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

#### (3) 官民給与の比較

##### ア 月例給

##### （官民給与の較差）

本院は、国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、別表第7に示すとおり、公務員給与が民間給与を1,389円（0.36%）上回った。

なお、本年より、官民比較を行う給与種目について、実費弁償としての性格が強まった通勤手当を比較給与種目から外し、民間における役付手当の実態等を踏まえて俸給の特別調整額を比較給与種目に加えることとした。

#### （諸手当）

民間における家族手当の支給状況を調査した結果は、別表第8に示すとおりであり、職員の扶養手当の現行支給額と比較すれば、職員の扶養手当の支給額が民間の家族手当の支給額を上回っている。

### イ 特別給

本院は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。また、民間の支給状況をより迅速に公務員給与に反映させるため、昨年から、民間の特別給の前年8月から当年7月までの1年間の支給実績を調査し、その結果に基づいて官民比較を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第9に示すとおり、所定内給与月額 $\times 4.46$ 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（ $4.40$ 月）を上回っている。

## 2 本年の給与の改定

### (1) 改定の基本方針

前記のとおり、本年4月時点で、公務員の月例給与が民間給与を1,389円(0.36%)上回っていることが判明した。これは、大企業を中心とした企業収益の改善にもかかわらず、ベースアップを実施した事業所が少なくなっていること、地域別の経済情勢は様々であり、地域別の給与改定の状況も異なっていること、平均年齢の上昇等により国家公務員の給与が増加したことなどによるものと考えられる。

給与勧告を通じて官民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することは、労働基本権制約の代償措置として、これまで各方面から強く求められているものであり、このような機能は民間の給与水準が上がる場合だけでなく、下がる場合も同様に働くべきものである。

本年においては、公務員給与が民間給与を上回ることとなったが、本院としては、官民の給与較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給与の引下げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給与の改定については、基本的な給与である俸給月額の引下げ改定を行うとともに、扶養手当を引き下げることにした。

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年冬と本年夏の1年間の民間の特別給の支給割合に見合うよう、0.05月分引き上げる必要があると判断した。

## (2) 改定すべき事項

### ア 俸給表

#### (行政職俸給表(一))

官民の給与比較を行っている行政職俸給表(一)については、官民の給

与較差の大きさ等を考慮しつつ、すべての職務の級の俸給月額について同率の引下げ改定を行うこととする。

この改定により、俸給表の俸給月額（本年4月現在平均328,976円）は、平均1,054円（0.3%）の減となる。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

（行政職俸給表(一)以外の俸給表）

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に、所要の改定を行うこととする。

指定職俸給表については、従来から参考としている民間企業の役員報酬との間の差が拡大していると認められるものの、公務部内の均衡に配慮し、行政職俸給表(一)と同程度の引下げ改定を行う。

## イ 扶養手当

民間における家族手当の支給状況をみると、配偶者及び子に対する手当額がそれぞれ減少しているが、子を扶養する職員の家計負担の実情を考慮して、配偶者に係る支給月額を500円引き下げることとする。

この改定により、行政職俸給表(一)の職員の扶養手当の平均受給額12,142円は、214円（1.8%）の減となる。

## ウ 期末手当・勤勉手当等

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を

0.05月分引き上げ、4.45月分とすることとする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に割り振ることとし、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成18年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。

また、指定職俸給表適用職員の期末特別手当、再任用職員の勤勉手当及び期末特別手当、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げ、平成18年度以降においては、再任用職員の期末特別手当について期別の再配分を行うものとする。

## エ その他

医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行う。

委員、顧問、参与等の手当について、指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

なお、俸給の月額等の引下げに伴い、調整手当など俸給の月額等を算定基礎としている諸手当は、はね返りにより行政職俸給表(一)の職員の場合、平均で118円の減となる。

### (3) 改定の実施時期等

本年の官民の給与較差に基づく給与改定は、公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための法律の規定は、官民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日

( 公布日が月の初日であるときは、その日 ) から施行することとする。  
なお、給与構造の改革に伴う給与改定については、 に示すとおり、平成18年4月1日から段階的に実施することとする。

官民給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消させる観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この調整については、施行後速やかに調整が行われる必要があること、弾力的な調整を行う場合は月例給より特別給としての期末手当が適切と考えられることなどから、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の官民較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。具体的には、職員が本年4月に受けた官民比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に較差の率 ( 0.36% ) を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月期の特別給に較差の率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整を行うこととする。

なお、俸給表の切替えに伴う調整措置としては、改定後の俸給表適用の日前に職務の級に異動があった職員等の号俸等について逆転防止のために必要な調整を行う。

#### (4) その他の課題

##### ア 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当については、平成15年の勧告時の報告において、実態

等を精査して見直すことを表明して以来、業務の外部委託の進展等により手当の支給実績が極めて低いもの、技術の進歩、社会情勢の変化等により特殊性が薄れていると考えられるものを中心に見直しを進めているところである。

この結果、平成16年に6手当9業務、平成17年に9手当14業務の見直しを行ったところであるが、今後も引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを図るための検討を進めることとする。

## イ 官民比較方法の見直し

官民比較における比較給与種目については、本年の官民比較より、通勤手当を比較給与種目から外し、俸給の特別調整額を比較給与種目に加えることとした。

また、民間企業における人事・組織形態の変化に対応できるように、昨年来、民間企業におけるスタッフ職の従業員、非正規社員及び派遣労働者の在職実態の調査を行ってきた。

その結果、スタッフ職の従業員については、各事業所において、官民比較の対象となる事務・技術関係職種の従業員が、各役職段階に2割から3割程度在職しており、また、スタッフ職の従業員は、ライン職の従業員と同様の雇用形態にあることから、引き続き、比較対象とする場合の要件等について検討していくこととする。一方、非正規社員及び派遣労働者は、短期雇用を前提に、時給制が多く、諸手当の支給割合が低いなど、雇用形態、賃金形態が常勤職員とは明確に異なっていることから、官民比較の対象とすることは困難である。

官民比較の方法については、今後とも、民間企業の実態等を的確に

把握していくほか、学識経験者の研究会を設けて、検討を行っていくこととする。

#### ウ 独立行政法人等の給与水準の把握

本院は、昨年度から各主務大臣及び総務省で行っている独立行政法人の給与水準の公表において必要な協力をしており、今年度からは、新たに公表対象となった独立行政法人国立病院機構等並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人の給与についても、国家公務員との比較対象職種を拡大して比較指標等を作成・提供しているところである。

本院としては、専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において、今後とも適切な協力を行うこととする。

### 給与構造の改革

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 改革の背景

戦後の公務員給与は、制度的には、職務・職責に応じた給与を支給することを基本とし、成績に応じて昇給・昇格やボーナスの支給を行うものとしてきたが、現実には、経済成長に伴う給与水準の上昇の下、年功的な処遇が行われてきた。

近年、長期低迷が続く経済環境の下で、民間企業では経営の合理化・効率化が求められ、その一環として仕事や成果に応じた賃金制度を導入する動きが広がっている。同時に、新たな事業への弾力的な人材配置の必要などから、仕事や実績を的確に反映できる賃金制度へ改める動きも見られる。

公務においても、厳しい財政事情の下、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進することが求められている。国家公務員の任用システムは、継続的、安定的な行政を維持するため、多様な職務経験を経ながら職務遂行に必要な専門能力等を育成することを基本とした長期雇用を原則とするものになっている。しかし、このような長期雇用が年功的な給与処遇につながらないように、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、個々の職員の給与決定についても職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していく必要がある。

公務員給与は、職員の最も重要な勤務条件であり、その制度の基本は、各府省人事当局、職員団体等の意見を十分聴取した上で、民間との均衡を考慮して整備していく必要がある。また、新しい公務員給与のシステムが国民の目から見て合理性・納得性を持つものとなっていることが重要である。このため、今回の見直しに当たり、本院としては、民間企業の賃金制度及び民間賃金の水準について十分調査・検証を行いつつ、公務部外の有識者の意見を聴取するとともに、公務部内の関係者とも十分意見交換を行った。

## (2) 改革の必要性

### ア 地域における公務員給与水準の見直し

国の行政は全国各地で等しく行われていることから、その行政を担う国家公務員の基本的な給与は全国共通の俸給表に基づいて支給されている。現在、国家公務員に適用されている俸給表の水準は、東京都特別区などの高い民間賃金を含んだ全国平均の官民の給与較差に基づいているため、民間賃金の低い地域では公務員給与水準が民間賃金を

上回るという状況が生ずることとなっている。全国共通に適用される俸給表を維持する一方で、このような状況を改めるためには、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、地域の民間賃金がより適切に反映されるよう、俸給水準の引下げを行い、民間賃金水準が高い地域では地域間調整を図るための手当を支給するなどの措置を講ずる必要がある。

#### イ 年功的な俸給構造の見直し

現行の俸給表は、上位の職務の級に昇格しないとしても俸給が一定の水準まで到達するよう配慮した号俸設定が行われているため、上下の職務の級の間における水準の重なりが極めて大きな構造となっている。加えて、最高号俸に達した職員も良好な勤務成績を挙げれば特別に最高号俸を超えた俸給月額に決定し得る仕組み（いわゆる「枠外昇給制度」）となっており、年功的な給与上昇を許容するものとなっている。

俸給は、生活給の側面も有しているが、基本的には職務・職責に応じたものとして支給されるべきものである（職務給の原則）。そのため、職務の級間の水準の重なり縮小、最高到達水準の引下げによる給与カーブのフラット化、いわゆる枠外昇給制度の廃止などの措置を講ずる必要がある。

#### ウ 勤務実績に基づく処遇

現行の特別昇給制度や勤勉手当制度は勤務実績を反映して行うべきものとされているが、成果が数字に現れにくいという公務の特性や、

チームワークが重視される職場風土の下で、職員を評価するシステムや技法が十分に定着してこなかった。このため、いわゆる持ち回りの運用の指摘が行われるなど、勤務実績の給与への反映は、十分とはいえない状況にある。

これに対しては、新たな人事評価制度を早急に構築していく必要があるが、それまでの間、当面、現行の各府省における給与決定のための勤務実績の判定の運用をよりの確に行うことを前提として、新たな人事評価制度における活用も視野に入れつつ、昇給や勤勉手当に関し、成績判定結果を的確に反映し得る給与制度を整備しておく必要がある。また、いわゆる枠外昇給制度の廃止も踏まえ、55歳昇給停止措置について見直しを行う必要がある。

## エ スタッフ職活用のための環境整備

行政の多様化、複雑・高度化に対応するためには、高度の専門能力を持つスペシャリストがスタッフとして活躍できるような環境を整備する必要がある。

また、近年の「天下り」に対する国民の厳しい批判にこたえとともに、高齢社会を踏まえた職場作りという視点に立って、現在、政府全体として早期退職慣行の是正、在職期間の長期化への取組が進められているが、高い士気の下、在職期間の長期化を進めるためには、ライン職において適材適所の人事配置を推進することに加え、これまで培ってきた専門能力をスタッフとして活用できるようにする道を拡大するなどの複線型人事管理を導入する必要がある。現在、各府省において、複線型人事管理の具体化について検討が進められているが、本

院としても、関係方面と連携を図りながら、そうしたスタッフ職職員の人材確保のため、適切な給与処遇が行えるよう専門スタッフ職俸給表を設ける必要があると考えている。

#### オ その他の見直し

以上の見直しに加え、より職務・職責に応じた給与を推進するとの観点から、これまで俸給月額率の定率制としていた俸給の特別調整額（管理職手当）について、管理職員の職務・職責に応じた定額制とする必要があるほか、本府省における職務の特殊性・困難性、人材確保の必要性に配慮した本府省手当を新設する必要があると認められる。

## 2 改革すべき事項

### (1) 俸給表及び俸給制度の見直し

地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適切に反映したものとなるよう、地域間配分を見直すこととする。

この見直しについても、役職段階、学歴、年齢などの給与決定要素を合わせて官民の給与を比較するラスパイレス方式により行うことが適当であり、また、サンプル数の制約等によりこの方式が技術的に可能な最小の単位は地域ブロックであることから、官民の給与較差のマイナス幅が最も大きい地域の結果を参考として、全国共通の俸給表の水準を引き下げることとする。また、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与とするため、俸給表の級構成、号俸構成及び給与カーブの是正を行うとともに、昇給・昇格制度についても見直しを行う。

## ア 行政職俸給表(一)の見直し

### (ア) 俸給水準の是正

平成15年、平成16年及び平成17年の地域別の官民の給与較差の3年平均値を参考として、本年の改定を行った後の俸給表の水準を全体として、平均4.8%引き下げる(平成17年の地域別の官民の給与較差については、別表第10参照)。その際、中高年齢層については、公務員給与が民間給与を7%程度上回っていることを踏まえ、更に2%程度引き下げる。一方、若年の係員層については、俸給水準の引下げは行わないこととする。

具体的には、現行4級以上の各級について、民間水準を上回る傾向が見られ始める30歳代半ばの職員に適用されている号俸以上の号俸については、4.8%の水準引下げに加え、更に最大2%程度引き下げる。他方、現行4級・5級等の前半号俸の水準引下げを4.8%未満に抑制する。現行1級・2級及び3級の前半号俸については、引下げを行わない。現行3級の後半号俸については、現行4級以上の水準引下げを踏まえ、必要最小限の引下げを行う。

### (イ) 級構成の再編

次のような級構成の見直しを行い、現行の11級制から10級制の級構成とする。

職務・職責の同質化が進み、人事管理上も別々の職務の級として存続させる必要性の少なくなった現行1級及び2級(係員級)並びに現行4級及び5級(係長級)をそれぞれ統合する。

なお、現行1級及び2級の統合に伴い、種採用職員及び種採用職員はともに新1級に決定されることとなるが、その初任給

については、これまでと同様の号俸差を設けることとする。

近年、本府省課長の中には、複数の部局課の業務の調整など従来の本府省課長の職責を上回る職務が生じてきており、これらの職務を適正に評価するため、新たな職務の級を設ける。

(ウ) 号俸構成等

現行の1号俸当たりの昇給額では額が大きく、きめ細かい勤務実績の反映を行うことが困難であることから、現行の号俸を4分割する。

現行の俸給表では、昇格しないとしても一定の水準に達することができるよう号俸設定が行われているため、上下の職務の級間で水準の重なりが大きくなっている。職務の級間の水準の重複を減少させるため、初任の職務の級を除く現行4級以上の各職務の級について、いわゆる1号上位昇格制度を適用した結果、現在在職者がいないか、在職実態が極めて少ない初号等の号俸をカットする。

現時点における最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、枠外在職者が極めて少ない職務の級を除き、当該職務の級における枠外在職者の少なくとも過半数が最高号俸までの対象となるよう、現行の3号俸に相当する範囲内で号俸の増設を行う。

(エ) 中途採用者の初任給決定の制限の見直し

民間経歴等を有する者の初任給決定については、公務部内の長期勤続者を優遇する観点等から、5年以内の民間経歴は1年につき1号俸とするものの、5年を超える民間経歴は1.5年を1号俸換算すること、上位の職務の級の初号の水準を上回らないこと（いわゆる

「初号制限」)などの制限が設けられてきた。今般の見直しでは、有用な民間経験を持つ者の初任給を公務に直採用された者と同等に決定することが可能となるよう、これらの制限を見直すこととする。

(オ) 昇格時の号俸決定方法

昇格時の号俸決定は、昇格時の職務・職責の高まりを給与上評価するものであることから、現行と同様の昇格メリットを確保するとともに、どの号俸からでも一定の昇格メリットを享受できるよう、昇格前の俸給月額に対応する基幹号俸（各職務の級の初号を基点として4号俸ごとに置かれる号俸）の俸給月額に職務の級別に一定額を加算した額に対応する上位の職務の級の基幹号俸に所要の号俸数を加算した号俸の俸給月額に決定する方法に改める。具体的には、俸給表別、職務の級別に、昇格対応号俸表を別に定めることとする。

(カ) 級別資格基準表の取扱い

級別資格基準表については、職務の級の再編に応じて修正した上で、昇格に当たって必要な勤務成績を総合的に判断するための期間と位置づけて、当面存置する。なお、勤務成績が極めて優秀な場合の必要経験年数等の特例も、当面存置する。

イ 指定職俸給表の見直し

指定職俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を考慮し、その水準を現行の行政職俸給表(一)11級と同程度引き下げるとともに、現在在職者がいない1号俸から3号俸までの号俸をカットする。

ウ 行政職俸給表(一)及び指定職俸給表以外の俸給表の見直し

行政職俸給表(一)及び指定職俸給表以外の俸給表については、行政職俸給表(一)との均衡を基本とし、各俸給表ごとに適用される各職種における運用実態を考慮して、職務の級及び号俸構成、水準是正などの見直しを行う。

なお、行政職俸給表(一)を含め、各俸給表における級構成及び平均改定率をまとめると、別表第11及び別表第12のとおりとなる。

#### エ 委員、顧問、参与等の手当

委員、顧問、参与等の手当については、指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額の引下げを行う。

#### オ 再任用職員の俸給月額並びに任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表の見直し

再任用職員の俸給月額については、基本的には、当該俸給月額が設定されている各俸給表の各職務の級ごとに、同程度の水準にある再任用職員以外の職員の俸給月額の改定率に準じて引下げを行うが、号俸カットにより同程度の水準にある再任用職員以外の職員の俸給月額がなくなる場合には、号俸カット後の新初号の俸給月額とする。しかし、その額が現行の再任用職員の俸給月額を上回る場合には、当面、現行の俸給水準をそのまま据え置くこととする。

任期付研究員俸給表については、研究職俸給表の改定率に準じて、特定任期付職員俸給表については、行政職俸給表(一)の改定率に準じて、それぞれ引下げを行う。

## カ 俸給の調整額の見直し

俸給の調整額については、俸給表の水準是正との整合性を確保する必要があり、その調整基本額は、現行の算定基礎とされている俸給表の各職務の級の号俸（原則として中位号俸）に相当する新俸給表の各職務の級の号俸の俸給月額<sup>3</sup>の3%に相当する額とする。

## (2) 地域手当及び広域異動手当の新設

### ア 地域手当の新設

現行の調整手当制度は、それまで物価及び生計費に着目した地域間調整を行っていた暫定手当制度を賃金、物価及び生計費の地域差に着目した制度に転換するため、昭和42年に措置された。

今般の改革においては、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるような地域給制度を導入する必要があることから、これまでの調整手当に替えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給することとする。

### (ア) 支給地域の指定

地域手当の支給地域の指定は、民間事業所が集積し、経済活動が安定的、継続的に行われている地域について行う趣旨で、人口5万人以上の市を単位として行う。また、中核的な都市が支給地域となる場合は、当該都市と地域の一体性が認められる市町村についても支給地域に指定する。

### (イ) 支給区分及び手当額

民間賃金が特に高い東京都特別区の支給区分については、現行給

与水準を維持するために必要な18%とし、それを上限に、現行の調整手当との連続性等を考慮して、18%、15%、12%、10%、6%及び3%の6区分とする。また、手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額とする。

(ウ) 指定基準

俸給水準が4.8%引き下げられることを考慮して、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による賃金指数（全国平均100、10か年平均）が95.0以上であることを基本として、支給地域及び支給割合を定めるものとする。調整手当支給地域（指定解除のため経過措置が適用されている地域を除く。）のうち、当該基準を満たさない地域については、当分の間、適用することとされていた調整手当の支給割合と同じ割合の地域手当を支給する。

（地域手当の支給地域及び支給割合については、別表第13参照）

なお、このほか、調整手当を地域手当に改めることに伴う所要の経過措置を講ずるものとする。

(エ) 地域手当の特例

現在、成田国際空港及び中部国際空港の区域に設置されている官署については、これらの空港が設置されている市町村に係る調整手当の支給区分にかかわらず、移転に伴う当分の間の特例措置としての調整手当が支給されている。

これらの大規模空港については、大都市部に設置されていたものが周辺地域に移転した経緯があり、大都市との一体関係があること、当該移転時に多数の官署とともに相当多数の民間事業所も移転し、当該民間事業所の賃金は空港が設置されている市町村の

民間事業所の賃金とは異なっている等の特別の事情が認められることから、これらの空港の区域に設置されている官署に在勤する職員について、特例措置として、15%を超えない範囲内の支給割合による地域手当を支給する。それに伴い、当該官署から異動した職員については、 の特例の対象に含めることとする。

民間における医師の給与水準について、地方勤務者の給与水準が高いという特性を考慮して、医療職俸給表(一)適用者等については、支給区分15%以上の地域に在勤する場合を除き、在勤する地域にかかわらず、特例措置として15%（現行調整手当10%）の地域手当を支給する。

その他の官署移転の円滑な実施、移転官署の要員の確保等に資するために設けられている現行の調整手当の特例措置は、地域手当の特例措置として継続する。

公務においては、全国一律の行政サービスの提供、多様なキャリアを積ませることによる人材育成、昇進管理や職場の活性化といった人事管理上の要請、行政の相手方との癒着等の不正の防止、へき地勤務の公平性の確保等の観点から、転勤を伴う人事異動がかなりの頻度で行われている。

適材適所の職員配置を行うに当たり、異動後の地域手当の支給割合が現に受けている地域手当の支給割合を下回る場合には、円滑な異動及び適切な人材配置を確保するため、その職員が受けている地域手当の支給割合を一定期間保障する必要がある。具体的には、平成16年に見直しを行った現行の調整手当の異動保障措置と同様の措置として、異動後1年間の地域手当の支給割合は異動

前の支給割合と同じ割合、2年目は1年目の支給割合の8割を特例的に支給するものとする。

(オ) 諸手当の算定基礎

地域手当は、民間賃金水準に合わせて俸給水準の調整を行う手当であることから、現行の調整手当と同様に、諸手当（超過勤務手当、期末・勤勉手当等）の算定基礎とする。

イ 広域異動手当の新設

国の行政においては、公正なサービスの提供、各官署における適正かつ責任ある業務執行の確保等のため、相当数の職員について広域的な異動を行う必要がある。俸給水準が民間賃金水準の低い地域の水準を考慮して引き下げられる中で、民間において転勤のある企業（他県に支店のある企業）の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮すれば、広域異動を行った職員に対して新たに広域異動手当を設けることが適当である。

(ア) 支給対象

官署を異にする異動を行った職員のうち、異動前後の官署間の距離及び異動前の住居から異動直後に在勤する官署までの間の距離がいずれも一定以上（60km以上）となる職員に支給する。

(イ) 手当額

広域異動手当は、広域異動の日から、原則として3年以内の期間について支給する。手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、原則として、異動前後の官署間の距離区分に応じて、60km以上300km未満の場合は3%、300km以上の場合は6%

を乗じて得た額とする。

(ウ) 他の手当との調整

地域手当（地域手当の特例を含む。）が支給される場合には、広域異動手当の額が地域手当の支給額を超える場合に限り、当該超える部分の額の広域異動手当を支給する。また、特地勤務手当に準ずる手当が支給される場合には、特地勤務手当に準ずる手当の額を一定程度減ずることとする。

(エ) 諸手当の算定基礎

広域異動手当は、民間賃金水準を考慮して俸給水準の調整を行う手当であることから、現行の調整手当と同様に、諸手当（超過勤務手当、期末・勤勉手当等）の算定基礎とする。

なお、上記ア(エ) の地域手当の特例措置及び上記イの広域異動手当の実施に当たっては、各府省において行われている転勤が、公務上の必要性に基づき適切に行われるよう十分留意する必要がある。

(3) 勤務実績の給与への反映

ア 勤務実績に基づく昇給制度の導入

現在行われている特別昇給（定員の15%以内）と普通昇給は、ともに勤務実績が良好以上の者を対象とすることとされているが、持ち回りの運用や一律的運用がなされる傾向にあることから、両者を統合するとともに、昇給の区分を5段階（A～E）設けることで、職員の勤務実績が昇給に適切に反映される仕組みとする。

(ア) 昇給時期の統一

昇給時期を全府省共通の年1回、1月1日に統一し、昇給のための勤務成績判定期間を前年の1月1日から12月31日までとする。

(イ) 昇給の基準

職員を初任層、中間層及び管理職層に区分し、それぞれの職員層ごとに、昇給区分に応じた昇給号俸数を設定する。さらに、勤務成績が「特に良好」である場合に適用される昇給区分B以上については、適用される職員割合を示した分布率を運用指針として設定する（別表第14参照）とともに、判断に当たっての基本的考え方を示すこととする。その際、管理職層は、それ以外の職員層よりも「良好（標準）」の場合に適用される昇給区分Cの昇給号俸数を抑制することとする。

勤務成績が「良好（標準）」に満たない場合の昇給区分D以下については、分布率は設定せず、該当事由に関する判断基準を別に定めることとする。

なお、採用後の最初の昇給など勤務成績判定期間が1年に満たない者について、勤務成績を量的に判断する一つの基準として、1年間のうちの実勤務期間の割合に応じて昇給号俸数を算出することができることとする。

あわせて、殉職、表彰等に基づく昇給については、人事管理上の必要性を踏まえ、適切な時期に昇給が行えるよう別途措置する。

(ウ) 枠外昇給制度の廃止等

年功的な給与制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、最高号俸に達した職員も良好な勤務成績を挙げれば特別に最高号俸を超えた俸給月額に決定し得る現行のいわゆる

る枠外昇給制度を廃止する。これに伴い、枠外俸給月額への初任給決定が可能な仕組みについても廃止する。

(エ) 55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置の導入

公務の中高年齢層の給与は民間より高いこと、民間では年齢による昇給停止が5割近くあったことなどから、公務でも55歳昇給停止措置をとってきている。今回の見直しによって、昇給制度は厳しく勤務成績を反映させる制度に改められるとともに、中高年齢層の水準を平均引下げ率より更に2%程度引き下げ、給与カーブのフラット化を進め、かつ、いわゆる枠外昇給制度を廃止することにより、中高年齢層の給与上昇が抑制されることとなる。このような抑制措置がとられることに加え、勤務実績に基づく昇給制度が導入されることからすれば、中高年齢層についても勤務実績をより適切に給与に反映させるよう、年齢により一律に昇給停止させる制度は廃止することが適当と考えられる。しかしながら、民間企業においても年齢による昇給停止措置がある事業所の割合は、成果主義の導入等により減りつつはあるものの、なお3割を占めていること、昇給制度についても新たな人事評価制度が導入されない中での運用となることから、55歳以上の昇給についてはその昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制するものとする。

イ 勤勉手当への実績反映の拡大

勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、本年の勤勉手当の支給月数の引上げ分(0.05月分)の一部(6月期、12月期にそれぞれ0.015月分)を用いて、「優秀」以上の成績区分の人員分

布の拡大を図ることとする。また、新たに「特に優秀」及び「優秀」の成績区分に係る人員分布率を設定する。

(ア) 「良好（標準）」の成績率

「良好（標準）」の成績区分に係る成績率を100分の71（特定幹部職員にあつては、100分の91）とする。

(イ) 分布率の設定

「特に優秀」及び「優秀」の成績区分に係る人員分布率を設定する（別表第15参照）。

ウ 昇格基準の見直し

昨年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」に基づいて、現在政府及び本院を含む関係者により新たな人事評価制度の試行が検討されており、本格的な昇格基準は新たな人事評価制度の導入を踏まえて改めて検討する必要がある。一方、それまでの間の暫定的な措置として、現行制度の枠内での昇格運用の改善措置を進める。

具体的には、昇格の要件として現在運用通知で規定されている「勤務成績が良好であること」を人事院規則で明示し、昇格に係る勤務成績の判定に当たって次のような運用指針を定める。

昇格に係る勤務成績判定のための基礎資料の一つとして、勤務評定記録書等とともに昇給及び勤勉手当に係る勤務成績の判定結果を活用すること。

昇格日前1年間において、昇給及び勤勉手当に係る勤務成績の判定基準に照らし、「良好（標準）」を下回る場合に該当するような事実がないこと。

## エ 給与決定のための勤務成績の判定についての改善

昇給、勤勉手当における勤務成績の判定については、従来から各府省において行われているところであるが、全般的に見ると、職員及び管理者の双方において評価制度に対する信頼が十分でないことから、現在の評価の在り方を見直さないまま給与に差を持ち込むことには慎重となるところが多かった。

現在、新たな人事評価制度の構築に向けて政府全体での検討が行われているが、適切な評価に基づく勤務実績の給与への反映は、能力・実績主義の給与を一層推進し、個々の職員が高い士気を持って職務に精励することを確保していく上での必須条件であり、その実現に向けて今後とも着実に歩を進めていく必要がある。

今回、実績反映を一層進めるための昇給制度、勤勉手当制度の見直しを実施することとするが、これらの運用に資するよう、新たな人事評価制度が導入されるまでの間の措置として、現在各府省で行われている判定手続をベースに、その明確化を図ることにより、各府省の勤務成績判定の運用の実効を上げていくことが必要と考える。具体的には、客観的な事実の把握に基づく勤務成績の判定が適切になされるよう、各府省において運用体制を整備することとともに、各府省における職員の勤務成績の判定を行いやすくするとの観点から、成績上位者についての判定の尺度の例示を行うこととする。

また、標準的な勤務成績に達しないとされる場合の判定については、新たな人事評価制度が導入されるまでの間、運用の統一性の確保の観点から、全府省共通の判定基準を示すこととする。具体的には、懲

戒処分を受けた場合、訓告・嚴重注意等各府省の内規に基づく矯正措置を受けた場合、勤務すべき日数のうちの一定割合を勤務していない場合、無断欠勤がある場合のほか、職員の勤務成績が良好でないことを示す客観的な事実があり、注意や指導を受けたにもかかわらず同様の事実が繰り返し見られた場合について、昇給区分及び勤勉手当の成績率の適用において「良好(標準)」を下回る判定を行うこととする。この場合においては、具体的な事実についての適正な判断が必要となるが、に該当する事例の判断については、新たな人事評価制度が導入されていない中での取組となるため、当分の間、各府省があらかじめ人事院に協議して決定することとする。

なお、昇給区分や勤勉手当の成績率の決定に関して苦情がある職員は、人事院に対し、給与の決定に関する審査の申立てを行うことができる。

#### (4) 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、高度の専門能力を持つスペシャリストがスタッフとして活躍できる給与の枠組みを準備するとともに、在職期間の長期化への対応の観点から、職員が専門的な能力・経験を活かしつつ多様な働き方ができるよう、複線型人事管理の導入に向けての環境整備として、専門スタッフ職俸給表を新設する。

専門スタッフ職俸給表の級構成は、3級構成程度の簡素なものとし、各職務の級の水準は、新たな行政職俸給表(一)の本府省の課長補佐級から課長級までの給与水準に対応する水準とする。

なお、その具体化に当たっては、各府省における複線型人事管理の具

体的な検討や、専門スタッフ職にふさわしい職務の整備と整合するよう配慮する。

(5) 俸給の特別調整額の定額化

俸給の特別調整額について、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、民間企業において役付手当が定額化されている実態も踏まえ、定率制から定額制に移行する。

ア 手当額

俸給の特別調整額の手当額は、俸給表別・職務の級別・支給区分別の定額制とする。行政職俸給表(一)が適用される職員の手当額については、定額化実施の際の各職務の級の人員分布の中位に当たる号俸の俸給月額に支給区分別の支給率を乗じて得た額とする。また、行政職俸給表(一)以外の俸給表が適用される職員の手当額については、行政職俸給表(一)との均衡を考慮して算定する。

イ 改善措置

地方機関の管理職に適用される三種から五種までの手当額については、超過勤務手当が支給される管理職昇任前の職員との関係、地方機関の超過勤務手当の支給実績を考慮した改善を行った上で定額化する(三種17.5%(現行16%)、四種15%(現行12%)、五種12.5%(現行10%) )。

(6) 本府省手当の新設

本府省における職務の特殊性・困難性に配慮するとともに、近年、各府省において必要な人材を本府省へ確保することが困難になっている事

情を考慮し、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省手当を新設する（これに伴い、本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額（８％）は廃止する。）。

#### ア 支給対象

本府省手当の支給対象は、本府省内部部局等に勤務する課長補佐、係長及び係員のうち、行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の各俸給表が適用されている者とする。

#### イ 手当額

手当額は、役職段階別・職務の級別の定額制とする。行政職俸給表(一)が適用される課長補佐（現行７級から９級）の手当額については、本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額（８％）の水準（俸給の特別調整額が地域手当の算定基礎とされることも考慮した水準）を維持した額とし、係長以下（現行６級以下）の手当額については、手当新設の際の各職務の級の人員分布の中位に当たる号俸の俸給月額に、係長（現行４級から６級）、係員（現行１級から３級）別にそれぞれ一定の割合を乗じて得た額とする。また、行政職俸給表(一)以外の俸給表が適用される職員に対しては、当該俸給表の各職務の級に相当する行政職俸給表(一)の職務の級の手当額を支給することとする。

#### ウ 諸手当の算定基礎

本府省手当は、本府省の職務の特殊性や人材確保の必要性等に配慮した加算措置的な給与として位置づけられることから、諸手当（地域手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等）の算定基礎とはしない。

### 3 実施スケジュール

#### (1) 基本的な考え方

今般の給与構造の改革は、俸給表の水準を平均4.8%引き下げる一方で、その引下げ分を原資として、地域手当等の新設等を行おうとするものである。俸給については、最大7%程度の制度改正による引下げとなることから、その基本給としての性格も考慮すれば、経過措置を設けて段階的に実施していくことが必要となる。なお、民間企業における給与体系の見直しの実例を見ても、多くの場合急激な不利益変更をせずに何らかの経過措置を講じつつ漸進的に見直しが行われていることも考慮する必要がある。

俸給表の水準の引下げは、平成18年度から実施し、新制度の導入や手当額の引上げについては、地域手当を平成18年度から段階的に導入するなど、逐次実施を図り、平成22年度までに完成させるものとする。

#### (2) 新制度の段階的な実施方法

##### ア 俸給表等の実施時期と経過措置

新たな俸給表は、平成18年4月1日から施行することとし、同日にすべての職員の俸給月額を新俸給表に切り替える。なお、俸給表の切替えに伴う調整措置として、改定後の俸給表の適用の日前に職務の級に異動があった職員等の号俸等について逆転防止のために必要な調整を行う。また、俸給の調整額の改定も、平成18年4月1日から施行する。

ただし、上記(1)の趣旨を踏まえ、以下の方法により段階的に実施する。

新たな俸給表の俸給月額が平成18年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、経過措置として、その達するまでの間は新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額を支給する（差額を加えた額を俸給とする。）。

職員の昇給について、平成18年度から平成21年度までの間は、昇給幅を1号俸抑制する。

俸給の調整額について、新たな俸給の調整額が平成18年3月31日に受けていた俸給の調整額（同日において、人事院規則9-6-25附則に定める額を受けていた職員にあっては、当該附則の適用がないものとした場合の額）に達しない職員に対しては、平成19年4月1日から一定割合を減じる方法による経過措置を適用する。

#### イ 手当の新設等の実施方法

新たな俸給表を段階的に導入していくことに伴い、全体の給与水準との均衡に配慮しつつ、地域間給与の在り方に関わる手当が先行して導入されるよう、諸手当の改定等についても段階的に実施する。

地域手当は、平成18年度から段階的に実施し、平成22年度に完成させるものとする。その間の手当額は、人事院規則で定める暫定的な支給割合を乗じて得た額とする。

広域異動手当は、平成19年度から2段階に分けて導入し、俸給の特別調整額の定額化は平成19年度から実施するものとする。定額化後の俸給の特別調整額が平成19年3月31日に受けていた俸給の特別調整額に達しない職員に対しては、同年4月1日から一定割合を減じる方法による経過措置を適用する。

専門スタッフ職俸給表及び本府省手当の新設については、給与構造の改革の段階的導入期間である平成22年度までの間に実施するものとして準備を進めていくこととする。

なお、これらの改定については、実施年の前年の給与勧告において、その時点における職員の在職状況や民間企業の動向等を踏まえ、制度及び手当額について報告及び勧告を行う。

#### ウ 給与への勤務実績反映の実施方法

新たな昇給制度は、平成18年4月1日から実施する。この場合、新制度による最初の昇給は、平成18年4月1日から同年12月31日までを勤務成績判定期間として、平成19年1月1日に行う。

勤勉手当の勤務実績反映の拡大については、平成18年の6月期の勤勉手当から実施する。

昇格運用の見直しに係る措置については、平成19年1月1日の昇給の結果や平成18年の6月期及び12月期の勤勉手当の結果も参考にしつつ、平成19年4月1日から実施する。

新たな昇給制度における勤務成績の判定に係る改善措置等の活用は、平成18年4月1日から管理職層について先行して行い、引き続きその他の職員について行う。

なお、今後、新たな人事評価制度が導入されることとなった場合には、必要に応じ、これらの運用等について見直しを行うこととする。

#### 4 平成18年度から実施すべき事項

前記3で述べたスケジュールを踏まえ、前記2の給与構造の改革の全体

像のうち、平成18年度から実施すべき事項をまとめると、以下のとおりである。

(1) 俸給表等の改定

ア 行政職俸給表(一)

行政職俸給表(一)については、現行の1級及び2級並びに4級及び5級を統合するとともに、10級を新設し、従来の11級構成の俸給表を10級構成の俸給表とする。また、号俸を4分割し、初号等をカットするなど号俸構成を変更する。さらに、俸給月額について、全体を平均4.8%引き下げるとともに、中高年齢層が適用される俸給月額を更に2%程度引き下げ、給与カーブのフラット化を行う。

イ 指定職俸給表

指定職俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を考慮し、その水準を現行の行政職俸給表(一)11級と同程度引き下げるなど所要の改定を行う。

ウ 行政職俸給表(一)及び指定職俸給表以外の俸給表

行政職俸給表(一)及び指定職俸給表以外の俸給表についても、それぞれの俸給表の特殊性を踏まえつつ、行政職俸給表(一)との均衡を基本に、級構成、号俸構成及び俸給月額について所要の改定を行う。

エ 委員、顧問、参与等の手当

委員、顧問、参与等の手当については、指定職俸給表の改定状況を

踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

オ 再任用者の俸給月額並びに任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表

再任用者の俸給月額並びに任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表の俸給月額についても、行政職俸給表(一)等関係俸給表との均衡を基本に、俸給月額について所要の改定を行う。

カ 俸給の調整額

俸給の調整額の調整基本額は、現行の算定基礎とされている俸給表の各職務の級の号俸（原則として中位号俸）に相当する新俸給表の各職務の級の号俸の俸給月額の3%に相当する額とする。

(2) 地域手当の新設

現行の調整手当に替えて、民間賃金が高い地域に在勤する職員に対し、地域手当を支給する。現行の調整手当の特例措置のうち、現在成田国際空港等に適用されている一般職の職員の給与に関する法律第11条の5の規定は、設置に特別の事情がある空港区域についての特例措置に改める。その他の現行の調整手当の特例措置（同法第11条の4、第11条の6、第11条の7）は、地域手当においても同様に設ける。

(3) 昇給制度及び勤勉手当制度等の改定

ア 昇給制度の改定

現行の号俸を4分割し、普通昇給と特別昇給を統合する。人事院規

則で定める日（1月1日）に過去1年間を良好な成績で勤務した場合は、4号俸（管理職層は3号俸）昇給するものとする。ただし、55歳以上の職員が良好な成績で勤務した場合は2号俸昇給するものとする。また、現行のいわゆる枠外昇給制度を廃止する。

#### イ 勤勉手当制度の改定

6月期及び12月期の勤勉手当の「良好（標準）」の成績区分に係る成績率を100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）とするとともに、「優秀」以上の成績区分の人員分布の拡大を図ることとする。また、新たに「特に優秀」及び「優秀」の成績区分に係る人員分布率を設定する。

#### ウ 昇格時の号俸決定方式の改定

初任の職務の級を除く職務の級への昇格時の号俸決定について、いわゆる1号上位昇格制度を廃止し、どの号俸からの昇格でも一定の昇格メリットが生ずるように改める。

### (4) 実施時期及び段階的導入期間の特例措置

#### ア 実施時期

上記(1)～(3)の改定は、平成18年4月1日から実施する。

#### イ 段階的導入期間の特例措置

##### (ア) 俸給月額

新たな俸給表の俸給月額が平成18年3月31日に受けていた俸給月

額に達しない職員に対しては、経過措置としてその差額を支給する。

(イ) 俸給の調整額

新たな俸給の調整額が平成18年3月31日に受けていた俸給の調整額（同日において、人事院規則9 - 6 - 25附則に定める額を受けていた職員にあっては、当該附則の適用がないものとした場合の額）に達しない職員に対しては、平成19年4月1日から一定割合を減じる方法による経過措置を適用する。

(ウ) 昇給制度

平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給について、勤務成績良好者の昇給号俸数を3号俸（管理職層にあっては2号俸）とするなど、昇給号俸数を通常より1号俸ずつ抑制する。ただし、平成19年1月1日の昇給については、勤務成績判定期間が1年に満たない9か月となることから、勤務成績良好者の昇給号俸数を2号俸（管理職層にあっては1号俸）とする。

(エ) 地域手当

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間の地域手当は、人事院規則で定める暫定的な支給割合を乗じて得た額とする。なお、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の支給割合を示すと、別表第16のとおりである。

(オ) 委員、顧問、参与等の手当

新たな手当額が平成18年3月31日に受けている手当額に達しない委員、顧問、参与等に対しては、その委嘱期間が満了するまでの間、当該手当額を経過措置として支給する。

## 5 今後の進め方等

給与構造の改革は、職員全員に影響が及ぶ広範囲なものであり、かつ、見直しには相応の期間も必要とする。この改革を円滑かつ着実に進めるためには、各府省、職員団体をはじめとする関係者の改革に向けての前向きな努力が求められる。本院としても、給与構造の改革の諸施策について、制度及び運用の両面で公務に定着し、国民の理解が得られる公務員給与の仕組みとなるよう、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えている。

### 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、国民の理解と支持を得て、公務員給与の決定方式として定着している。

公務員は、離島やへき地を含め全国津々浦々で、国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している。特に、近年は行政ニーズが増大するとともに複雑化する中で、個々の職員が高い士気をもって困難な仕事に立ち向かうことが求められており、公務員給与は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要がある。

本年の勧告は、官民の給与較差を解消するための月例給の引下げと特別給の支給月数の引上げに加えて、従来から課題とされてきた給与構造の改革について、俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な見直しを行うことを内容とするものとなった。

民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると、

公務員に対し国民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、前述のような職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員		20.5	22.3	0.8	56.4
課 長 級		15.9	18.3	0.8	65.0

別表第2 民間における地域別の給与改定の状況(係員)

(単位：%)

地域	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
北海道・東北		21.9	30.9	0.7	46.5
関東甲信越		18.7	22.3	0.8	58.2
	東京都	15.8	21.2	0.5	62.5
中部		23.6	20.3	0.9	55.2
近畿		23.2	18.3	0.5	58.0
中国・四国		18.3	26.2	1.0	54.5
九州・沖縄		20.9	20.5	1.1	57.5

(注) 各地域に含まれる都道府県は、次のとおりである。(別表第10について同じ。)

「北海道・東北」...北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」.....茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」.....富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」.....滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」.....鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州・沖縄」.....福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表第3 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		84.4	79.6	38.0	7.0	34.6	4.8	15.6
課 長 級		61.5	57.4	26.2	5.2	26.0	4.1	38.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第4 民間における賃金カットの実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所 における平均カット率
係 員		0.8	5.1
課 長 級		1.5	6.1

(注) 「所定内給与又は基本給」に対する賃金カットの実施状況である。

別表第5 民間における年俸制の導入状況

(単位：%)

役職 段階	項目	年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
課 長 級		18.2	81.8
部 長 級		22.9	77.1

別表第6 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	10.6
部門の整理・部門間の配転	11.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	12.3
転籍出向	5.9
一時帰休・休業	0.4
残業の規制	6.7
希望退職者の募集	3.2
正社員の解雇	1.2
計	31.5

(注)平成17年1月以降の実施状況である。

別表第7 官民給与の較差

民間給与	公務員給与	官民給与の較差 - $\left( \frac{-}{-} \times 100 \right)$
380,703円	382,092円	1,389円 (0.36%)

(注)官民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第8 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	1 2 , 7 4 3 円
配 偶 者 と 子 1 人	1 8 , 7 9 0 円
配 偶 者 と 子 2 人	2 4 , 3 4 2 円

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額、家族手当が平成15年以降改定された事業所について算出した。

備 考 公務員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人目及び2人目それぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

別表第9 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 ( A <sub>1</sub> )	3 6 2 , 1 9 6 円	2 8 1 , 5 1 4 円
	上 半 期 ( A <sub>2</sub> )	3 6 3 , 0 9 7	2 8 1 , 2 7 1
特別給の支給額	下 半 期 ( B <sub>1</sub> )	8 0 6 , 5 8 2 円	5 5 4 , 9 1 0 円
	上 半 期 ( B <sub>2</sub> )	8 1 2 , 7 3 0	5 5 6 , 0 7 1
特別給の支給割合	下 半 期 ( $\frac{B_1}{A_1}$ )	2 . 2 3 月分	1 . 9 7 月分
	上 半 期 ( $\frac{B_2}{A_2}$ )	2 . 2 4	1 . 9 8
年 間 の 平 均		4 . 4 6 月分	

(注) 1 下半期とは平成16年8月から平成17年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

別表第10 地域別官民給与の較差（平成17年）

地 域	民 間 給 与	公 務 員 給 与	官民給与の較差
全 国	3 8 0 , 7 0 3 円	3 8 2 , 0 9 2 円	0 . 3 6 %
北 海 道 ・ 東 北	3 4 9 , 4 8 6 円	3 6 6 , 8 3 0 円	4 . 7 3 %
関 東 甲 信 越	3 9 4 , 7 5 8 円	3 9 4 , 7 1 9 円	0 . 0 1 %
東 京 都	4 1 2 , 5 1 3 円	4 1 0 , 2 8 3 円	0 . 5 4 %
中 部	3 7 8 , 2 6 9 円	3 7 5 , 5 1 5 円	0 . 7 3 %
近 畿	3 7 7 , 4 2 3 円	3 8 0 , 0 3 8 円	0 . 6 9 %
中 国 ・ 四 国	3 5 3 , 9 0 3 円	3 6 9 , 6 9 2 円	4 . 2 7 %
九 州 ・ 沖 縄	3 5 7 , 4 3 7 円	3 7 3 , 9 6 6 円	4 . 4 2 %

別表第11 各俸給表の級構成の再編

俸 給 表	級 構 成 の 再 編 の 内 容
行 政 職 俸 給 表 (一)	現行1級・2級及び4級・5級の統合。10級の新設。 (11級制 10級制)
行 政 職 俸 給 表 (二)	現行3級・4級の統合。(6級制 5級制)
専 門 行 政 職 俸 給 表	8級の新設。(7級制 8級制)
税 務 職 俸 給 表	現行1級・2級及び4級・5級の統合。10級の新設。 (11級制 10級制)
公 安 職 俸 給 表 (一)	現行2級・特2級及び4級・5級の統合。11級の新設。 (12級制 11級制)
公 安 職 俸 給 表 (二)	現行1級・2級及び4級・5級の統合。10級の新設。 (11級制 10級制)
教 育 職 俸 給 表 (一)	5級の新設。(4級制 5級制)
研 究 職 俸 給 表	6級の新設。(5級制 6級制)
医 療 職 俸 給 表 (一)	5級の新設。(4級制 5級制)

(注) 海事職俸給表(一)・(二)、教育職俸給表(二)、医療職俸給表(二)・(三)、福祉職俸給表については、級の再編は行わない。

別表第12 各俸給表の平均改定率

俸 給 表	平均改定率	俸 給 表	平均改定率
行政職俸給表(一)	4.8%	教育職俸給表(一)	5.4%
行政職俸給表(二)	1.2%	教育職俸給表(二)	5.1%
専門行政職俸給表	5.3%	研究職俸給表	5.3%
税務職俸給表	5.4%	医療職俸給表(一)	5.2%
公安職俸給表(一)	4.9%	医療職俸給表(二)	3.7%
公安職俸給表(二)	4.6%	医療職俸給表(三)	3.0%
海事職俸給表(一)	4.9%	福祉職俸給表	4.3%
海事職俸給表(二)	2.0%	指定職俸給表	6.7%

(注) いずれも現行の在職実態に基づく平均改定率である。

別表第13 地域手当の支給地域及び支給割合

級地・ 支給地域	都道府県	市 町 村 名 等
1 級 地 〔 1 8 % 〕	東 京 都	特別区
2 級 地 〔 1 5 % 〕 ( 2 0 市 )	茨 城 県 埼 玉 県 千 葉 県 東 京 都  神 奈 川 県 大 阪 府 兵 庫 県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3 級 地 〔 1 2 % 〕 ( 2 7 市 )	茨 城 県 埼 玉 県 千 葉 県 東 京 都 神 奈 川 県 愛 知 県 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4 級 地 〔 1 0 % 〕 ( 3 7 市 )	茨 城 県 埼 玉 県 千 葉 県 東 京 都 神 奈 川 県 愛 知 県 三 重 県 滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 広 島 県	水戸市、土浦市、守谷市 狭山市、鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市

	福岡県	福岡市
5 級地 〔6%〕 〔55市〕 〔1町〕	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県  千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府  兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、 越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野 市、和泉市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市、生駒市
6 級地 〔3%〕 〔87市〕 〔21町〕	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県  千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県  愛知県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、 比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡 杉戸町、北葛飾郡庄和町 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、 袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、 犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、愛 知郡長久手町、西春日井郡豊山町、海部郡弥富町、西加茂郡三好

	町
三重県	桑名市、名張市、伊賀市
滋賀県	彦根市、長浜市
京都府	向日市、相楽郡木津町
大阪府	柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町
兵庫県	姫路市、明石市、加古川市、三木市
奈良県	桜井市、香芝市、生駒郡斑鳩町、北葛城郡王寺町
和歌山県	和歌山市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
山口県	周南市
香川県	高松市
福岡県	北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町
長崎県	長崎市

(注) 1 本表は平成17年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は地域手当施行日(平成18年4月1日予定)現在の地域による。

2 上記のほか、次の地域に在勤する職員については、経過措置としての地域手当(1%)が平成20年3月31日まで支給される。

- ・北海道：小樽市
- ・静岡県：熱海市、伊東市
- ・山口県：下関市
- ・福岡県：久留米市、飯塚市

3 岸和田市に在勤する職員については上記の支給割合のほか、経過措置としての地域手当(平成19年3月31日まで：2%、平成20年3月31日まで：1%)が支給される。

4 北九州市に在勤する職員については上記の支給割合のほか、経過措置としての地域手当(1%)が平成20年3月31日まで支給される。

別表第14 行政職俸給表(一)における職員層別の昇給区分ごとの人員分布率

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給幅	8号俸以上	6号俸	4号俸	2号俸	昇給なし
初任層 (～新2級)	20% (「A」5%以内)				
中間層 (新3～6級)	5%	20%			
昇給幅	8号俸以上	6号俸	3号俸	2号俸	昇給なし
管理職層 (新7級～)	10%	30%			

(注) 行政職俸給表(一)以外の俸給表については、行政職俸給表(一)との均衡を考慮して設定する。

【職員の昇給区分を決定する際の基準】

- A 職員の勤務成績が極めて良好であること、及びこの昇給区分に決定される職員の占める割合が上記の人事院が定める分布率におおむね一致していること
- B 職員の勤務成績が特に良好であること、及びこの昇給区分に決定される職員の占める割合が上記の人事院が定める分布率におおむね一致していること
- C 職員の勤務成績が良好であること
- D 職員の勤務成績がやや良好でないものとして人事院の定める場合
- E 職員の勤務成績が良好でないものとして人事院の定める場合

ただし、上記D及びEには、病気休暇、育児休業等により勤務成績判定期間の6分の1 (Eの場合は2分の1) に相当する期間の勤務成績を欠く場合を含むものとする。

別表第15 勤勉手当の成績区分ごとの人員分布率

(特定幹部職員以外の職員)

成績区分	成績率	人員分布率
特に優秀	145/100以下 86/100以上	5%以上 (10%程度)
優秀	86/100未満 78.5/100以上	25%以上 (30%程度)
良好 (標準)	71/100	
良好 (標準) 未満	71/100未満	

(特定幹部職員)

成績区分	成績率	人員分布率
特に優秀	185/100以下 111/100以上	3%以上 (5%程度)
優秀	111/100未満 101/100以上	25%以上 (30%程度)
良好 (標準)	91/100	
良好 (標準) 未満	91/100未満	

別表第16 平成18年度の地域手当の級地別支給割合

級地 (支給割合)	改定幅	平成18年度の 地域手当の支給割合	平成18年3月31日 の調整手当の支給割合
1級地 (18%)	6	13	12
2級地 (15%)	5	11	10
	12	5	3
	15	3	0
3級地 (12%)	2	11	10
	3	10	9
	6	7	6
	9	4	3
	12	2	0
4級地 (10%)	0	10	10
	1	10	9
	4	7	6
	7	4	3
	10	2	0
5級地 (6%)	0	6	6
	3	4	3
	6	1	0
6級地 (3%)	0	3	3
	1	3	2
	3	1	0

(注) 1 「改定幅」は、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合の差を示す。  
 2 2級地の欄中の 印は、医師等に係る地域手当の特例措置における改定幅、支給割合を含む。



## 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）等を改正することを勧告する。

平成17年4月の官民の給与較差に基づく給与改定のための関係法律の改正

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額  
額の限度を306,900円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、  
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対  
する支給月額  
額の限度を50,000円とすること。

##### イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

##### ウ 勤勉手当及び期末特別手当について

(ア) 勤勉手当の支給割合

a 平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあっては、0.95月分）とすること。

b 平成18年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.925月分）とすること。

(イ) 期末特別手当の支給割合

12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.75月分とすること。

(ウ) 再任用職員の勤勉手当及び期末特別手当の支給割合

a 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定幹部職員にあっては、0.5月分）とすること。

b 平成17年12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.0月分とすること。

c 平成18年度以降については、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.85月分及び0.95月分とすること。

エ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を37,800円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 特定任期付職員の期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

### 給与構造の改革のための関係法律の改正

#### 1 一般職の職員の給与に関する法律等の改正

##### (1) 俸給表

の1の(1)による改定後の俸給表を別記第4のとおり改定すること。

新俸給表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

##### (2) 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

ア 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事院規則の定めるところにより行うものとする。

イ アの場合における昇給の号俸数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸（(1)による改定後の行政職俸給表(→)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当する職員として人事院規則で定めるものにあつては、3号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳（人事院規則で定める職員にあつては、

56歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)を超える職員を昇給させる場合の号俸数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を2号俸とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて昇給しないものとする。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

(3) 諸手当

ア 地域手当について

(ア) 一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。

a 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。その地域に近接し、かつ、民間における賃金水準等に関する事情がその地域に準ずる区域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

b 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級地	支給割合
1級地	100分の18
2級地	100分の15
3級地	100分の12
4級地	100分の10

5 級地	100分の 6
6 級地	100分の 3

c 地域手当の級地は、人事院規則で定めること。

(イ) 地域手当の特例は、次のとおりとすること。

a 大規模空港に係る特例

設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であって、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められる区域として人事院規則で定めるものに所在する官署に在勤する職員には、(ア)にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給すること。

なお、これに伴い、一般職の職員の給与に関する法律第11条の5の規定による調整手当は、廃止すること。

b 医師及び歯科医師に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律第11条の4の規定による調整手当を地域手当に改め、1級地及び2級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)には、当分の間、(ア)及びaにかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額地域手当を支給すること。

c 特別の法律に基づく移転等に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律第11条の6の規定による調整

手当を地域手当に改めること。

d 異動した職員等に係る特例

一般職の職員の給与に関する法律第11条の7の規定による調整手当を異動等の円滑な実施を図るための地域手当に改めること。  
また、aにより地域手当の支給を受けていた職員が異動した場合等には、aにより受けていた地域手当の支給割合を基礎としてこの特例を適用すること。

(ウ) 地域手当を算出基礎とする給与及び地域手当と調整を要する給与の範囲等については、調整手当における取扱いと同様とすること。

イ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を35,300円とすること。

ウ 暫定筑波研究学園都市移転手当について

暫定筑波研究学園都市移転手当は、廃止すること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

の2の(1)による改定後の俸給表を別記第6のとおり改定すること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

の3の(1)による改定後の俸給表を別記第7のとおり改定すること。

改定の実施時期等

## 1 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、 の 1 の(2)のウの(ア)の b 及び(ウ)の c、 並びに の 3 の(1)から(3)までについては、平成18年4月1日から実施すること。

## 2 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

- (1) 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、期末手当基礎額又は期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

ア 平成17年4月1日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及び暫定筑波研究学園都市移転手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- イ 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- (2) 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、(1)の額の算定に関し所要の措置を講ずること。

### 3 経過措置

(1) 差額の支給

ア による改定後の俸給表の適用の日(以下「切替日」という。)における俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、その者の受ける俸給月額が同日に受けていた俸給月額(俸給表の適用を異にして異動した場合その他の人事院の定める事由に該当する場合にあっては、人事院の定める額。以下「切替前俸給月額」という。)に達するまでの間、切替前俸給月額とその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用については、同法に規定する俸給に含まれるものとする。

(2) 昇給に関する特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における の1の(2)

の昇給については、 の 1 の(2)のイ中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、「2号俸」とあるのは「1号俸」とすること。

(3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、 の 1 の(3)のアの(ア)のb中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を」とし、 の 1 の(3)のアの(イ)のb中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事院規則で定める割合」とすること。

(4) その他所要の経過措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

# 別記第 1

## 行政職俸給表

### イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
再任用職員以外の職員	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
27			306,700	361,000								
28			308,700	363,200								
29			310,600									
30			312,500									
31			314,400									
32			316,200									
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

口 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	-	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
	28	225,900	269,200	301,300	317,700		
	29	227,800	270,700	303,100	319,900		
	30	229,800	272,300	305,000	322,100		
	31	231,700	273,900	306,800	324,100		
	32	233,300	275,600				
33		277,100					
再任用職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門行政職俸給表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	218,600	266,000	302,800	329,200	366,700	414,600
	2	154,600	229,500	277,500	315,300	341,200	378,700	428,700
	3	161,300	240,600	289,100	326,400	353,000	390,900	443,000
	4	170,800	251,500	300,500	336,800	364,800	403,000	457,200
	5	177,600	262,200	312,000	347,100	376,300	415,300	471,100
	6	184,900	272,400	323,100	356,800	387,700	427,200	485,000
	7	191,900	282,700	332,900	366,200	399,100	439,000	498,800
	8	199,100	292,600	342,400	375,400	410,700	450,200	512,600
	9	206,100	302,600	351,700	384,700	422,100	461,200	526,400
	10	213,500	312,400	360,900	394,000	432,800	471,800	540,200
	11	221,300	320,200	369,800	403,200	442,500	481,300	551,300
	12	228,800	327,500	378,400	411,800	451,900	490,000	558,300
	13	236,100	334,900	386,800	419,700	459,600	497,400	565,200
	14	242,600	341,600	393,700	425,500	466,000	504,200	571,100
	15	248,900	346,300	399,200	431,100	472,400	508,600	575,700
	16	255,100	349,600	402,400	434,900	476,900		
	17	260,500	352,000	405,600	438,500	481,200		
	18	265,700	354,400	408,700	442,400	485,300		
	19	270,600	356,800	412,000	446,000			
	20	275,700	359,100	415,500	449,600			
	21	280,200	361,500	418,700				
	22	284,200	363,700	422,100				
	23	287,900						
	24	291,100						
25	293,400							
再任用職員		209,500	251,900	301,400	335,400	364,600	399,000	451,600

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 (二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,300円とする。

## 税 務 職 俸 給 表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額										
再任 職員 以 外 の 職 員	1	円 -	円 -	211,500	246,400	265,600	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700	429,100
	2	149,700	193,400	219,200	255,100	274,500	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500	440,300
	3	155,800	200,700	226,300	264,100	283,500	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400	451,700
	4	163,000	207,400	233,500	273,000	292,600	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500	462,900
	5	170,400	212,900	240,300	281,900	301,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900	474,000
	6	177,600	217,500	247,500	290,900	310,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400	485,000
	7	186,200	222,100	254,800	299,800	319,300	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900	498,800
	8	193,500	226,800	260,700	308,100	328,100	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600	512,600
	9	196,200	230,200	266,400	316,500	336,700	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500	526,400
	10	198,900	233,300	272,000	324,500	345,000	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800	540,200
	11	200,800	236,000	277,500	332,300	351,900	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300	551,300
	12	202,600	238,900	282,600	339,700	358,100	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800	558,300
	13	204,300	241,900	286,900	344,700	363,600	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400	565,200
	14	205,700	244,700	290,700	348,800	369,100	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600	571,100
	15		246,600	294,200	352,600	374,100	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800	575,700
	16			297,500	356,100	378,500	424,100	440,200	464,300	489,100		
	17			299,500	358,700	381,900	429,600	444,500	468,300	493,100		
	18				361,200	385,200	433,800	448,600	472,100	497,000		
	19				363,300	388,300	437,300	452,100	476,100			
	20				365,400	391,000	440,500	455,500	479,800			
	21				367,500	393,400	443,900	458,800	483,400			
	22				369,600		447,200	462,300				
	23				371,500		450,500					
	24						453,900					
再任 職員		162,500	204,900	231,000	274,200	293,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200	462,500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、205,900円とする。

# 公安職俸給表

## イ 公安職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額											
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 -	円 -	円 -	円 -	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700	429,100
	2	156,200	171,500	178,700	197,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500	440,300
	3	162,800	178,700	187,800	205,900	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400	451,700
	4	169,900	187,800	197,700	214,000	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500	462,900
	5	176,800	197,700	205,000	221,300	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900	474,000
	6	185,300	205,000	212,400	228,700	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400	485,000
	7	195,000	212,400	219,500	235,900	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900	498,800
	8	202,300	219,500	226,200	243,300	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600	512,600
	9	209,600	226,200	233,200	251,400	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500	526,400
	10	216,700	233,200	240,900	259,300	309,300	346,200	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800	540,200
	11	223,400	240,900	248,800	267,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300	551,300
	12	230,400	247,800	256,600	275,300	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800	558,300
	13	237,800	255,600	264,600	283,200	334,000	369,700	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400	565,200
	14	244,700	263,500	272,500	290,900	341,900	377,300	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600	571,100
	15	252,500	271,300	280,300	298,600	348,800	384,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800	575,700
	16	260,400	278,900	287,800	306,700	356,200	391,800	424,100	440,200	464,300	489,100		
	17	267,700	286,000	295,000	314,900	363,700	398,700	429,600	444,500	468,300	493,100		
	18	274,500	293,000	302,300	323,100	371,300	404,400	433,800	448,600	472,100	497,000		
	19	280,700	299,800	309,600	331,000	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100			
	20	287,200	306,400	316,500	337,900	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800			
	21	293,600	313,100	323,600	345,300	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400			
	22	299,600	319,500	330,400	353,000	398,400	419,400	447,200	462,300				
	23	305,900	325,700	337,200	360,600	404,200	422,400	450,500					
	24	311,800	332,100	343,800	368,100	407,700	425,600	453,900					
	25	317,400	338,400	350,300	375,100	410,700	428,300						
	26	323,200	344,800	356,900	381,900	413,600	431,300						
	27	328,800	350,800	362,900	387,800	416,600							
	28	333,700	356,200	368,300	393,600	419,800							
	29	337,200	360,800	373,000	397,100	422,600							
	30	340,800	365,200	377,900	400,000	425,400							
	31	344,600	369,700	380,900	402,900								
	32	348,400	372,200	383,500	405,800								
	33	350,700	374,800	386,200	409,000								
	34		377,300	388,900	411,800								
	35		379,900	391,700	414,500								
	36		382,400	394,400									
	37			397,000									
再任 用職 員		242,100	252,300	255,500	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200	462,500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,800円とする。

口 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額										
再任用職員以外の職員	1	円 -	円 -	211,500	246,400	265,600	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700	429,100
	2	149,700	193,400	219,200	255,100	274,500	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500	440,300
	3	156,000	200,700	226,300	264,100	283,500	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400	451,700
	4	163,700	207,400	233,500	273,000	292,600	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500	462,900
	5	171,500	212,900	240,300	281,900	301,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900	474,000
	6	179,400	218,500	247,500	290,900	310,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400	485,000
	7	186,800	223,900	254,800	299,800	319,300	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900	498,800
	8	193,500	228,800	261,600	308,100	328,100	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600	512,600
	9	197,800	233,600	267,900	316,500	336,700	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500	526,400
	10	201,700	238,100	274,400	324,500	345,000	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800	540,200
	11	205,800	242,700	280,500	332,300	352,700	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300	551,300
	12	209,500	247,600	286,000	339,700	360,300	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800	558,300
	13	212,900	252,800	291,500	345,900	367,500	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400	565,200
	14	216,200	257,600	296,800	351,000	374,600	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600	571,100
	15	219,700	262,200	302,300	355,700	380,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800	575,700
	16	223,000	266,300	306,800	360,000	386,000	424,100	440,200	464,300	489,100		
	17	226,200	269,900	311,100	362,900	390,500	429,600	444,500	468,300	493,100		
	18	228,900	273,600	315,200	365,900	394,100	433,800	448,600	472,100	497,000		
	19	231,500	275,300	318,500	368,300	397,300	437,300	452,100	476,100			
	20	233,600		320,800	371,100	400,400	440,500	455,500	479,800			
	21	235,600		322,600	373,800	403,100	443,900	458,800	483,400			
	22			324,500	376,000	405,500	447,200	462,300				
	23			326,300	378,100		450,500					
	24			328,200	380,100		453,900					
	25			330,100								
	26			331,800								
再任用職員		170,000	211,900	239,200	276,400	296,900	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200	462,500

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、205,900円とする。

# 海事職俸給表

## イ 海事職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額						
再任 職員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	249,600	299,800	327,300	364,400	447,600
	2	160,900	213,700	258,300	313,200	338,500	377,600	460,000
	3	170,200	222,000	267,300	325,900	349,700	390,700	472,400
	4	179,600	230,500	277,300	336,900	360,800	407,300	484,600
	5	189,300	238,100	290,700	348,000	371,900	424,400	496,500
	6	199,500	245,700	304,000	359,000	382,700	441,000	508,000
	7	210,100	253,100	316,600	370,000	396,400	452,900	519,200
	8	216,400	260,000	325,000	380,800	410,000	464,300	529,200
	9	222,500	267,600	333,400	391,400	423,100	475,000	538,300
	10	227,000	274,800	341,700	402,000	432,300	485,500	545,100
	11	230,600	281,800	349,400	412,500	440,900	495,600	551,900
	12	234,300	287,800	356,900	420,800	449,200	504,000	558,300
	13	237,900	293,500	364,200	427,600	457,200	511,000	564,400
	14	241,700	299,200	371,000	434,300	463,600	516,800	569,900
	15	244,900	303,700	377,800	440,900	468,500	522,300	574,300
	16	248,100	308,200	384,100	445,200	472,500	527,100	
	17	251,300	312,400	390,000	448,300	476,300	530,900	
	18	254,400	315,400	392,900	451,600	480,000	534,700	
	19	256,200	318,300	395,800	455,000	483,800	538,500	
	20			398,300	458,300	487,400	542,400	
	21			401,200	461,700	491,000		
	22			403,900	465,100	494,600		
	23			406,800	468,400	498,300		
	24			409,600	471,700			
	25			412,500	475,200			
	26			415,600				
27			418,500					
再任 職員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900	404,500	474,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	-	-	202,300	228,700	259,400	291,700
	2	136,400	171,400	209,100	235,900	267,500	299,700
	3	140,400	179,200	215,300	243,200	276,000	307,700
	4	145,400	187,900	221,900	251,400	283,900	315,800
	5	151,200	195,400	228,700	259,200	290,700	324,000
	6	157,100	201,800	235,900	267,000	297,400	332,500
	7	163,800	208,200	243,200	275,000	303,800	340,900
	8	171,200	213,600	251,400	281,500	310,300	348,900
	9	178,200	219,500	259,100	287,800	316,200	356,500
	10	186,400	225,500	266,900	294,200	322,100	364,200
	11	193,900	231,700	274,300	300,200	327,800	372,000
	12	200,100	238,000	280,700	305,800	333,300	379,300
	13	206,400	243,800	286,800	310,900	339,000	386,600
	14	211,700	249,800	292,900	315,900	344,100	393,300
	15	216,600	255,900	298,500	320,300	348,800	399,600
	16	221,600	261,700	303,800	324,400	353,400	405,400
	17	226,400	267,200	308,200	327,900	357,500	411,200
	18	231,100	272,700	312,500	331,200	361,200	416,800
	19	236,000	278,000	316,700	334,600	364,200	422,300
	20	240,100	282,600	320,300	337,500	366,900	427,300
	21	243,100	286,300	322,900	340,400	369,800	431,900
	22	245,900	289,000	325,400	342,600	372,500	436,100
	23	247,800	291,500	327,800	344,800	375,400	439,600
	24		293,900	329,900	346,800	378,200	
	25		295,800	331,900	349,000	380,900	
	26			297,200	333,900	351,000	383,800
	27			298,600	335,700	353,200	386,500
	28			300,300	337,600	355,500	
	29			301,900	339,500	357,700	
	30				341,300		
31				343,100			
再任用職員		214,400	229,000	235,000	257,600	287,900	324,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

# 教育職俸給表

## イ 教育職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	-	251,900	284,800	364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
再任 用職 員以 外の 職員	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
	31	401,000			
	32	403,700			
	33	406,600			
	34	409,400			
再任 用職 員		287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	-	203,400	251,900
	2	169,000	211,600	264,800
	3	179,500	220,100	277,500
	4	190,800	229,500	291,400
	5	202,200	238,800	305,400
	6	209,000	251,100	319,200
	7	216,300	263,400	334,100
	8	224,100	275,800	348,900
	9	231,900	288,200	363,900
	10	239,900	301,200	374,700
	11	248,200	313,900	385,100
	12	256,400	326,700	395,600
	13	264,400	339,400	405,100
	14	271,900	351,900	414,200
	15	279,500	360,800	422,500
	16	286,600	369,700	430,400
	17	293,700	378,500	437,800
	18	300,400	386,800	444,900
	19	306,700	394,800	451,000
	20	312,200	402,400	456,300
	21	317,400	410,200	461,300
	22	322,200	417,600	465,900
	23	327,000	424,700	470,600
	24	331,200	430,700	475,300
	25	335,100	435,900	478,800
	26	338,500	440,900	482,000
	27	341,000	445,500	485,300
	28	343,300	450,200	
	29	345,800	454,900	
	30	348,500	458,300	
	31	351,100	461,400	
	32	353,600	464,500	
	33	356,000		
	34	358,400		
	35	361,000		
	36	363,600		
37	366,100			
再任 用職 員		251,400	300,800	325,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 研究職俸給表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	-	-	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
32	305,700					
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

# 医療職俸給表

## イ 医療職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	-	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21			502,100	555,200
	22			505,600	559,800
	23			509,000	563,800
24			512,400	567,900	
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額							
再任 用職員 以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
	24		294,800	353,300	376,900				
	25		296,600	355,600	379,200				
	26		298,300	357,600	381,700				
	27		300,200	359,700	384,300				
	28		301,900	361,800					
	29			364,000					
30			366,200						
再任 用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額						
再任 職員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700			
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				
	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
41	319,200							
再任 職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 福 祉 職 俸 給 表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,800	189,400	236,200	256,900	295,800	329,200
	2	151,400	196,600	245,000	265,700	305,800	341,200
	3	156,900	203,700	253,900	274,700	315,800	353,000
	4	162,600	211,000	262,400	283,900	326,100	364,800
	5	168,700	218,700	270,800	293,300	336,500	376,300
	6	175,400	226,700	279,200	303,100	346,800	387,700
	7	182,100	235,100	287,500	312,800	356,600	399,100
	8	189,300	243,800	296,000	322,600	366,100	410,700
	9	195,300	252,700	304,300	332,500	375,400	422,100
	10	200,600	261,000	312,400	342,100	384,700	432,800
	11	206,000	269,300	320,300	351,500	394,000	442,500
	12	211,000	277,500	327,600	360,700	403,200	451,900
	13	216,400	285,500	334,900	369,700	411,800	459,600
	14	221,800	293,200	342,000	378,300	419,700	466,000
	15	227,200	300,800	347,500	386,700	425,500	472,400
	16	232,400	308,000	352,200	393,700	431,100	476,900
	17	237,700	314,800	356,200	399,200	434,900	481,200
	18	242,300	321,500	359,500	403,900	438,500	485,300
	19	246,500	327,400	362,300	408,100	442,400	
	20	250,800	333,000	365,200	411,500	446,000	
	21	254,800	336,600	367,700	415,200	449,600	
	22	258,700	339,900	370,200	418,700		
	23	262,100	342,900	372,700	422,200		
	24	265,400	345,200	375,300	425,700		
	25	268,200	347,400	377,800			
	26	270,800	349,700	380,400			
	27	272,900	351,900				
	28	274,900	354,100				
	29	276,900	356,500				
	30	278,800	358,700				
	31	280,700	361,000				
	32	282,600	363,200				
	33	284,400					
	34	286,300					
	35	288,100					
	36	290,000					
	37	291,800					
	38	293,500					
	39	295,200					
再任 用職員		200,700	251,000	268,200	307,300	330,200	364,600

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	5 7 1 ,0 0 0
2	6 3 4 ,0 0 0
3	7 0 1 ,0 0 0
4	7 8 0 ,0 0 0
5	8 4 0 ,0 0 0
6	9 0 3 ,0 0 0
7	9 8 8 ,0 0 0
8	1 ,0 6 5 ,0 0 0
9	1 ,1 4 2 ,0 0 0
1 0	1 ,2 2 3 ,0 0 0
1 1	1 ,2 9 7 ,0 0 0

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別記第2

第6条第1項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第6条第2項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

## 別記第3

第7条第1項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

## 別記第4

### 行政職俸給表

#### イ 行政職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	

	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					

85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
86	240,100	296,400	345,300	386,800						
87	240,800	296,800	345,800	387,400						
88	241,500	297,200	346,300	388,000						
89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							
101		301,700	352,100							
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							
105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							
112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200							
114		306,300								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,900								
123		309,200								
124		309,500								
125		309,900								
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めものの俸給月額、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

口 行政職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900
	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300

再任職員以外の職員	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	203,700	254,200	285,400	316,500	
	71	204,400	254,800	286,200	317,000	
	72	205,100	255,400	287,000	317,500	
	73	205,900	255,900	287,900	317,800	
	74	206,700	256,400	288,700	318,300	
	75	207,500	256,900	289,500	318,800	
	76	208,300	257,400	290,300	319,300	
	77	208,900	258,000	291,100	319,600	
	78	209,600	258,500	291,700	320,000	
	79	210,300	259,000	292,300	320,400	
	80	211,000	259,500	292,900	320,800	
	81	211,700	259,900	293,400	321,300	
	82	212,400	260,200	294,000	321,700	
	83	213,100	260,500	294,600	322,100	
	84	213,800	260,800	295,200	322,500	
	85	214,500	261,200	295,700	322,900	
	86	215,200	261,600	296,300	323,300	
	87	215,900	262,000	296,900	323,700	
	88	216,600	262,400	297,500	324,100	
	89	217,200	262,600	297,900	324,400	
	90	217,800	263,000	298,400	324,800	
	91	218,400	263,400	298,900	325,200	
	92	219,000	263,800	299,400	325,600	

	93	219,500	264,200	299,900	325,900	
	94	220,000	264,600	300,400	326,300	
	95	220,500	265,000	300,900	326,700	
	96	221,000	265,400	301,400	327,100	
	97	221,600	265,600	301,800	327,400	
	98	222,100	265,900	302,300	327,800	
	99	222,600	266,200	302,800	328,200	
	100	223,100	266,500	303,300	328,600	
	101	223,700	266,900	303,700	328,900	
	102	224,300	267,200	304,100		
	103	224,900	267,500	304,500		
	104	225,500	267,800	304,900		
	105	225,900	268,100	305,300		
	106	226,400	268,400	305,700		
	107	226,900	268,700	306,100		
	108	227,400	269,000	306,500		
	109	227,800	269,300	306,900		
	110	228,300	269,600	307,300		
	111	228,800	269,900	307,700		
	112	229,300	270,200	308,100		
	113	229,800	270,500	308,400		
	114	230,300	270,800	308,800		
	115	230,800	271,100	309,200		
	116	231,300	271,400	309,600		
	117	231,700	271,700	309,900		
	118	232,100	272,000	310,300		
	119	232,500	272,300	310,700		
	120	232,900	272,600	311,100		
	121	233,300	272,800	311,400		
	122		273,100	311,800		
	123		273,400	312,200		
	124		273,700	312,600		
	125		273,800	312,800		
	126		274,100	313,200		
	127		274,400	313,600		
	128		274,700	314,000		
	129		274,800	314,200		
	130		275,100	314,600		
	131		275,400	315,000		
	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門行政職俸給表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	154,600	225,000	276,900	321,400	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	156,300	227,300	279,600	323,700	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	158,000	229,600	282,300	326,000	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	159,700	231,900	285,000	328,300	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	161,300	234,300	287,600	330,600	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	163,700	236,700	290,300	332,800	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	166,100	239,100	293,000	335,000	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	168,500	241,500	295,700	337,200	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	170,800	244,000	298,200	339,400	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	172,500	246,300	300,700	341,500	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	174,200	248,600	303,200	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	175,900	250,900	305,700	345,700	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	177,600	253,300	308,300	347,900	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	179,400	255,700	310,600	350,000	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	181,200	258,100	312,900	352,100	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	183,000	260,500	315,200	354,200	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	184,900	262,800	317,300	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	186,700	265,100	319,500	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	188,500	267,400	321,700	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	190,300	269,700	323,900	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	191,900	272,100	325,900	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	193,700	274,400	328,000	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	195,500	276,700	330,100	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	197,300	279,000	332,200	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	199,100	281,100	334,200	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	200,900	283,300	336,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	202,700	285,500	338,400	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	204,500	287,700	340,500	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	206,100	290,000	342,500	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	208,000	292,000	344,500	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	209,900	294,000	346,500	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	211,800	296,000	348,500	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	213,500	298,100	350,300	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	215,500	299,800	352,200	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	217,500	301,500	354,100	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	219,500	303,200	356,000	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	221,300	304,800	357,900	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	223,200	306,400	359,700	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	225,100	308,000	361,500	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	227,000	309,600	363,300	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	228,800	311,300	365,200	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	230,600	312,900	366,700	400,800	445,900	480,200		
	43	232,400	314,500	368,200	402,000	446,700	481,000		
	44	234,200	316,100	369,700	403,200	447,500	481,800		
再任用職員以外の	45	236,100	317,800	371,100	404,200	448,300	482,600		
	46	237,700	319,400	372,300	404,900	449,100			
	47	239,300	321,000	373,500	405,600	449,900			
	48	240,900	322,600	374,700	406,300	450,700			

職員	49	242,600	324,100	375,700	407,100	451,300				
	50	244,200	325,300	376,300	407,800	452,100				
	51	245,800	326,500	376,900	408,500	452,900				
	52	247,400	327,700	377,500	409,200	453,700				
	53	248,900	328,800	378,100	410,000	454,300				
	54	250,500	329,800	378,700	410,700	455,100				
	55	252,100	330,800	379,300	411,400	455,900				
	56	253,700	331,800	379,900	412,100	456,700				
	57	255,100	332,700	380,500	412,800	457,300				
	58	256,500	333,500	381,100	413,500	458,100				
	59	257,900	334,300	381,700	414,200	458,900				
	60	259,300	335,100	382,300	414,900	459,700				
	61	260,500	336,000	382,900	415,500	460,300				
	62	261,800	336,700	383,500	416,200					
	63	263,100	337,400	384,100	416,900					
	64	264,400	338,100	384,700	417,600					
	65	265,700	338,600	385,300	418,100					
	66	266,900	339,200	385,900	418,800					
	67	268,100	339,800	386,500	419,500					
	68	269,300	340,400	387,100	420,200					
	69	270,600	340,800	387,700	420,700					
	70	271,900	341,300	388,300	421,400					
	71	273,200	341,800	388,900	422,100					
	72	274,500	342,300	389,500	422,800					
	73	275,700	342,800	390,100	423,300					
	74	276,800	343,300	390,700	424,000					
	75	277,900	343,800	391,300	424,700					
	76	279,000	344,300	391,900	425,400					
	77	280,200	344,800	392,500	425,900					
	78	281,200	345,300	393,100						
	79	282,200	345,800	393,700						
	80	283,200	346,300	394,300						
	81	284,200	346,700	394,900						
	82	285,100		395,500						
	83	286,000		396,100						
	84	286,900		396,700						
	85	287,900		397,300						
	86	288,700		397,900						
	87	289,500		398,500						
	88	290,300		399,100						
	89	291,100		399,700						
	90	291,600								
	91	292,100								
	92	292,600								
	93	293,000								
	再任用職員		209,500	244,300	288,400	321,400	364,600	399,000	451,600	534,200

- 備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
- (二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、180,300円とする。

税 務 職 俸 給 表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,700	211,500	250,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	468,700	534,200
	2	151,200	213,400	252,100	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	471,800	537,400
	3	152,700	215,300	254,100	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	474,900	540,600
	4	154,200	217,200	256,100	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	478,000	543,800
	5	155,800	219,200	258,100	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	481,100	547,000
	6	157,600	221,000	260,200	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	484,200	549,500
	7	159,400	222,800	262,300	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	487,300	552,000
	8	161,200	224,600	264,400	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	490,400	554,500
	9	163,000	226,300	266,300	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	493,400	557,000
	10	164,900	228,100	268,300	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	496,500	558,900
	11	166,800	229,900	270,300	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	499,600	560,800
	12	168,700	231,700	272,300	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	502,700	562,700
	13	170,400	233,500	274,200	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	505,700	564,500
	14	172,200	235,200	276,300	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	508,100	566,000
	15	174,000	236,900	278,400	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	510,500	567,500
	16	175,800	238,600	280,500	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	512,900	569,000
	17	177,600	240,300	282,600	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	515,400	570,500
	18	181,600	242,100	284,700	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	516,900	571,700
	19	185,600	243,900	286,800	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	518,400	572,900
	20	189,600	245,700	288,900	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	519,900	574,100
	21	193,400	247,500	291,000	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	521,200	575,300
	22	195,200	249,300	293,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	522,700	
	23	197,000	251,100	295,000	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	524,200	
	24	198,800	252,900	297,000	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	525,700	
	25	200,700	254,800	298,900	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	527,000	
	26	202,400	256,300	300,900	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	528,200	
	27	204,100	257,800	302,900	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	529,400	
	28	205,800	259,300	304,900	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	530,600	
	29	207,400	260,700	306,700	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	531,800	
	30	208,800	262,100	308,600	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	532,700	
	31	210,200	263,500	310,500	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	533,600	
	32	211,600	264,900	312,400	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	534,500	
	33	212,900	266,400	314,400	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	535,400	
	34	214,100	267,800	316,300	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	536,300	
	35	215,300	269,200	318,200	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	537,200	
	36	216,500	270,600	320,100	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	538,100	
	37	217,500	272,000	322,000	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	539,000	
	38	218,700	273,400	323,800	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	539,900	
	39	219,900	274,800	325,600	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	540,800	
	40	221,100	276,200	327,400	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	541,700	
	41	222,100	277,500	329,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	542,600	
	42	223,300	278,800	330,700	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400		
	43	224,500	280,100	332,200	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200		
	44	225,700	281,400	333,700	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000		
再任 用職 員以 外の	45	226,800	282,600	335,000	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600		
	46	227,700	283,700	336,400	389,000	410,500	436,100	460,100			
	47	228,600	284,800	337,800	390,800	411,700	436,900	460,800			
	48	229,500	285,900	339,200	392,600	412,900	437,700	461,500			

職員	49	230,200	286,900	340,400	394,400	414,200	438,400	462,200				
	50	231,000	287,900	341,600	395,600	415,000	439,200	462,900				
	51	231,800	288,900	342,800	396,800	415,800	440,000	463,600				
	52	232,600	289,900	344,000	398,000	416,600	440,800	464,300				
	53	233,300	290,700	345,100	399,300	417,300	441,400	465,000				
	54	234,000	291,600	346,300	400,500	418,000	442,100	465,700				
	55	234,700	292,500	347,500	401,700	418,700	442,800	466,400				
	56	235,400	293,400	348,700	402,900	419,400	443,500	467,100				
	57	236,000	294,200	349,800	404,200	420,200	444,200	467,800				
	58	236,700	295,000	350,900	405,000	420,800	444,900	468,500				
	59	237,400	295,800	352,000	405,800	421,400	445,600	469,200				
	60	238,100	296,600	353,100	406,600	422,000	446,300	469,900				
	61	238,900	297,500	354,000	407,300	422,600	447,000	470,600				
	62	239,700	298,000	354,900	408,000	423,200	447,600					
	63	240,500	298,500	355,800	408,700	423,800	448,200					
	64	241,300	299,000	356,700	409,400	424,400	448,800					
	65	241,900	299,500	357,500	409,900	425,000	449,500					
	66	242,600		358,200	410,600	425,600	450,100					
	67	243,300		358,900	411,300	426,200	450,700					
	68	244,000		359,600	412,000	426,800	451,300					
	69	244,700		360,200	412,500	427,400	452,000					
	70	245,200		360,900	413,100	428,000	452,600					
	71	245,700		361,600	413,700	428,600	453,200					
	72	246,200		362,300	414,300	429,200	453,800					
	73	246,600		362,800	414,900	429,800	454,500					
	74			363,400	415,500	430,400	455,100					
	75			364,000	416,100	431,000	455,700					
	76			364,600	416,700	431,600	456,300					
	77			365,300	417,300	432,200	457,000					
	78			365,800	417,900	432,800						
	79			366,300	418,500	433,400						
	80			366,800	419,100	434,000						
	81			367,100	419,700	434,600						
	82			367,600	420,300	435,200						
	83			368,100	420,900	435,800						
	84			368,600	421,500	436,400						
	85			368,900	422,100	437,000						
	86				422,700							
	87				423,300							
	88				423,900							
	89				424,500							
	90				425,100							
	91				425,700							
	92				426,300							
	93				426,900							
	再任用職員		204,900	231,000	283,700	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	462,500	534,200

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、205,900円とする。

公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額 円										
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	468,700	534,200
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	471,800	537,400
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	474,900	540,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	478,000	543,800
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	481,100	547,000
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	484,200	549,500
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	487,300	552,000
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	490,400	554,500
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	493,400	557,000
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	496,500	558,900
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	499,600	560,800
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	502,700	562,700
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	505,700	564,500
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	508,100	566,000
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	510,500	567,500
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	512,900	569,000
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	515,400	570,500
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	516,900	571,700
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	518,400	572,900
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	519,900	574,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	521,200	575,300
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	522,700	
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	524,200	
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	525,700	
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	527,000	
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	528,200	
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	529,400	
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	530,600	
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	531,800	
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	532,700	
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	533,600	
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	534,500	
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	535,400	
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	536,300	
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	537,200	
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	538,100	
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	539,000	
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	539,900	
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	540,800	
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	541,700	
	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	542,600	
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400		
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200		
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000		
	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600		
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100			
	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800			
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500			

再任職員以外の職員	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200			
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900			
	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600			
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300			
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000			
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700			
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400			
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100			
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800			
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500			
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200			
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900			
	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600			
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600				
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200				
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800				
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500				
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100				
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700				
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300				
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000				
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600				
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200				
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800				
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500				
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100				
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700				
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300				
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000				
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800					
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400					
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000					
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600					
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200					
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800					
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400					
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000					
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700						
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300						
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900						
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500						
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100						
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700						
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300						
	93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900						
	94	303,500	327,700	356,000	391,100							
	95	304,800	329,100	357,500	391,700							
	96	306,100	330,500	359,000	392,300							
	97	307,200	332,000	360,400	392,800							
	98	308,400	333,400	361,600	393,400							
	99	309,600	334,800	362,800	394,000							
	100	310,800	336,200	364,000	394,600							

101	312,000	337,700	365,300	395,100							
102	313,100	339,000	366,500	395,700							
103	314,200	340,300	367,700	396,300							
104	315,300	341,600	368,900	396,900							
105	316,300	342,800	370,200	397,400							
106	317,000	343,900	370,800	397,900							
107	317,700	345,000	371,400	398,400							
108	318,400	346,100	372,000	398,900							
109	319,100	347,300	372,700	399,300							
110	319,800	348,300	373,300	399,800							
111	320,500	349,300	373,900	400,300							
112	321,200	350,300	374,500	400,800							
113	322,000	351,400	375,000	401,200							
114	322,800	352,400	375,600	401,700							
115	323,600	353,400	376,200	402,200							
116	324,400	354,400	376,800	402,700							
117	325,000	355,500	377,300	403,100							
118	325,800	356,100	377,900	403,600							
119	326,600	356,700	378,500	404,100							
120	327,400	357,300	379,100	404,600							
121	328,100	357,800	379,500	405,000							
122	328,600	358,300	380,100	405,500							
123	329,100	358,800	380,700	406,000							
124	329,600	359,300	381,300	406,500							
125	329,900	359,800	381,800	406,900							
126		360,300	382,300								
127		360,800	382,800								
128		361,300	383,300								
129		361,800	383,600								
130		362,300	384,100								
131		362,800	384,600								
132		363,300	385,100								
133		363,800	385,400								
134		364,300	385,900								
135		364,800	386,400								
136		365,300	386,900								
137		365,600	387,200								
138		366,100	387,700								
139		366,600	388,200								
140		367,100	388,700								
141		367,400	389,000								
142		367,900									
143		368,400									
144		368,900									
145		369,200									
再任用職員	240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	462,500	534,200

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,800円とする。

口 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,700	211,500	250,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	468,700	534,200
	2	151,300	213,400	252,100	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	471,800	537,400
	3	152,900	215,300	254,100	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	474,900	540,600
	4	154,500	217,200	256,100	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	478,000	543,800
	5	156,000	219,200	258,100	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	481,100	547,000
	6	157,900	221,000	260,200	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	484,200	549,500
	7	159,800	222,800	262,300	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	487,300	552,000
	8	161,700	224,600	264,400	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	490,400	554,500
	9	163,700	226,300	266,300	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	493,400	557,000
	10	165,700	228,100	268,300	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	496,500	558,900
	11	167,700	229,900	270,300	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	499,600	560,800
	12	169,700	231,700	272,300	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	502,700	562,700
	13	171,500	233,500	274,200	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	505,700	564,500
	14	173,500	235,200	276,300	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	508,100	566,000
	15	175,500	236,900	278,400	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	510,500	567,500
	16	177,500	238,600	280,500	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	512,900	569,000
	17	179,400	240,300	282,600	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	515,400	570,500
	18	182,900	242,100	284,700	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	516,900	571,700
	19	186,400	243,900	286,800	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	518,400	572,900
	20	189,900	245,700	288,900	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	519,900	574,100
	21	193,400	247,500	291,000	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	521,200	575,300
	22	195,200	249,300	293,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	522,700	
	23	197,000	251,100	295,000	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	524,200	
	24	198,800	252,900	297,000	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	525,700	
	25	200,700	254,800	298,900	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	527,000	
	26	202,400	256,500	300,900	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	528,200	
	27	204,100	258,200	302,900	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	529,400	
	28	205,800	259,900	304,900	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	530,600	
	29	207,400	261,600	306,700	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	531,800	
	30	208,800	263,200	308,600	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	532,700	
	31	210,200	264,800	310,500	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	533,600	
	32	211,600	266,400	312,400	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	534,500	
	33	212,900	267,900	314,400	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	535,400	
	34	214,300	269,500	316,300	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	536,300	
	35	215,700	271,100	318,200	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	537,200	
	36	217,100	272,700	320,100	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	538,100	
	37	218,500	274,400	322,000	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	539,000	
	38	219,900	275,900	323,800	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	539,900	
	39	221,300	277,400	325,600	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	540,800	
	40	222,700	278,900	327,400	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	541,700	
	41	223,900	280,500	329,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	542,600	
	42	225,100	281,900	330,900	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400		
	43	226,300	283,300	332,600	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200		
	44	227,500	284,700	334,300	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000		
	45	228,800	286,000	335,900	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600		
	46	230,000	287,400	337,600	389,000	410,500	436,100	460,100			
	47	231,200	288,800	339,300	390,800	411,700	436,900	460,800			
	48	232,400	290,200	341,000	392,600	412,900	437,700	461,500			
再任用職員以外の	49	233,600	291,500	342,500	394,400	414,200	438,400	462,200			
	50	234,700	292,800	344,100	395,600	415,000	439,200	462,900			
	51	235,800	294,100	345,700	396,800	415,800	440,000	463,600			
	52	236,900	295,400	347,300	398,000	416,600	440,800	464,300			

職員	53	238,100	296,800	348,800	399,300	417,300	441,400	465,000				
	54	239,300	298,200	350,400	400,500	418,000	442,100	465,700				
	55	240,500	299,600	352,000	401,700	418,700	442,800	466,400				
	56	241,700	301,000	353,600	402,900	419,400	443,500	467,100				
	57	242,700	302,300	355,100	404,200	420,200	444,200	467,800				
	58	243,900	303,400	356,400	405,000	420,800	444,900	468,500				
	59	245,100	304,500	357,700	405,800	421,400	445,600	469,200				
	60	246,300	305,600	359,000	406,600	422,000	446,300	469,900				
	61	247,600	306,800	360,400	407,300	422,600	447,000	470,600				
	62	248,900	307,900	361,500	408,000	423,200	447,600					
	63	250,200	309,000	362,600	408,700	423,800	448,200					
	64	251,500	310,100	363,700	409,400	424,400	448,800					
	65	252,800	311,100	364,600	409,900	425,000	449,500					
	66	254,000	312,100	365,600	410,600	425,600	450,100					
	67	255,200	313,100	366,600	411,300	426,200	450,700					
	68	256,400	314,100	367,600	412,000	426,800	451,300					
	69	257,600	315,200	368,400	412,500	427,400	452,000					
	70	258,800	316,000	369,100	413,100	428,000	452,600					
	71	260,000	316,800	369,800	413,700	428,600	453,200					
	72	261,200	317,600	370,500	414,300	429,200	453,800					
	73	262,200	318,500	371,200	414,900	429,800	454,500					
	74	263,200	319,000	371,800	415,500	430,400	455,100					
	75	264,200	319,500	372,400	416,100	431,000	455,700					
	76	265,200	320,000	373,000	416,700	431,600	456,300					
	77	266,300	320,400	373,700	417,300	432,200	457,000					
	78	267,200	320,800	374,300	417,900	432,800						
	79	268,100	321,200	374,900	418,500	433,400						
	80	269,000	321,600	375,500	419,100	434,000						
	81	269,900	321,800	375,900	419,700	434,600						
	82	270,800	322,200	376,400	420,300	435,200						
	83	271,700	322,600	376,900	420,900	435,800						
	84	272,600	323,000	377,400	421,500	436,400						
	85	273,600	323,200	378,000	422,100	437,000						
	86	274,000	323,600	378,500	422,700							
	87	274,400	324,000	379,000	423,300							
	88	274,800	324,400	379,500	423,900							
	89	275,300	324,600	379,800	424,500							
	90		324,900	380,300	425,100							
	91		325,200	380,800	425,700							
	92		325,500	381,300	426,300							
	93		325,900	381,600	426,900							
	94		326,200	382,100								
	95		326,500	382,600								
	96		326,800	383,100								
	97		327,200	383,400								
	98		327,500	383,900								
	99		327,800	384,400								
	100		328,100	384,900								
	101		328,400	385,200								
	再任用職員		211,900	239,200	286,700	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	462,500	534,200

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、205,900円とする。

# 海事職俸給表

## イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,900	213,700	258,300	313,600	356,300	419,600	499,100
	2	163,200	215,800	260,100	316,100	358,800	422,200	501,000
	3	165,500	217,900	261,900	318,600	361,300	424,800	502,900
	4	167,800	220,000	263,700	321,100	363,800	427,400	504,800
	5	170,200	222,000	265,300	323,600	366,300	429,900	506,700
	6	172,600	224,100	267,300	326,100	369,500	432,400	508,100
	7	175,000	226,200	269,300	328,600	372,700	434,900	509,500
	8	177,400	228,300	271,300	331,100	375,900	437,400	510,900
	9	179,600	230,500	273,400	333,600	378,900	439,800	512,100
	10	182,000	232,400	276,200	336,100	382,000	442,200	513,400
	11	184,400	234,300	279,000	338,600	385,100	444,600	514,700
	12	186,800	236,200	281,800	341,100	388,200	447,000	516,000
	13	189,300	238,100	284,700	343,600	391,200	449,300	517,400
	14	191,900	240,000	287,600	346,100	394,000	451,700	518,600
	15	194,500	241,900	290,500	348,600	396,800	454,100	519,800
	16	197,100	243,800	293,400	351,100	399,600	456,500	521,000
	17	199,500	245,700	296,200	353,600	402,500	458,800	522,300
	18	202,200	247,600	298,900	356,100	404,600	461,100	523,500
	19	204,900	249,500	301,600	358,600	406,700	463,400	524,700
	20	207,600	251,400	304,300	361,100	408,800	465,700	525,900
	21	210,100	253,100	306,900	363,600	410,700	468,100	527,000
	22	211,700	254,800	308,800	366,000	412,700	469,900	528,000
	23	213,300	256,500	310,700	368,400	414,700	471,700	529,000
	24	214,900	258,200	312,600	370,800	416,700	473,500	530,000
	25	216,400	260,000	314,400	373,300	418,500	475,400	531,000
	26	217,900	261,900	316,300	375,700	420,300	476,800	531,800
	27	219,400	263,800	318,200	378,100	422,100	478,200	532,600
	28	220,900	265,700	320,100	380,500	423,900	479,600	533,400
	29	222,500	267,600	321,800	382,700	425,500	481,100	534,100
	30	223,600	269,400	323,600	384,900	427,200	482,300	
	31	224,700	271,200	325,400	387,100	428,900	483,500	
	32	225,800	273,000	327,200	389,300	430,600	484,700	
	33	227,000	274,800	328,800	391,400	432,200	485,700	
	34	227,900	276,600	330,400	393,200	433,500	486,800	
	35	228,800	278,400	332,000	395,000	434,800	487,900	
	36	229,700	280,200	333,600	396,800	436,100	489,000	
	37	230,600	281,800	335,300	398,700	437,500	490,000	
	38	231,500	283,300	336,900	400,200	438,500	490,900	
	39	232,400	284,800	338,500	401,700	439,500	491,800	
	40	233,300	286,300	340,100	403,200	440,500	492,700	
	41	234,300	287,800	341,600	404,500	441,400	493,600	
	42	235,200	289,200	343,100	405,900	442,200	494,300	
	43	236,100	290,600	344,600	407,300	443,000	495,000	
	44	237,000	292,000	346,100	408,700	443,800	495,700	
	45	237,900	293,500	347,700	410,200	444,500	496,300	
	46	238,900	294,900	349,100	411,600	445,200	497,000	
	47	239,900	296,300	350,500	413,000	445,900	497,700	
	48	240,900	297,700	351,900	414,400	446,600	498,400	
再任用職員以外の	49	241,700	299,200	353,200	415,800	447,300	499,000	
	50	242,500	300,300	354,700	416,700	448,000	499,700	
	51	243,300	301,400	356,200	417,600	448,700	500,400	
	52	244,100	302,500	357,700	418,500	449,400	501,100	

職員	53	244,900	303,700	359,100	419,200	450,100	501,700		
	54	245,700	304,800	360,500	419,800	450,800	502,400		
	55	246,500	305,900	361,900	420,400	451,500	503,100		
	56	247,300	307,000	363,300	421,000	452,200	503,800		
	57	248,100	308,200	364,500	421,600	452,900	504,400		
	58	248,900	309,300	365,800	422,200	453,600			
	59	249,700	310,400	367,100	422,800	454,300			
	60	250,500	311,500	368,400	423,400	455,000			
	61	251,300	312,400	369,600	424,000	455,600			
	62	252,100	313,200	370,200	424,600	456,300			
	63	252,900	314,000	370,800	425,200	457,000			
	64	253,700	314,800	371,400	425,800	457,700			
	65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200			
	66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900			
	67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600			
	68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300			
	69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800			
	70			374,400	429,500	461,500			
	71			374,900	430,100	462,200			
	72			375,400	430,700	462,900			
	73			376,000	431,400	463,400			
	74			376,500	432,000				
	75			377,000	432,600				
	76			377,500	433,200				
	77			378,100	433,900				
	78			378,600	434,600				
	79			379,100	435,300				
	80			379,600	436,000				
	81			380,200	436,500				
	82			380,700	437,200				
	83			381,200	437,900				
	84			381,700	438,600				
	85			382,300	439,100				
	86			382,800	439,800				
	87			383,300	440,500				
	88			383,800	441,200				
	89			384,400	441,700				
	90			384,900					
	91			385,400					
	92			385,900					
	93			386,500					
	94			387,000					
	95			387,500					
	96			388,000					
	97			388,600					
	98			389,100					
	99			389,600					
	100			390,100					
	101			390,700					
	再任用職員		219,600	249,800	284,200	326,400	356,300	404,500	474,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	136,400	179,200	215,300	251,400	286,900	317,900
	2	137,400	181,400	217,000	253,300	288,400	319,800
	3	138,400	183,600	218,700	255,200	289,900	321,700
	4	139,400	185,800	220,400	257,100	291,400	323,600
	5	140,400	187,900	221,900	259,100	293,000	325,500
	6	141,700	189,800	223,600	261,100	294,400	327,300
	7	143,000	191,700	225,300	263,100	295,800	329,100
	8	144,300	193,600	227,000	265,100	297,200	330,900
	9	145,400	195,400	228,700	266,900	298,600	332,800
	10	146,900	197,000	230,500	268,800	299,900	334,500
	11	148,400	198,600	232,300	270,700	301,200	336,200
	12	149,900	200,200	234,100	272,600	302,500	337,900
	13	151,200	201,800	235,900	274,300	303,900	339,500
	14	152,700	203,400	237,700	275,900	305,000	341,200
	15	154,200	205,000	239,500	277,500	306,100	342,900
	16	155,700	206,600	241,300	279,100	307,200	344,600
	17	157,100	208,200	243,200	280,700	308,300	346,200
	18	158,800	209,600	245,300	282,200	309,400	347,900
	19	160,500	211,000	247,400	283,700	310,500	349,600
	20	162,200	212,400	249,500	285,200	311,600	351,300
	21	163,800	213,600	251,400	286,800	312,600	352,900
	22	165,700	215,100	253,300	288,300	313,700	354,500
	23	167,600	216,600	255,200	289,800	314,800	356,100
	24	169,500	218,100	257,100	291,300	315,900	357,700
	25	171,200	219,500	259,100	292,900	316,800	359,300
	26	173,000	221,000	261,100	294,300	317,700	360,900
	27	174,800	222,500	263,100	295,700	318,600	362,500
	28	176,600	224,000	265,100	297,100	319,500	364,100
	29	178,200	225,500	266,900	298,500	320,500	365,600
	30	180,300	227,100	268,800	299,800	321,400	367,100
	31	182,400	228,700	270,700	301,100	322,300	368,600
	32	184,500	230,300	272,600	302,400	323,200	370,100
	33	186,400	231,700	274,300	303,800	324,100	371,500
	34	188,300	233,300	275,900	304,900	325,000	372,800
	35	190,200	234,900	277,500	306,000	325,900	374,100
	36	192,100	236,500	279,100	307,100	326,800	375,400

再任職員以外の職員	37	193,900	238,000	280,700	308,200	327,700	376,800
	38	195,500	239,500	282,200	309,300	328,600	378,100
	39	197,100	241,000	283,700	310,400	329,500	379,400
	40	198,700	242,500	285,200	311,500	330,400	380,700
	41	200,100	243,800	286,800	312,500	331,300	381,800
	42	201,700	245,300	288,300	313,600	332,200	383,000
	43	203,300	246,800	289,800	314,700	333,100	384,200
	44	204,900	248,300	291,300	315,800	334,000	385,400
	45	206,400	249,800	292,900	316,700	334,900	386,600
	46	207,700	251,300	294,300	317,600	335,800	387,800
	47	209,000	252,800	295,700	318,500	336,700	389,000
	48	210,300	254,300	297,100	319,400	337,600	390,200
	49	211,700	255,900	298,500	320,300	338,400	391,300
	50	212,900	257,400	299,800	321,100	339,100	392,400
	51	214,100	258,900	301,100	321,900	339,800	393,500
	52	215,300	260,400	302,400	322,700	340,500	394,600
	53	216,600	261,700	303,800	323,300	341,200	395,800
	54	217,900	263,100	304,900	324,100	341,800	396,800
	55	219,200	264,500	306,000	324,900	342,400	397,800
	56	220,500	265,900	307,100	325,700	343,000	398,800
	57	221,600	267,200	308,200	326,300	343,400	399,800
	58	222,800	268,600	309,300	327,000	344,000	400,800
	59	224,000	270,000	310,400	327,700	344,600	401,800
	60	225,200	271,400	311,500	328,400	345,200	402,800
	61	226,400	272,700	312,500	329,200	345,600	403,600
	62	227,600	274,000	313,600	329,800	346,200	404,500
	63	228,800	275,300	314,700	330,400	346,800	405,400
	64	230,000	276,600	315,800	331,000	347,400	406,300
	65	231,100	278,000	316,700	331,500	347,800	407,000
	66	232,300	279,200	317,600	332,100	348,300	407,600
	67	233,500	280,400	318,500	332,700	348,800	408,200
	68	234,700	281,600	319,400	333,300	349,300	408,800
	69	236,000	282,600	320,300	333,700	349,900	409,500
	70	237,000	283,500	321,000	334,100	350,400	
	71	238,000	284,400	321,700	334,500	350,900	
	72	239,000	285,300	322,400	334,900	351,400	
	73	240,100	286,300	322,900	335,300	352,000	
	74	240,900	287,000	323,500	335,700	352,500	
	75	241,700	287,700	324,100	336,100	353,000	
	76	242,500	288,400	324,700	336,500	353,500	

	77	243,100	289,000	325,400	336,900	354,100	
	78	243,800	289,600	326,000	337,300	354,600	
	79	244,500	290,200	326,600	337,700	355,100	
	80	245,200	290,800	327,200	338,100	355,600	
	81	245,900	291,500	327,800	338,500	356,200	
	82	246,400	292,100	328,200	338,900	356,700	
	83	246,900	292,700	328,600	339,300	357,200	
	84	247,400	293,300	329,000	339,700	357,700	
	85	247,800	293,900	329,500	340,100	358,200	
	86		294,400	329,900	340,500	358,700	
	87		294,900	330,300	340,900	359,200	
	88		295,400	330,700	341,300	359,700	
	89		295,800	331,100	341,700	360,200	
	90		296,200	331,500	342,100		
	91		296,600	331,900	342,500		
	92		297,000	332,300	342,900		
	93		297,200	332,500	343,300		
	94		297,600	332,900	343,700		
	95		298,000	333,300	344,100		
	96		298,400	333,700	344,500		
	97		298,600	333,900	344,900		
	98		299,000	334,300	345,300		
	99		299,400	334,700	345,700		
	100		299,800	335,100	346,100		
	101		300,300	335,300	346,500		
	102		300,600	335,600	346,900		
	103		300,900	335,900	347,300		
	104		301,200	336,200	347,700		
	105		301,600	336,600	348,100		
	106			336,900	348,500		
	107			337,200	348,900		
	108			337,500	349,300		
	109			337,800	349,700		
	110			338,100			
	111			338,400			
	112			338,700			
	113			338,900			
再任用職員		214,400	229,000	235,000	257,600	286,900	317,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表<sup>(一)</sup>の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

# 教育職俸給表

## イ 教育職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	202,200	263,500	317,000	409,100	547,400
	2	204,400	266,600	320,500	411,600	550,600
	3	206,600	269,700	324,000	414,100	553,800
	4	208,800	272,800	327,500	416,600	557,000
	5	210,900	275,900	331,100	419,200	560,200
	6	213,100	278,800	334,600	421,700	562,700
	7	215,300	281,700	338,100	424,200	565,200
	8	217,500	284,600	341,600	426,700	567,700
	9	219,800	287,600	345,200	429,000	570,200
	10	222,200	290,600	348,500	431,500	572,100
	11	224,600	293,600	351,800	434,000	574,000
	12	227,000	296,600	355,100	436,500	575,900
	13	229,300	299,600	358,400	438,800	577,700
	14	231,700	302,400	361,000	441,200	579,200
	15	234,100	305,200	363,600	443,600	580,700
	16	236,500	308,000	366,200	446,000	582,200
	17	238,700	310,700	368,900	448,500	583,700
	18	241,800	313,500	371,200	450,900	584,700
	19	244,900	316,300	373,500	453,300	585,700
	20	248,000	319,100	375,800	455,700	586,700
	21	251,100	321,700	378,000	458,200	587,800
	22	254,200	324,500	380,100	460,600	
	23	257,300	327,300	382,200	463,000	
	24	260,400	330,100	384,300	465,400	
	25	263,400	332,700	386,300	467,900	
	26	266,500	335,200	388,200	470,300	
	27	269,600	337,700	390,100	472,700	
	28	272,700	340,200	392,000	475,100	
	29	275,800	342,600	394,000	477,500	
	30	278,600	344,800	395,800	479,900	
	31	281,400	347,000	397,600	482,300	
	32	284,200	349,200	399,400	484,700	
	33	287,100	351,500	401,300	487,100	
	34	290,100	353,800	403,100	489,400	
	35	293,100	356,100	404,900	491,700	
	36	296,100	358,400	406,700	494,000	
	37	299,100	360,500	408,300	496,300	
	38	301,500	362,600	410,000	498,300	
	39	303,900	364,700	411,700	500,300	
	40	306,300	366,800	413,400	502,300	

	41	308,600	368,800	415,100	504,400
	42	310,000	370,700	416,800	506,300
	43	311,400	372,600	418,500	508,200
	44	312,800	374,500	420,200	510,100
	45	314,100	376,500	421,700	512,100
	46	315,300	378,300	423,300	514,000
	47	316,500	380,100	424,900	515,900
	48	317,700	381,900	426,500	517,800
	49	318,700	383,800	428,100	519,800
	50	319,800	385,600	429,400	521,700
	51	320,900	387,400	430,700	523,600
	52	322,000	389,200	432,000	525,500
	53	323,200	390,800	433,200	527,500
	54	324,300	392,400	434,300	529,200
	55	325,400	394,000	435,400	530,900
	56	326,500	395,600	436,500	532,600
	57	327,600	397,000	437,700	534,400
	58	328,700	398,500	438,800	535,700
	59	329,800	400,000	439,900	537,000
	60	330,900	401,500	441,000	538,300
	61	332,000	402,900	442,100	539,600
	62	333,100	404,400	443,200	540,600
再任	63	334,200	405,900	444,300	541,600
用職	64	335,300	407,400	445,400	542,600
員以	65	336,300	408,800	446,400	543,400
外の	66	337,400	410,000	447,400	544,300
職員	67	338,500	411,200	448,400	545,200
	68	339,600	412,400	449,400	546,100
	69	340,600	413,600	450,500	547,000
	70	341,700	414,600	451,500	547,900
	71	342,800	415,600	452,500	548,800
	72	343,900	416,600	453,500	549,700
	73	344,800	417,600	454,600	550,600
	74	345,800	418,500	455,600	551,500
	75	346,800	419,400	456,600	552,400
	76	347,800	420,300	457,600	553,300
	77	348,900	421,000	458,600	554,200
	78	349,900	421,600	459,300	
	79	350,900	422,200	460,000	
	80	351,900	422,800	460,700	
	81	352,900	423,400	461,500	
	82	353,900	424,000	462,200	
	83	354,900	424,600	462,900	
	84	355,900	425,200	463,600	
	85	356,800	425,700	464,100	
	86	357,500	426,300	464,800	
	87	358,200	426,900	465,500	
	88	358,900	427,500	466,200	

	89	359,700	428,000	466,700		
	90	360,300	428,600			
	91	360,900	429,200			
	92	361,500	429,800			
	93	362,100	430,200			
	94	362,600	430,700			
	95	363,100	431,200			
	96	363,600	431,700			
	97	364,200	432,300			
	98	364,700	432,800			
	99	365,200	433,300			
	100	365,700	433,800			
	101	366,300	434,400			
	102	366,800	434,900			
	103	367,300	435,400			
	104	367,800	435,900			
	105	368,400	436,500			
	106	368,900				
	107	369,400				
	108	369,900				
	109	370,500				
	110	371,000				
	111	371,500				
	112	372,000				
	113	372,600				
	114	373,100				
	115	373,600				
	116	374,100				
	117	374,600				
	118	375,100				
	119	375,600				
	120	376,100				
	121	376,600				
	122	377,100				
	123	377,600				
	124	378,100				
	125	378,600				
	126	379,100				
	127	379,600				
	128	380,100				
	129	380,600				
再任職員		287,200	299,500	322,500	409,100	547,400

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	169,000	203,400	263,500
	2	171,600	205,500	266,600
	3	174,200	207,600	269,700
	4	176,800	209,700	272,800
	5	179,500	211,600	275,900
	6	182,300	213,700	278,900
	7	185,100	215,800	281,900
	8	187,900	217,900	284,900
	9	190,800	220,100	287,800
	10	193,700	222,500	290,800
	11	196,600	224,900	293,800
	12	199,500	227,300	296,800
	13	202,200	229,500	299,600
	14	203,900	231,800	302,400
	15	205,600	234,100	305,200
	16	207,300	236,400	308,000
	17	209,000	238,800	310,900
	18	210,800	241,900	314,200
	19	212,600	245,000	317,500
	20	214,400	248,100	320,800
	21	216,300	251,100	323,900
	22	218,300	254,200	327,000
	23	220,300	257,300	330,100
	24	222,300	260,400	333,200
	25	224,100	263,400	336,400
	26	226,100	266,500	339,400
	27	228,100	269,600	342,400
	28	230,100	272,700	345,400
	29	231,900	275,800	348,300
	30	233,900	278,400	350,900
	31	235,900	281,000	353,500
	32	237,900	283,600	356,100
	33	239,900	286,300	358,700
	34	242,000	289,000	361,000
	35	244,100	291,700	363,300
	36	246,200	294,400	365,600
	37	248,200	296,900	367,900
	38	250,300	299,500	370,200
	39	252,400	302,100	372,500
	40	254,500	304,700	374,800
	41	256,400	307,200	377,100
	42	257,900	309,800	379,200
	43	259,400	312,400	381,300
	44	260,900	315,000	383,400

	45	262,500	317,400	385,400
	46	263,900	319,900	387,400
	47	265,300	322,400	389,400
	48	266,700	324,900	391,400
	49	268,000	327,400	393,200
	50	269,400	329,800	395,000
	51	270,800	332,200	396,800
	52	272,200	334,600	398,600
	53	273,500	336,900	400,200
	54	274,900	338,900	402,000
	55	276,300	340,900	403,800
	56	277,700	342,900	405,600
	57	279,000	344,900	407,200
	58	280,400	346,900	408,900
	59	281,800	348,900	410,600
	60	283,200	350,900	412,300
	61	284,400	352,800	413,800
	62	285,800	354,700	415,400
	63	287,200	356,600	417,000
	64	288,600	358,500	418,600
	65	289,800	360,500	420,300
	66	291,100	362,400	421,600
	67	292,400	364,300	422,900
	68	293,700	366,200	424,200
再任 用職 員以 外の 職員	69	295,100	367,900	425,300
	70	296,200	369,700	426,400
	71	297,300	371,500	427,500
	72	298,400	373,300	428,600
	73	299,600	375,100	429,500
	74	300,700	376,800	430,500
	75	301,800	378,500	431,500
	76	302,900	380,200	432,500
	77	303,800	381,900	433,600
	78	304,800	383,600	434,600
	79	305,800	385,300	435,600
	80	306,800	387,000	436,600
	81	307,600	388,600	437,400
	82	308,500	390,200	438,300
	83	309,400	391,800	439,200
	84	310,300	393,400	440,100
	85	311,300	394,800	441,100
	86	312,200	396,300	442,000
	87	313,100	397,800	442,900
88	314,000	399,300	443,800	
89	314,900	400,800	444,800	
90	315,700	402,100	445,400	
91	316,500	403,400	446,000	
92	317,300	404,700	446,600	
93	318,000	405,800	447,100	
94	318,700	406,900	447,700	
95	319,400	408,000	448,300	
96	320,100	409,100	448,900	

97	320,800	410,000	449,300
98	321,300	411,000	449,900
99	321,800	412,000	450,500
100	322,300	413,000	451,100
101	322,800	414,100	451,500
102	323,300	415,100	
103	323,800	416,100	
104	324,300	417,100	
105	324,800	417,900	
106	325,300	418,800	
107	325,800	419,700	
108	326,300	420,600	
109	326,700	421,600	
110	327,200	422,500	
111	327,700	423,400	
112	328,200	424,300	
113	328,600	425,300	
114	329,100	425,900	
115	329,600	426,500	
116	330,100	427,100	
117	330,500	427,600	
118	331,000	428,200	
119	331,500	428,800	
120	332,000	429,400	
121	332,300	429,800	
122	332,800	430,400	
123	333,300	431,000	
124	333,800	431,600	
125	334,100	432,000	
126	334,600		
127	335,100		
128	335,600		
129	335,900		
130	336,400		
131	336,900		
132	337,400		
133	337,700		
134	338,200		
135	338,700		
136	339,200		
137	339,500		
138	339,900		
139	340,300		
140	340,700		
141	341,200		
再任用職員	251,400	298,800	317,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 研究職俸給表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300	536,000
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200	539,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100	542,400
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000	545,600
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700	548,800
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600	551,300
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500	553,800
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400	556,300
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100	558,800
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900	560,700
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700	562,600
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500	564,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400	566,300
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200	567,700
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000	569,100
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800	570,500
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700	571,800
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500	572,700
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300	573,600
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100	574,500
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000	575,500
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700	
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400	
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100	
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900	
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500	
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100	
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700	
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300	
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900	
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500	
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100	
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500	
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000	
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500	
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000	
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600	
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100	
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600	
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100	

	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		
	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		

再任職員以外の職員

	85	277,400	332,800	403,400			
	86	278,700	333,400	404,100			
	87	280,000	334,000	404,800			
	88	281,300	334,600	405,500			
	89	282,400	335,000	406,100			
	90	283,600	335,600				
	91	284,800	336,200				
	92	286,000	336,800				
	93	287,100	337,200				
	94	288,100	337,700				
	95	289,100	338,200				
	96	290,100	338,700				
	97	290,900	339,300				
	98	291,800	339,800				
	99	292,700	340,300				
	100	293,600	340,800				
	101	294,500	341,400				
	102	295,200	341,900				
	103	295,900	342,400				
	104	296,600	342,900				
	105	297,400	343,500				
	106	297,900	344,000				
	107	298,400	344,500				
	108	298,900	345,000				
	109	299,400	345,600				
	110	299,800	346,100				
	111	300,200	346,600				
	112	300,600	347,100				
	113	301,000	347,700				
	114	301,400	348,200				
	115	301,800	348,700				
	116	302,200	349,200				
	117	302,600	349,800				
	118	303,000	350,300				
	119	303,400	350,800				
	120	303,800	351,300				
	121	304,100	351,900				
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300	536,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100	563,600
	2	237,700	325,300	393,500	469,400	566,700
	3	240,200	328,400	396,400	471,700	569,800
	4	242,700	331,500	399,300	474,000	572,900
	5	245,100	334,400	402,000	476,300	575,900
	6	248,900	337,800	404,800	478,500	578,300
	7	252,700	341,200	407,600	480,700	580,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900	583,100
	9	260,100	347,800	413,000	485,200	585,400
	10	264,100	351,200	415,700	487,300	586,900
	11	268,100	354,600	418,400	489,400	588,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500	589,900
	13	276,000	361,300	423,600	493,600	591,400
	14	280,000	365,000	426,100	495,700	592,500
	15	284,000	368,700	428,600	497,800	593,600
	16	288,000	372,400	431,100	499,900	594,700
	17	291,800	376,000	433,400	502,000	595,900
	18	295,500	378,800	435,800	504,000	596,900
	19	299,200	381,600	438,200	506,000	597,900
	20	302,900	384,400	440,600	508,000	598,900
	21	306,700	387,300	442,900	509,800	599,900
	22	310,600	389,900	445,300	511,700	
	23	314,500	392,500	447,700	513,600	
	24	318,400	395,100	450,100	515,500	
	25	322,100	397,500	452,400	517,200	
	26	325,100	399,800	454,700	519,000	
	27	328,100	402,100	457,000	520,800	
	28	331,100	404,400	459,300	522,600	
	29	334,200	406,800	461,500	524,500	
	30	336,800	408,900	463,800	526,300	
	31	339,400	411,000	466,100	528,100	
	32	342,000	413,100	468,400	529,900	
	33	344,600	415,300	470,500	531,700	
	34	347,100	417,300	472,600	533,500	
	35	349,600	419,300	474,700	535,300	
	36	352,100	421,300	476,800	537,100	
	37	354,500	423,400	478,900	538,800	
	38	356,900	425,400	480,700	540,400	
	39	359,300	427,400	482,500	542,000	
	40	361,700	429,400	484,300	543,600	
	41	364,000	431,500	486,000	545,200	
	42	365,500	433,300	487,800	546,600	
	43	367,000	435,100	489,600	548,000	
	44	368,500	436,900	491,400	549,400	
	45	370,100	438,800	493,000	550,600	
	46	371,600	440,600	494,800	551,600	
	47	373,100	442,400	496,600	552,600	
	48	374,600	444,200	498,400	553,600	

再任  
用職員以

外の職員	49	375,900	446,100	500,000	554,700	
	50	376,900	447,900	501,300	555,600	
	51	377,900	449,700	502,600	556,500	
	52	378,900	451,500	503,900	557,400	
	53	380,000	453,400	505,200	558,300	
	54	380,900	454,600	506,500	559,200	
	55	381,800	455,800	507,800	560,100	
	56	382,700	457,000	509,100	561,000	
	57	383,700	458,200	510,300	561,900	
	58	384,600	459,200	511,200	562,800	
	59	385,500	460,200	512,100	563,700	
	60	386,400	461,200	513,000	564,600	
	61	387,300	462,100	513,900	565,500	
	62	387,800	462,800	514,800	566,400	
	63	388,300	463,500	515,700	567,300	
	64	388,800	464,200	516,600	568,200	
	65	389,100	464,900	517,500	569,100	
	66		465,600	518,400		
	67		466,300	519,300		
	68		467,000	520,200		
	69		467,500	521,100		
	70		468,200	522,000		
	71		468,900	522,900		
	72		469,600	523,800		
	73		470,100	524,600		
	74		470,800	525,500		
	75		471,500	526,400		
	76		472,200	527,300		
	77		472,700	528,100		
	78		473,300	529,000		
	79		473,900	529,900		
	80		474,500	530,800		
	81		475,100	531,600		
	82		475,700	532,500		
	83		476,300	533,400		
	84		476,900	534,300		
	85		477,400	535,100		
	86		478,000	536,000		
	87		478,600	536,900		
	88		479,200	537,800		
	89		479,700	538,600		
	90		480,300			
	91		480,900			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900	446,800
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600	449,400
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300	452,000
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000	454,600
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600	457,200
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300	459,800
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000	462,400
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700	465,000
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300	467,700
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800	470,300
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300	472,900
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800	475,500
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100	478,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300	479,600
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500	481,100
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700	482,600
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800	484,200
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900	485,700
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000	487,200
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100	488,700
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000	490,300
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600	491,800
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200	493,300
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800	494,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	496,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	497,900
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	499,400
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	500,900
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	502,500
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	503,700
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	504,900
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	506,100
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	507,400
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	508,400
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	509,400
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	510,400

再任職員以外の職員	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	511,400
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500		
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200		
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900		
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500		
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200		
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900		
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600		
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100		
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800		
63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500			
64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200			
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700			
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100				
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800				
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500				
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000				
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600				
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200				
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800				
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500				
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100				
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700				
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300				

77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000			
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600			
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200			
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800			
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500			
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100			
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700			
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300			
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000			
86		293,100	330,600	352,700				
87		293,400	331,000	353,100				
88		293,700	331,400	353,500				
89		294,100	331,900	354,000				
90		294,400	332,300	354,400				
91		294,700	332,700	354,800				
92		295,000	333,100	355,200				
93		295,400	333,600	355,700				
94		295,700	334,000	356,100				
95		296,000	334,400	356,500				
96		296,300	334,800	356,900				
97		296,700	335,000	357,400				
98		297,000	335,400	357,800				
99		297,300	335,800	358,200				
100		297,600	336,200	358,600				
101		298,000	336,400	359,100				
102		298,300	336,800	359,500				
103		298,600	337,200	359,900				
104		298,900	337,600	360,300				
105		299,200	337,800	360,800				
106			338,200					
107			338,600					
108			339,000					
109			339,200					
110			339,600					
111			340,000					
112			340,400					
113			340,600					
再任用職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000

再任 用職 員以	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100			
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700			
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300			

外の 職員	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	
	98	288,100	322,100	357,100	376,200	
	99	289,000	322,800	357,600	376,700	
	100	289,900	323,500	358,100	377,200	
	101	290,700	324,000	358,700	377,800	
	102	291,500	324,600	359,200	378,300	
	103	292,300	325,200	359,700	378,800	
	104	293,100	325,800	360,200	379,300	
	105	293,800	326,200	360,800	379,900	
	106	294,300	326,700	361,300	380,400	
	107	294,800	327,200	361,800	380,900	
	108	295,300	327,700	362,300	381,400	
	109	295,800	328,200	362,800	382,000	
	110	296,200	328,600	363,300	382,500	
	111	296,600	329,000	363,800	383,000	
	112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100		
114	297,800	330,200	365,300			
115	298,200	330,600	365,800			
116	298,600	331,000	366,300			
117	298,900	331,300	366,700			
118	299,300	331,700	367,200			
119	299,700	332,100	367,700			
120	300,100	332,500	368,200			
121	300,400	332,700	368,600			
122	300,800	333,100	369,100			
123	301,200	333,500	369,600			
124	301,600	333,900	370,100			
125	301,800	334,200	370,500			
126	302,200	334,600				
127	302,600	335,000				
128	303,000	335,400				

	129	303,200	335,700					
	130	303,600	336,100					
	131	304,000	336,500					
	132	304,400	336,900					
	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
	158	313,100						
	159	313,400						
	160	313,700						
	161	314,100						
	162	314,400						
	163	314,700						
	164	315,000						
	165	315,400						
	166	315,700						
	167	316,000						
	168	316,300						
	169	316,700						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 福 祉 職 俸 給 表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,800	196,600	245,600	271,900	321,100	367,200
	2	148,000	198,400	247,600	274,100	323,400	369,800
	3	149,200	200,200	249,600	276,300	325,700	372,400
	4	150,400	202,000	251,600	278,500	328,000	375,000
	5	151,400	203,700	253,500	280,700	330,300	377,600
	6	152,800	205,500	255,500	283,000	332,500	380,200
	7	154,200	207,300	257,500	285,300	334,700	382,800
	8	155,600	209,100	259,500	287,600	336,900	385,400
	9	156,900	211,000	261,300	289,700	339,200	388,000
	10	158,300	212,500	263,200	292,000	341,400	390,700
	11	159,700	214,000	265,100	294,300	343,600	393,400
	12	161,100	215,500	267,000	296,600	345,800	396,100
	13	162,600	217,100	268,800	298,700	347,800	398,700
	14	164,100	218,700	270,700	301,000	349,900	401,100
	15	165,600	220,300	272,600	303,300	352,000	403,500
	16	167,100	221,900	274,500	305,600	354,100	405,900
	17	168,700	223,500	276,300	307,800	356,300	408,200
	18	170,400	225,200	278,200	310,100	358,300	410,300
	19	172,100	226,900	280,100	312,400	360,300	412,400
	20	173,800	228,600	282,000	314,700	362,300	414,500
	21	175,400	230,100	283,700	316,900	364,400	416,600
	22	177,100	232,000	285,500	319,100	366,400	418,600
	23	178,800	233,900	287,300	321,300	368,400	420,600
	24	180,500	235,800	289,100	323,500	370,400	422,600
	25	182,100	237,500	291,000	325,700	372,500	424,700
	26	183,900	239,500	292,800	327,800	374,500	426,300
	27	185,700	241,500	294,600	329,900	376,500	427,900
	28	187,500	243,500	296,400	332,000	378,500	429,500
	29	189,300	245,400	298,100	334,100	380,500	431,200
	30	190,800	247,300	299,800	336,200	382,400	432,500
	31	192,300	249,200	301,500	338,300	384,300	433,800
	32	193,800	251,100	303,200	340,400	386,200	435,100
	33	195,300	253,000	304,900	342,300	388,000	436,400
	34	196,600	254,900	306,500	344,300	389,700	437,700
	35	197,900	256,800	308,100	346,300	391,400	439,000
	36	199,200	258,700	309,700	348,300	393,100	440,300

	37	200,600	260,500	311,400	350,200	394,800	441,600
	38	202,000	262,400	313,000	352,100	396,000	442,500
	39	203,400	264,300	314,600	354,000	397,200	443,400
	40	204,800	266,200	316,200	355,900	398,400	444,300
	41	206,000	267,900	317,800	357,800	399,600	445,100
	42	207,300	269,600	319,400	359,600	400,800	445,900
	43	208,600	271,300	321,000	361,400	402,000	446,700
	44	209,900	273,000	322,600	363,200	403,200	447,500
	45	211,000	274,700	324,100	365,100	404,200	448,300
	46	212,400	276,400	325,300	366,600	404,900	449,100
	47	213,800	278,100	326,500	368,100	405,600	449,900
	48	215,200	279,800	327,700	369,600	406,300	450,700
	49	216,400	281,400	328,800	371,100	407,100	451,300
	50	217,800	283,000	329,800	372,300	407,800	452,100
	51	219,200	284,600	330,800	373,500	408,500	452,900
	52	220,600	286,200	331,800	374,700	409,200	453,700
	53	221,800	287,900	332,700	375,700	410,000	454,300
	54	223,200	289,400	333,500	376,600	410,700	455,100
	55	224,600	290,900	334,300	377,500	411,400	455,900
	56	226,000	292,400	335,100	378,400	412,100	456,700
	57	227,200	294,000	336,000	379,400	412,800	457,300
	58	228,500	295,500	336,700	380,200	413,500	458,100
	59	229,800	297,000	337,400	381,000	414,200	458,900
	60	231,100	298,500	338,100	381,800	414,900	459,700
	61	232,400	299,800	338,600	382,700	415,500	460,300
	62	233,700	301,300	339,200	383,400	416,200	
	63	235,000	302,800	339,800	384,100	416,900	
	64	236,300	304,300	340,400	384,800	417,600	
	65	237,700	305,600	340,800	385,500	418,100	
	66	238,900	306,900	341,300	386,200	418,800	
	67	240,100	308,200	341,800	386,900	419,500	
	68	241,300	309,500	342,300	387,600	420,200	
	69	242,300	310,700	342,800	388,100	420,700	
	70	243,400	311,900	343,300	388,800	421,400	
	71	244,500	313,100	343,800	389,500	422,100	
	72	245,600	314,300	344,300	390,200	422,800	
	73	246,500	315,600	344,800	390,700	423,300	
	74	247,600	316,300	345,300	391,400	424,000	
	75	248,700	317,000	345,800	392,100	424,700	
	76	249,800	317,700	346,300	392,800	425,400	

再任  
用職員以

外の 職員	77	250,800	318,500	346,700	393,300	425,900
	78	251,800	319,200	347,200	394,000	
	79	252,800	319,900	347,700	394,700	
	80	253,800	320,600	348,200	395,400	
	81	254,800	321,100	348,500	395,900	
	82	255,800	321,700	349,000	396,600	
	83	256,800	322,300	349,500	397,300	
	84	257,800	322,900	350,000	398,000	
	85	258,700	323,400	350,300	398,500	
	86	259,600	323,800	350,800	399,200	
	87	260,500	324,200	351,300	399,900	
	88	261,400	324,600	351,800	400,600	
	89	262,100	325,100	352,100	401,100	
	90	262,900	325,500	352,500	401,800	
	91	263,700	325,900	352,900	402,500	
	92	264,500	326,300	353,300	403,200	
	93	265,400	326,800	353,800	403,700	
	94	266,100	327,200			
	95	266,800	327,600			
	96	267,500	328,000			
	97	268,200	328,500			
	98	268,900	328,900			
	99	269,600	329,300			
	100	270,300	329,700			
	101	270,800	330,100			
	102	271,300	330,500			
	103	271,800	330,900			
	104	272,300	331,300			
	105	272,600	331,700			
	106	273,000	332,100			
	107	273,400	332,500			
	108	273,800	332,900			
	109	274,300	333,300			
	110	274,700	333,700			
	111	275,100	334,100			
	112	275,500	334,500			
	113	275,800	334,900			
	114	276,200	335,300			
	115	276,600	335,700			
	116	277,000	336,100			

	117	277,300	336,400				
	118	277,700	336,800				
	119	278,100	337,200				
	120	278,500	337,600				
	121	278,700	337,800				
	122	279,100					
	123	279,500					
	124	279,900					
	125	280,100					
	126	280,500					
	127	280,900					
	128	281,300					
	129	281,500					
	130	281,900					
	131	282,300					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,300					
	135	283,700					
	136	284,100					
	137	284,300					
	138	284,600					
	139	284,900					
	140	285,200					
	141	285,600					
	142	285,900					
	143	286,200					
	144	286,500					
	145	286,900					
	146	287,200					
	147	287,500					
	148	287,800					
	149	288,100					
	150	288,400					
	151	288,700					
	152	289,000					
	153	289,300					
再任用職員		200,700	244,500	259,100	293,700	321,100	364,600

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	7 2 8 ,0 0 0
2	7 8 4 ,0 0 0
3	8 4 3 ,0 0 0
4	9 2 2 ,0 0 0
5	9 9 4 ,0 0 0
6	1 ,0 6 6 ,0 0 0
7	1 ,1 4 2 ,0 0 0
8	1 ,2 1 1 ,0 0 0

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別記第5 切替要領

### 1 職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

### 2 号俸の切替え

一 前記1により新級が定められる職員（二に掲げる職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表第2に定める号俸とする。

二 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて別表第3に定める号俸とする。

三 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

別表第1 職務の級の切替表

俸 給 表	旧 級	新 級
行政職俸給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
行政職俸給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

專門行政職俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
		8 級
稅務職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級

公安職俸給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	特 2 級	
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
	10 級	9 級
	11 級	10 級
11 級		
公安職俸給表(二)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級

	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
海事職俸給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
海事職俸給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級

教育職俸給表(一)	3 級	3 級
	4 級	4 級
		5 級
教育職俸給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
研究職俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級
医療職俸給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
		5 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

医療職俸給表(二)	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
	8 級	8 級
医療職俸給表(三)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
福祉職俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ロ 行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

八 専門行政職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1	1	1
	12月以上		1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	6	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	8	1	1
	12月以上	17	17	13	9	1	1
6	3月未満	17	17	13	9	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	10	2	1
	6月以上9月未満	19	19	15	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	16	12	4	1
	12月以上	21	21	17	13	5	1
7	3月未満	21	21	17	13	5	1
	3月以上6月未満	22	22	18	14	6	2
	6月以上9月未満	23	23	19	15	7	3
	9月以上12月未満	24	24	20	16	8	4
	12月以上	25	25	21	17	9	5
8	3月未満	25	25	21	17	9	5
	3月以上6月未満	26	26	22	18	10	6
	6月以上9月未満	27	27	23	19	11	7
	9月以上12月未満	28	28	24	20	12	8
	12月以上	29	29	25	21	13	9
9	3月未満	29	29	25	21	13	9
	3月以上6月未満	30	30	26	22	14	10
	6月以上9月未満	31	31	27	23	15	11
	9月以上12月未満	32	32	28	24	16	12
	12月以上	33	33	29	25	17	13
10	3月未満	33	33	29	25	17	13
	3月以上6月未満	34	34	30	26	18	14
	6月以上9月未満	35	35	31	27	19	15
	9月以上12月未満	36	36	32	28	20	16
	12月以上	37	37	33	29	21	17
11	3月未満	37	37	33	29	21	17
	3月以上6月未満	38	38	34	30	22	18
	6月以上9月未満	39	39	35	31	23	19
	9月以上12月未満	40	40	36	32	24	20
	12月以上	41	41	37	33	25	21

12	3月未滿	41	41	37	33	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	38	34	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	39	35	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	40	36	28	24
	12月以上	45	45	41	37	29	25
13	3月未滿	45	45	41	37	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	42	38	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	43	39	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	44	40	32	28
	12月以上	49	49	45	41	33	29
14	3月未滿	49	49	45	41	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	46	42	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	47	43	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	48	44	36	32
	12月以上	53	53	49	45	37	33
15	3月未滿	53	53	49	45	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	50	46	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	51	47	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	52	48	40	36
	12月以上	57	57	53	49	41	37
16	3月未滿	57	57	53	49	41	
	3月以上6月未滿	58	58	54	50	42	
	6月以上9月未滿	59	59	55	51	43	
	9月以上12月未滿	60	60	56	52	44	
	12月以上	61	61	57	53	45	
17	3月未滿	61	61	57	53	45	
	3月以上6月未滿	62	62	58	54	46	
	6月以上9月未滿	63	63	59	55	47	
	9月以上12月未滿	64	64	60	56	48	
	12月以上	65	65	61	57	49	
18	3月未滿	65	65	61	57	49	
	3月以上6月未滿	66	66	62	58	50	
	6月以上9月未滿	67	67	63	59	51	
	9月以上12月未滿	68	68	64	60	52	
	12月以上	69	69	65	61	53	
19	3月未滿	69	69	65	61		
	3月以上6月未滿	70	70	66	62		
	6月以上9月未滿	71	71	67	63		
	9月以上12月未滿	72	72	68	64		
	12月以上	73	73	69	65		
20	3月未滿	73	73	69	65		
	3月以上6月未滿	74	74	70	66		
	6月以上9月未滿	75	75	71	67		
	9月以上12月未滿	76	76	72	68		
	12月以上	77	77	73	69		
21	3月未滿	77	77	73			
	3月以上6月未滿	78	78	74			
	6月以上9月未滿	79	79	75			
	9月以上12月未滿	80	80	76			
	12月以上	81	81	77			
22	3月未滿	81	81	77			
	3月以上6月未滿	82	81	78			
	6月以上9月未滿	83	81	79			
	9月以上12月未滿	84	81	80			
	12月以上	85	81	81			

23	3月未満	85					
	3月以上6月未満	86					
	6月以上9月未満	87					
	9月以上12月未満	88					
	12月以上	89					
24	3月未満	89					
	3月以上6月未満	90					
	6月以上9月未満	91					
	9月以上12月未満	92					
	12月以上	93					
25	3月未満	93					
	3月以上6月未満	93					
	6月以上9月未満	93					
	9月以上12月未満	93					
	12月以上	93					

二 税務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		1	3 月未満			1	1	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	21	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	22	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	23	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	24	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	25	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	25	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	26	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	27	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	28	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	29	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	29	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	30	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	31	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	32	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	33	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	33	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	34	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	35	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	36	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	37	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	37	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	38	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	39	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	40	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	41	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	41	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	42	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	43	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	44	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	45	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	45	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	25	46	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	25	47	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	26	48	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	26	49	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	26	49	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	50	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	51	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	27	52	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	27	53	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	27	53	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	28	54	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	28	55	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	28	56	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	29	57	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	29	57	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	29	58	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	29	59	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	29	60	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	29	61	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	29	61	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	30	62	46	41	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	30	63	47	42	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	30	64	48	42	52	40	36	32	28	24
	12月以上	30	65	49	43	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	30	65	49	43	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	30	66	50	43	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	31	67	51	44	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	31	68	52	44	56	44	40	36	32	28
	12月以上	31	69	53	45	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	31	69	53	45	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	31	70	54	46	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	31	71	55	47	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	32	72	56	48	60	48	44	40	36	32
	12月以上	32	73	57	49	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿		73	57	49	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿		73	58	49	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿		73	59	50	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿		73	60	50	64	52	48	44	40	36
	12月以上		73	61	51	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿			61	51	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿			62	51	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿			63	52	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿			64	52	68	56	52	48	44	
	12月以上			65	53	69	57	53	49	45	
17	3月未滿			65	53	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿			65	53	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿			65	53	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿			65	54	72	60	56	52	48	
	12月以上			65	54	73	61	57	53	49	
18	3月未滿				54	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿				54	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿				55	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿				55	76	64	60	56	52	
	12月以上				55	77	65	61	57	53	
19	3月未滿				55	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿				56	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿				56	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿				56	80	68	64	60		
	12月以上				57	81	69	65	61		
20	3月未滿				57	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿				57	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿				58	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿				58	84	72	68	64		
	12月以上				59	85	73	69	65		
21	3月未滿				59	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿				59	85	74	70	66		
	6月以上9月未滿				60	85	75	71	67		
	9月以上12月未滿				60	85	76	72	68		
	12月以上				61	85	77	73	69		
22	3月未滿				61		77	73			
	3月以上6月未滿				61		78	74			
	6月以上9月未滿				61		79	75			
	9月以上12月未滿				62		80	76			
	12月以上				62		81	77			

23	3月未満				62		81				
	3月以上6月未満				62		82				
	6月以上9月未満				63		83				
	9月以上12月未満				63		84				
	12月以上				63		85				
24	3月未満						85				
	3月以上6月未満						86				
	6月以上9月未満						87				
	9月以上12月未満						88				
	12月以上						89				

ホ 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		1	3月未満					1	13	1	1	1
	3月以上6月未満					1	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満					1	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満					1	16	1	1	1	1	1
	12月以上					1	17	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	5	1	1	17	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	6	2	2	18	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	7	3	3	19	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	8	4	4	20	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	11	7	7	23	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	12	8	8	24	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	13	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	13	9	9	25	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	14	10	10	26	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	15	11	11	27	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	16	12	12	28	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	17	13	13	29	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	17	13	13	29	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	18	14	14	30	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	19	15	15	31	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	20	16	16	32	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	21	17	17	33	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	21	17	17	33	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	22	18	18	34	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	23	19	19	35	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	24	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	25	21	21	37	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	25	21	21	37	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	26	22	22	38	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	27	23	23	39	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	28	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	29	25	25	41	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	29	25	25	41	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	30	26	26	42	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	31	27	27	43	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	32	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	33	29	29	45	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	33	29	29	45	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	34	30	30	46	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	35	31	31	47	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	36	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	37	33	33	49	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	37	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	38	34	34	50	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	39	35	35	51	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	40	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	41	37	37	53	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	41	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	42	38	38	54	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	43	39	39	55	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	44	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	45	41	41	57	37	33	29	25	21

12	3月未滿	41	41	45	41	41	57	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	46	42	42	58	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	47	43	43	59	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	48	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	49	45	45	61	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	49	45	45	61	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	50	46	46	62	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	51	47	47	63	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	52	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	53	49	49	65	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	53	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	54	50	50	66	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	55	51	51	67	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	56	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	57	53	53	69	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	57	53	53	69	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	58	54	54	70	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	59	55	55	71	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	60	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	61	57	57	73	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	61	57	57	73	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	62	58	58	74	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	63	59	59	75	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	64	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	65	61	61	77	57	53	49	45	
17	3月未滿	61	61	65	61	61	77	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	66	62	62	78	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	67	63	63	79	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	68	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	69	65	65	81	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	69	65	65	81	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	70	66	66	82	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	71	67	67	83	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	72	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	73	69	69	85	65	61	57	53	
19	3月未滿	69	69	73	69	69	85	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	74	70	70	86	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	75	71	71	87	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	76	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	77	73	73	89	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	77	73	73	89	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	78	74	74	90	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	79	75	75	91	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	80	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	81	77	77	93	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	81	77	77	93	73	69	65		
	3月以上6月未滿	78	78	82	78	77	94	74	70	66		
	6月以上9月未滿	79	79	83	79	78	95	75	71	67		
	9月以上12月未滿	80	80	84	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	85	81	79	97	77	73	69		
22	3月未滿	81	81	85	81	79	97	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	86	82	79	98	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	87	83	80	99	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	88	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	89	85	81	101	81	77			

23	3月未滿	85	85	89	85	81	101	81				
	3月以上6月未滿	86	86	90	86	82	102	82				
	6月以上9月未滿	87	87	91	87	83	103	83				
	9月以上12月未滿	88	88	92	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	93	89	85	105	85				
24	3月未滿	89	89	93	89	85	105	85				
	3月以上6月未滿	90	90	94	90	86	106	86				
	6月以上9月未滿	91	91	95	91	87	107	87				
	9月以上12月未滿	92	92	96	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	97	93	89	109	89				
25	3月未滿	93	93	97	93	89	109					
	3月以上6月未滿	94	94	98	94	90	110					
	6月以上9月未滿	95	95	99	95	91	111					
	9月以上12月未滿	96	96	100	96	92	112					
	12月以上	97	97	101	97	93	113					
26	3月未滿	97	97	101	97	93	113					
	3月以上6月未滿	98	98	102	98	94	114					
	6月以上9月未滿	99	99	103	99	95	115					
	9月以上12月未滿	100	100	104	100	96	116					
	12月以上	101	101	105	101	97	117					
27	3月未滿	101	101	105	101	97						
	3月以上6月未滿	102	101	106	102	98						
	6月以上9月未滿	103	102	107	103	99						
	9月以上12月未滿	104	102	108	104	100						
	12月以上	105	103	109	105	101						
28	3月未滿	105	103	109	105	101						
	3月以上6月未滿	106	103	110	106	102						
	6月以上9月未滿	107	104	111	107	103						
	9月以上12月未滿	108	104	112	108	104						
	12月以上	109	105	113	109	105						
29	3月未滿	109	105	113	109	105						
	3月以上6月未滿	110	106	114	110	105						
	6月以上9月未滿	111	107	115	111	106						
	9月以上12月未滿	112	108	116	112	106						
	12月以上	113	109	117	113	107						
30	3月未滿	113	109	117	113	107						
	3月以上6月未滿	114	110	118	114	107						
	6月以上9月未滿	115	111	119	115	108						
	9月以上12月未滿	116	112	120	116	108						
	12月以上	117	113	121	117	109						
31	3月未滿	117	113	121	117							
	3月以上6月未滿	118	113	122	118							
	6月以上9月未滿	119	114	123	119							
	9月以上12月未滿	120	114	124	120							
	12月以上	121	115	125	121							
32	3月未滿	121	115	125	121							
	3月以上6月未滿	122	115	126	122							
	6月以上9月未滿	123	116	127	123							
	9月以上12月未滿	124	116	128	124							
	12月以上	125	117	129	125							
33	3月未滿	125	117	129	125							
	3月以上6月未滿	125	117	130	126							
	6月以上9月未滿	125	118	131	127							
	9月以上12月未滿	125	118	132	128							
	12月以上	125	119	133	129							

34	3月未満		119	133	129							
	3月以上6月未満		119	134	130							
	6月以上9月未満		120	135	131							
	9月以上12月未満		120	136	132							
	12月以上		121	137	133							
35	3月未満		121	137	133							
	3月以上6月未満		122	138	134							
	6月以上9月未満		123	139	135							
	9月以上12月未満		124	140	136							
	12月以上		125	141	137							
36	3月未満		125	141								
	3月以上6月未満		126	142								
	6月以上9月未満		127	143								
	9月以上12月未満		128	144								
	12月以上		129	145								
37	3月未満			145								
	3月以上6月未満			145								
	6月以上9月未満			145								
	9月以上12月未満			145								
	12月以上			145								

へ 公安職俸給表(ロ)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	経過期間										
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	21	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	22	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	23	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	24	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	25	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	25	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	26	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	27	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	28	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	29	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	29	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	30	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	31	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	32	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	33	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	33	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	34	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	35	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	36	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	37	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	37	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	38	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	39	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	40	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	41	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	41	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	42	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	43	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	44	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	45	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	45	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	25	46	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	26	47	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	26	48	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	27	49	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	27	49	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	27	50	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	28	51	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	28	52	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	53	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	29	53	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	29	54	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	30	55	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	30	56	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	31	57	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	31	57	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	31	58	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	32	59	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	32	60	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	33	61	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未満	33	61	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	34	63	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	65	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	65	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	35	66	50	45	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	67	51	46	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	68	52	46	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	69	53	47	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	69	53	47	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	38	70	54	47	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	39	71	55	48	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	40	72	56	48	60	48	44	40	36	32
	12月以上	41	73	57	49	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	41	73	57	49	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	41	74	58	49	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	42	75	59	50	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	42	76	60	50	64	52	48	44	40	36
	12月以上	43	77	61	51	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	43	77	61	51	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	43	78	62	51	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	44	79	63	52	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	44	80	64	52	68	56	52	48	44	
	12月以上	45	81	65	53	69	57	53	49	45	
17	3月未満	45	81	65	53	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	46	82	66	53	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	47	83	67	54	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	48	84	68	54	72	60	56	52	48	
	12月以上	49	85	69	55	73	61	57	53	49	
18	3月未満	49	85	69	55	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満	49	86	70	55	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満	49	87	71	56	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満	50	88	72	56	76	64	60	56	52	
	12月以上	50	89	73	57	77	65	61	57	53	
19	3月未満	50	89	73	57	77	65	61	57		
	3月以上6月未満	50	89	74	57	78	66	62	58		
	6月以上9月未満	51	89	75	57	79	67	63	59		
	9月以上12月未満	51	89	76	58	80	68	64	60		
	12月以上	51	89	77	58	81	69	65	61		
20	3月未満	51		77	58	81	69	65	61		
	3月以上6月未満	52		78	58	82	70	66	62		
	6月以上9月未満	52		79	59	83	71	67	63		
	9月以上12月未満	52		80	59	84	72	68	64		
	12月以上	53		81	59	85	73	69	65		
21	3月未満	53		81	59	85	73	69	65		
	3月以上6月未満	53		82	60	86	74	70	66		
	6月以上9月未満	54		83	60	87	75	71	67		
	9月以上12月未満	54		84	60	88	76	72	68		
	12月以上	55		85	61	89	77	73	69		
22	3月未満			85	61	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	61	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	61	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	62	92	80	76			
	12月以上			89	62	93	81	77			

23	3月未満			89	62		81				
	3月以上6月未満			90	62		82				
	6月以上9月未満			91	63		83				
	9月以上12月未満			92	63		84				
	12月以上			93	63		85				
24	3月未満			93	63		85				
	3月以上6月未満			94	64		86				
	6月以上9月未満			95	64		87				
	9月以上12月未満			96	64		88				
	12月以上			97	65		89				
25	3月未満			97							
	3月以上6月未満			98							
	6月以上9月未満			99							
	9月以上12月未満			100							
	12月以上			101							
26	3月未満			101							
	3月以上6月未満			101							
	6月以上9月未満			101							
	9月以上12月未満			101							
	12月以上			101							

ト 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1
8	3月未満	25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5
9	3月未満	29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9
10	3月未満	33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13
11	3月未満	37	37	37	33	25	21	13
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17

12	3月未滿	41	41	41	37	29	25	17
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	30	26	18
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	31	27	19
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未滿	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未滿	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未滿	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未滿	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
17	3月未滿	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未滿	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未滿	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未滿	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未滿	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未滿			73	69	61	57	
	3月以上6月未滿			74	70	62	57	
	6月以上9月未滿			75	71	63	57	
	9月以上12月未滿			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未滿			77	73	65		
	3月以上6月未滿			78	74	66		
	6月以上9月未滿			79	75	67		
	9月以上12月未滿			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未滿			81	77	69		
	3月以上6月未滿			82	78	70		
	6月以上9月未滿			83	79	71		
	9月以上12月未滿			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		

23	3月未満			85	81	73		
	3月以上6月未満			86	82	73		
	6月以上9月未満			87	83	73		
	9月以上12月未満			88	84	73		
	12月以上			89	85	73		
24	3月未満			89	85			
	3月以上6月未満			90	86			
	6月以上9月未満			91	87			
	9月以上12月未満			92	88			
	12月以上			93	89			
25	3月未満			93	89			
	3月以上6月未満			94	89			
	6月以上9月未満			95	89			
	9月以上12月未満			96	89			
	12月以上			97	89			
26	3月未満			97				
	3月以上6月未満			98				
	6月以上9月未満			99				
	9月以上12月未満			100				
	12月以上			101				
27	3月未満			101				
	3月以上6月未満			101				
	6月以上9月未満			101				
	9月以上12月未満			101				
	12月以上			101				

チ 海事職俸給表(ニ)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1	1
	12月以上	13	9	9	5	1	1
5	3月未満	13	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1
6	3月未満	17	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5
7	3月未満	21	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9
8	3月未満	25	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13
9	3月未満	29	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
10	3月未満	33	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
11	3月未満	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25

12	3月未滿	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未滿	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未滿	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未滿	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未滿	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未滿	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未滿	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未滿	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未滿	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未滿	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	78	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	79	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
22	3月未滿	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	82	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69

23	3月未滿	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
24	3月未滿		85	85	81	77	
	3月以上6月未滿		86	86	82	78	
	6月以上9月未滿		87	87	83	79	
	9月以上12月未滿		88	88	84	80	
	12月以上		89	89	85	81	
25	3月未滿		89	89	85	81	
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	
	6月以上9月未滿		91	91	87	83	
	9月以上12月未滿		92	92	88	84	
	12月以上		93	93	89	85	
26	3月未滿		93	93	89	85	
	3月以上6月未滿		94	94	90	86	
	6月以上9月未滿		95	95	91	87	
	9月以上12月未滿		96	96	92	88	
	12月以上		97	97	93	89	
27	3月未滿		97	97	93	89	
	3月以上6月未滿		98	98	94	89	
	6月以上9月未滿		99	99	95	89	
	9月以上12月未滿		100	100	96	89	
	12月以上		101	101	97	89	
28	3月未滿		101	101	97		
	3月以上6月未滿		102	102	98		
	6月以上9月未滿		103	103	99		
	9月以上12月未滿		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未滿		105	105	101		
	3月以上6月未滿		105	106	102		
	6月以上9月未滿		105	107	103		
	9月以上12月未滿		105	108	104		
	12月以上		105	109	105		
30	3月未滿			109			
	3月以上6月未滿			110			
	6月以上9月未滿			111			
	9月以上12月未滿			112			
	12月以上			113			
31	3月未滿			113			
	3月以上6月未滿			113			
	6月以上9月未滿			113			
	9月以上12月未滿			113			
	12月以上			113			

リ 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月未満	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未満	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未満	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未満	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未満	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未満	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未満	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未満	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	32
	12月以上	41	41	33

12	3月未満	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未満	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未満	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	3月未満	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未満	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未満	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未満	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未満	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未満	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73
22	3月未満	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	76
	12月以上	85	85	77

23	3月未満	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未満	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	3月未満	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未満	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	89
	6月以上9月未満	99	99	89
	9月以上12月未満	100	100	89
	12月以上	101	101	89
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	105	
	6月以上9月未満	107	105	
	9月以上12月未満	108	105	
	12月以上	109	105	
29	3月未満	109		
	3月以上6月未満	110		
	6月以上9月未満	111		
	9月以上12月未満	112		
	12月以上	113		
30	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	122		
	6月以上9月未満	123		
	9月以上12月未満	124		
	12月以上	125		
33	3月未満	125		
	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12月以上	129		

34	3月未満	129		
	3月以上6月未満	129		
	6月以上9月未満	129		
	9月以上12月未満	129		
	12月以上	129		

又 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
2	3月未満	1	5	1
	3月以上6月未満	2	6	2
	6月以上9月未満	3	7	3
	9月以上12月未満	4	8	4
	12月以上	5	9	5
3	3月未満	5	9	5
	3月以上6月未満	6	10	6
	6月以上9月未満	7	11	7
	9月以上12月未満	8	12	8
	12月以上	9	13	9
4	3月未満	9	13	9
	3月以上6月未満	10	14	10
	6月以上9月未満	11	15	11
	9月以上12月未満	12	16	12
	12月以上	13	17	13
5	3月未満	13	17	13
	3月以上6月未満	14	18	14
	6月以上9月未満	15	19	15
	9月以上12月未満	16	20	16
	12月以上	17	21	17
6	3月未満	17	21	17
	3月以上6月未満	18	22	18
	6月以上9月未満	19	23	19
	9月以上12月未満	20	24	20
	12月以上	21	25	21
7	3月未満	21	25	21
	3月以上6月未満	22	26	22
	6月以上9月未満	23	27	23
	9月以上12月未満	24	28	24
	12月以上	25	29	25
8	3月未満	25	29	25
	3月以上6月未満	26	30	26
	6月以上9月未満	27	31	27
	9月以上12月未満	28	32	28
	12月以上	29	33	29
9	3月未満	29	33	29
	3月以上6月未満	30	34	30
	6月以上9月未満	31	35	31
	9月以上12月未満	32	36	32
	12月以上	33	37	33
10	3月未満	33	37	33
	3月以上6月未満	34	38	34
	6月以上9月未満	35	39	35
	9月以上12月未満	36	40	36
	12月以上	37	41	37
11	3月未満	37	41	37
	3月以上6月未満	38	42	38
	6月以上9月未満	39	43	39
	9月以上12月未満	40	44	40
	12月以上	41	45	41

12	3月未満	41	45	41
	3月以上6月未満	42	46	42
	6月以上9月未満	43	47	43
	9月以上12月未満	44	48	44
	12月以上	45	49	45
13	3月未満	45	49	45
	3月以上6月未満	46	50	46
	6月以上9月未満	47	51	47
	9月以上12月未満	48	52	48
	12月以上	49	53	49
14	3月未満	49	53	49
	3月以上6月未満	50	54	50
	6月以上9月未満	51	55	51
	9月以上12月未満	52	56	52
	12月以上	53	57	53
15	3月未満	53	57	53
	3月以上6月未満	54	58	54
	6月以上9月未満	55	59	55
	9月以上12月未満	56	60	56
	12月以上	57	61	57
16	3月未満	57	61	57
	3月以上6月未満	58	62	58
	6月以上9月未満	59	63	59
	9月以上12月未満	60	64	60
	12月以上	61	65	61
17	3月未満	61	65	61
	3月以上6月未満	62	66	62
	6月以上9月未満	63	67	63
	9月以上12月未満	64	68	64
	12月以上	65	69	65
18	3月未満	65	69	65
	3月以上6月未満	66	70	66
	6月以上9月未満	67	71	67
	9月以上12月未満	68	72	68
	12月以上	69	73	69
19	3月未満	69	73	69
	3月以上6月未満	70	74	70
	6月以上9月未満	71	75	71
	9月以上12月未満	72	76	72
	12月以上	73	77	73
20	3月未満	73	77	73
	3月以上6月未満	74	78	74
	6月以上9月未満	75	79	75
	9月以上12月未満	76	80	76
	12月以上	77	81	77
21	3月未満	77	81	77
	3月以上6月未満	78	82	78
	6月以上9月未満	79	83	79
	9月以上12月未満	80	84	80
	12月以上	81	85	81
22	3月未満	81	85	81
	3月以上6月未満	82	86	82
	6月以上9月未満	83	87	83
	9月以上12月未満	84	88	84
	12月以上	85	89	85

23	3月未満	85	89	85
	3月以上6月未満	86	90	86
	6月以上9月未満	87	91	87
	9月以上12月未満	88	92	88
	12月以上	89	93	89
24	3月未満	89	93	89
	3月以上6月未満	90	94	90
	6月以上9月未満	91	95	91
	9月以上12月未満	92	96	92
	12月以上	93	97	93
25	3月未満	93	97	93
	3月以上6月未満	94	98	94
	6月以上9月未満	95	99	95
	9月以上12月未満	96	100	96
	12月以上	97	101	97
26	3月未満	97	101	97
	3月以上6月未満	98	102	98
	6月以上9月未満	99	103	99
	9月以上12月未満	100	104	100
	12月以上	101	105	101
27	3月未満	101	105	101
	3月以上6月未満	102	106	101
	6月以上9月未満	103	107	101
	9月以上12月未満	104	108	101
	12月以上	105	109	101
28	3月未満	105	109	
	3月以上6月未満	106	110	
	6月以上9月未満	107	111	
	9月以上12月未満	108	112	
	12月以上	109	113	
29	3月未満	109	113	
	3月以上6月未満	110	114	
	6月以上9月未満	111	115	
	9月以上12月未満	112	116	
	12月以上	113	117	
30	3月未満	113	117	
	3月以上6月未満	114	118	
	6月以上9月未満	115	119	
	9月以上12月未満	116	120	
	12月以上	117	121	
31	3月未満	117	121	
	3月以上6月未満	118	122	
	6月以上9月未満	119	123	
	9月以上12月未満	120	124	
	12月以上	121	125	
32	3月未満	121	125	
	3月以上6月未満	122	125	
	6月以上9月未満	123	125	
	9月以上12月未満	124	125	
	12月以上	125	125	
33	3月未満	125		
	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12月以上	129		

34	3月未滿	129		
	3月以上6月未滿	130		
	6月以上9月未滿	131		
	9月以上12月未滿	132		
	12月以上	133		
35	3月未滿	133		
	3月以上6月未滿	134		
	6月以上9月未滿	135		
	9月以上12月未滿	136		
	12月以上	137		
36	3月未滿	137		
	3月以上6月未滿	138		
	6月以上9月未滿	139		
	9月以上12月未滿	140		
	12月以上	141		
37	3月未滿	141		
	3月以上6月未滿	141		
	6月以上9月未滿	141		
	9月以上12月未滿	141		
	12月以上	141		

ル 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29

12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	46	38
	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未満	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	50	42
	6月以上9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上6月未満	70	70	66	58
	6月以上9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

23	3月未滿	85	85	81	73
	3月以上6月未滿	86	86	82	73
	6月以上9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	89	
	6月以上9月未滿	95	95	89	
	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113			
	3月以上6月未滿	114			
	6月以上9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上6月未滿	118			
	6月以上9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上6月未滿	121			
	6月以上9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

ヲ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
3	3月未満	5	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1
	6月以上9月未満	7	3	1
	9月以上12月未満	8	4	1
	12月以上	9	5	1
4	3月未満	9	5	1
	3月以上6月未満	10	6	1
	6月以上9月未満	11	7	1
	9月以上12月未満	12	8	1
	12月以上	13	9	1
5	3月未満	13	9	1
	3月以上6月未満	14	10	2
	6月以上9月未満	15	11	3
	9月以上12月未満	16	12	4
	12月以上	17	13	5
6	3月未満	17	13	5
	3月以上6月未満	18	14	6
	6月以上9月未満	19	15	7
	9月以上12月未満	20	16	8
	12月以上	21	17	9
7	3月未満	21	17	9
	3月以上6月未満	22	18	10
	6月以上9月未満	23	19	11
	9月以上12月未満	24	20	12
	12月以上	25	21	13
8	3月未満	25	21	13
	3月以上6月未満	26	22	14
	6月以上9月未満	27	23	15
	9月以上12月未満	28	24	16
	12月以上	29	25	17
9	3月未満	29	25	17
	3月以上6月未満	30	26	18
	6月以上9月未満	31	27	19
	9月以上12月未満	32	28	20
	12月以上	33	29	21
10	3月未満	33	29	21
	3月以上6月未満	34	30	22
	6月以上9月未満	35	31	23
	9月以上12月未満	36	32	24
	12月以上	37	33	25
11	3月未満	37	33	25
	3月以上6月未満	38	34	26
	6月以上9月未満	39	35	27
	9月以上12月未満	40	36	28
	12月以上	41	37	29

12	3月未満	41	37	29
	3月以上6月未満	42	38	30
	6月以上9月未満	43	39	31
	9月以上12月未満	44	40	32
	12月以上	45	41	33
13	3月未満	45	41	33
	3月以上6月未満	46	42	34
	6月以上9月未満	47	43	35
	9月以上12月未満	48	44	36
	12月以上	49	45	37
14	3月未満	49	45	37
	3月以上6月未満	50	46	38
	6月以上9月未満	51	47	39
	9月以上12月未満	52	48	40
	12月以上	53	49	41
15	3月未満	53	49	41
	3月以上6月未満	54	50	42
	6月以上9月未満	55	51	43
	9月以上12月未満	56	52	44
	12月以上	57	53	45
16	3月未満	57	53	45
	3月以上6月未満	58	54	46
	6月以上9月未満	59	55	47
	9月以上12月未満	60	56	48
	12月以上	61	57	49
17	3月未満	61	57	49
	3月以上6月未満	62	58	50
	6月以上9月未満	63	59	51
	9月以上12月未満	64	60	52
	12月以上	65	61	53
18	3月未満	65	61	53
	3月以上6月未満	65	62	54
	6月以上9月未満	65	63	55
	9月以上12月未満	65	64	56
	12月以上	65	65	57
19	3月未満		65	57
	3月以上6月未満		66	58
	6月以上9月未満		67	59
	9月以上12月未満		68	60
	12月以上		69	61
20	3月未満		69	61
	3月以上6月未満		70	62
	6月以上9月未満		71	63
	9月以上12月未満		72	64
	12月以上		73	65
21	3月未満		73	65
	3月以上6月未満		74	66
	6月以上9月未満		75	67
	9月以上12月未満		76	68
	12月以上		77	69
22	3月未満		77	69
	3月以上6月未満		78	70
	6月以上9月未満		79	71
	9月以上12月未満		80	72
	12月以上		81	73

23	3月未満		81	73
	3月以上6月未満		82	74
	6月以上9月未満		83	75
	9月以上12月未満		84	76
	12月以上		85	77
24	3月未満		85	77
	3月以上6月未満		86	78
	6月以上9月未満		87	79
	9月以上12月未満		88	80
	12月以上		89	81

ワ 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	経過期間								
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21

12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未滿	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			

23	3月未滿	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未滿		89	89	85				
	3月以上6月未滿		90	90	86				
	6月以上9月未滿		91	91	87				
	9月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未滿		97	97	93				
	3月以上6月未滿		98	98	94				
	6月以上9月未滿		99	99	95				
	9月以上12月未滿		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未滿		101	101	97				
	3月以上6月未滿		102	102	98				
	6月以上9月未滿		103	103	99				
	9月以上12月未滿		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未滿		105	105					
	3月以上6月未滿		105	106					
	6月以上9月未滿		105	107					
	9月以上12月未滿		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未滿			109					
	3月以上6月未滿			110					
	6月以上9月未滿			111					
	9月以上12月未滿			112					
	12月以上			113					
30	3月未滿			113					
	3月以上6月未滿			113					
	6月以上9月未滿			113					
	9月以上12月未滿			113					
	12月以上			113					

カ 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25

12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	

23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					

34	3月未滿	129	129					
	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上12月未滿	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上12月未滿	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上12月未滿	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
40	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上12月未滿	156						
	12月以上	157						
41	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上12月未滿	160						
	12月以上	161						

ヨ 福祉職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
2	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	5	1	1	1	1
3	3月未満	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	9	5	1	1	1
4	3月未満	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	13	9	5	1	1
5	3月未満	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	17	13	9	5	1
6	3月未満	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	21	17	13	9	5
7	3月未満	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	25	21	17	13	9
8	3月未満	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	29	25	21	17	13
9	3月未満	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	33	29	25	21	17
10	3月未満	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	37	33	29	25	21
11	3月未満	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	41	37	33	29	25

12	3月未満	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	45	41	37	33	29
13	3月未満	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	49	45	41	37	33
14	3月未満	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	53	49	45	41	37
15	3月未満	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	59	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	60	56	52	48	44	40
	12月以上	61	57	53	49	45	41
16	3月未満	61	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	62	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	63	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	64	60	56	52	48	44
	12月以上	65	61	57	53	49	45
17	3月未満	65	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	66	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	67	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	68	64	60	56	52	48
	12月以上	69	65	61	57	53	49
18	3月未満	69	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	70	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	71	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	72	68	64	60	56	52
	12月以上	73	69	65	61	57	53
19	3月未満	73	69	65	61	57	
	3月以上6月未満	74	70	66	62	58	
	6月以上9月未満	75	71	67	63	59	
	9月以上12月未満	76	72	68	64	60	
	12月以上	77	73	69	65	61	
20	3月未満	77	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	78	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	79	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	80	76	72	68	64	
	12月以上	81	77	73	69	65	
21	3月未満	81	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	82	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	83	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	84	80	76	72	68	
	12月以上	85	81	77	73	69	
22	3月未満	85	81	77	73		
	3月以上6月未満	86	82	78	74		
	6月以上9月未満	87	83	79	75		
	9月以上12月未満	88	84	80	76		
	12月以上	89	85	81	77		

23	3月未滿	89	85	81	77		
	3月以上6月未滿	90	86	82	78		
	6月以上9月未滿	91	87	83	79		
	9月以上12月未滿	92	88	84	80		
	12月以上	93	89	85	81		
24	3月未滿	93	89	85	81		
	3月以上6月未滿	94	90	86	82		
	6月以上9月未滿	95	91	87	83		
	9月以上12月未滿	96	92	88	84		
	12月以上	97	93	89	85		
25	3月未滿	97	93	89			
	3月以上6月未滿	98	94	90			
	6月以上9月未滿	99	95	91			
	9月以上12月未滿	100	96	92			
	12月以上	101	97	93			
26	3月未滿	101	97	93			
	3月以上6月未滿	102	98	93			
	6月以上9月未滿	103	99	93			
	9月以上12月未滿	104	100	93			
	12月以上	105	101	93			
27	3月未滿	105	101				
	3月以上6月未滿	106	102				
	6月以上9月未滿	107	103				
	9月以上12月未滿	108	104				
	12月以上	109	105				
28	3月未滿	109	105				
	3月以上6月未滿	110	106				
	6月以上9月未滿	111	107				
	9月以上12月未滿	112	108				
	12月以上	113	109				
29	3月未滿	113	109				
	3月以上6月未滿	114	110				
	6月以上9月未滿	115	111				
	9月以上12月未滿	116	112				
	12月以上	117	113				
30	3月未滿	117	113				
	3月以上6月未滿	118	114				
	6月以上9月未滿	119	115				
	9月以上12月未滿	120	116				
	12月以上	121	117				
31	3月未滿	121	117				
	3月以上6月未滿	122	118				
	6月以上9月未滿	123	119				
	9月以上12月未滿	124	120				
	12月以上	125	121				
32	3月未滿	125	121				
	3月以上6月未滿	126	121				
	6月以上9月未滿	127	121				
	9月以上12月未滿	128	121				
	12月以上	129	121				
33	3月未滿	129					
	3月以上6月未滿	130					
	6月以上9月未滿	131					
	9月以上12月未滿	132					
	12月以上	133					

34	3月未滿	133					
	3月以上6月未滿	134					
	6月以上9月未滿	135					
	9月以上12月未滿	136					
	12月以上	137					
35	3月未滿	137					
	3月以上6月未滿	138					
	6月以上9月未滿	139					
	9月以上12月未滿	140					
	12月以上	141					
36	3月未滿	141					
	3月以上6月未滿	142					
	6月以上9月未滿	143					
	9月以上12月未滿	144					
	12月以上	145					
37	3月未滿	145					
	3月以上6月未滿	146					
	6月以上9月未滿	147					
	9月以上12月未滿	148					
	12月以上	149					
38	3月未滿	149					
	3月以上6月未滿	150					
	6月以上9月未滿	151					
	9月以上12月未滿	152					
	12月以上	153					
39	3月未滿	153					
	3月以上6月未滿	153					
	6月以上9月未滿	153					
	9月以上12月未滿	153					
	12月以上	153					

別表第3 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ 旧級が行政職俸給表(一)の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		10	1
	6月以上9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上6月未満		14	1
	6月以上9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1

11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が専門行政職俸給表の7級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間	7級	8級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

八 旧級が税務職俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

二 旧級が公安職俸給表(一)の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

ホ 旧級が公安職俸給表(二)の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	2
	6月以上9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上6月未滿	26	6
	6月以上9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上6月未滿	30	10
	6月以上9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

へ 旧級が教育職俸給表(一)の4級である職員の新号俸

旧号俸	新級		4級	5級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
7	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
8	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		10	1
	6月以上9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
9	3月未満		13	1
	3月以上6月未満		14	1
	6月以上9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
10	3月未満		17	1
	3月以上6月未満		18	1
	6月以上9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1
11	3月未満		21	1
	3月以上6月未満		22	1
	6月以上9月未満		23	1
	9月以上12月未満		24	1
	12月以上		25	1

12	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上12月未滿	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未滿	65	9
	3月以上6月未滿	66	9
	6月以上9月未滿	67	10
	9月以上12月未滿	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未滿	69	11
	3月以上6月未滿	70	11
	6月以上9月未滿	71	12
	9月以上12月未滿	72	12
	12月以上	73	13

ト 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級		5級	6級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	1
	6月以上9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上6月未満		6	1
	6月以上9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上6月未満		10	1
	6月以上9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上6月未満		14	1
	6月以上9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上6月未満		18	1
	6月以上9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	2
	6月以上9月未滿	55	3
	9月以上12月未滿	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未滿	57	5
	3月以上6月未滿	58	6
	6月以上9月未滿	59	7
	9月以上12月未滿	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未滿	61	9
	3月以上6月未滿	62	9
	6月以上9月未滿	63	10
	9月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未滿	65	11
	3月以上6月未滿	66	11
	6月以上9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

チ 旧級が医療職俸給表(一)の4級である職員の新号俸

旧号俸	新級		
	経過期間	4 級	5 級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	2
	6月以上9月未滿	47	3
	9月以上12月未滿	48	4
	12月以上	49	5
19	3月未滿	49	5
	3月以上6月未滿	50	6
	6月以上9月未滿	51	7
	9月以上12月未滿	52	8
	12月以上	53	9
20	3月未滿	53	9
	3月以上6月未滿	54	9
	6月以上9月未滿	55	10
	9月以上12月未滿	56	10
	12月以上	57	11

別表第4 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧 号 俸	新 号 俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

## 別記第 6

### 第 6 条第 1 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 9 9 , 0 0 0
2	4 6 1 , 0 0 0
3	5 2 4 , 0 0 0
4	6 1 0 , 0 0 0
5	7 1 1 , 0 0 0
6	8 1 2 , 0 0 0

### 第 6 条第 2 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 2 9 , 0 0 0
2	3 6 7 , 0 0 0
3	3 9 6 , 0 0 0

## 別記第 7

### 第 7 条第 1 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 7 6 , 0 0 0
2	4 2 6 , 0 0 0
3	4 7 9 , 0 0 0
4	5 4 5 , 0 0 0
5	6 2 2 , 0 0 0
6	7 2 8 , 0 0 0
7	8 5 2 , 0 0 0

## 公務員人事管理に関する報告

～行政の専門集団を目指して～

(はじめに)

社会経済情勢が大きく変化している中で、公務員の人事管理全般について、時代の要請に的確に対応した改革を進めることは、引き続き重要な課題である。また、昨年12月の「今後の行政改革の方針」(閣議決定)では、公務員制度改革について当面の取組方針等が示されているところである。

本院は、人事行政の公正性の確保及び労働基本権制約の代償という役割を担う中立第三者機関・専門機関として、公務員人事管理について、国会及び内閣に対する勧告や意見の申出等を通じた適時の制度改正、あるいは改革の方向性等についての意見表明などにより、その役割を果たすべく努めてきた。

以下においては、公務員人事管理の改革に関する本院の基本的な問題意識を示すとともに、当面の主な課題と具体的方向についての考え方を表明する。

### 1 公務員人事管理を取り巻く状況

右肩上がりの経済や欧米先進諸国へのキャッチアップ指向が終焉し、社会の少子高齢化やグローバル化が進展する中、成熟国家となった我が国の新たな国家ビジョンは21世紀に入っても未だ模索の状況にある。

このような中で、政府においては「小さくて効率的な政府」への取組が進められている。これまでも「官から民へ」、「国から地方へ」との考え方の下、規制改革・民間開放、地方分権などの取組がなされるとともに、独立行政法

人化や国立大学法人化などを通じて、国の行政のスリム化・減量化が進められてきた。最近では、公務員の総人件費の抑制についての議論とともに、市場化テストなど官と民の守備範囲についての議論も活発に行われている。

また、我が国社会の少子高齢化や女性の社会進出が進む中で、団塊の世代が定年退職期を迎えるなど、高齢者や女性の労働力に占める位置付けがますます大きくなってきており、職業生活と家庭生活の両立や高齢者雇用の促進などが重要な課題となってきた。

一方、近時、民間企業においては、厳しい経済情勢の下、人事・賃金制度の改革に取り組んでおり、必要に応じて修正を行いつつも、全体として「成果」重視の人事管理体系が浸透しつつある。

このような社会経済の動向の下で、公務員人事管理についても、各界から、官民間のイコール・フッティング、縦割り行政の弊害の排除、政官関係の在り方、官民の人材流動化などの観点から、幹部要員を中心とした一括採用・一括管理、公務員の身分保障、労働基本権制約の在り方、政治任用の拡大、官民人事交流の促進などについて、種々の提言がなされているところである。さらに、公務員のいわゆる「天下り」については、引き続き厳しい批判がなされている。

## 2 本院の基本認識 ～求められる公務員像～

(専門能力の向上と国家的視野・市民感覚の保持)

前記のような公務や公務員を取り巻く状況の中で、複雑・高度化する行政ニーズに適切にこたえていくためには、限られた人員の下で、公務員が国民本位のより良質でかつ効率的な行政サービスを支える行政の専門集団となっていく必要がある。具体的には、

公務員は、内閣の基本方針の下で、政策を適正に実施するとともに、政策の実施を通じて得られる知見・情報等に基づいて「政」に対して政策の選択肢を提示することが基本的役割である。「政」との間で適切な距離を保ちつつ、政治主導による政策決定を支え、かつ政策の着実な実施を担う行政の専門家（プロフェッショナル）として、今後とも重要な役割が期待される。

行政の複雑・高度化や国民の行政ニーズの多様化の中で、行政の形態は許認可などの職務権限を背景とした事前規制・行政指導型あるいは関係者間の調整重視の従前の業務遂行スタイルから、高い専門性を基礎とした企画立案重視・事後監視型の業務遂行スタイルに変化しつつあり、そのためには、特定分野の高度の専門職（エキスパート）の確保・養成とともに、企画立案等に携わる一般の行政官にあっても専門的な知識・能力の一層の向上が重要である。

社会がグローバル化・ボーダレス化し、行政も一国だけで完結できない状況となってきた中で、公務員が国際交渉などに従事する場面も増加しており、国際的な視野の下、語学力はもとより、多面的な問題分析能力・交渉能力を含め、所管行政に関わる深い知識・経験や専門能力の「かん養」が不可欠である。

業務遂行に当たっては、縦割り行政（セクショナリズム）の弊に陥らないよう、所管行政に過度にとらわれない、幅広い国家的視野が必要である。また、行政に対する国民の信頼を確保する上で、市民感覚の保持とともに、高い倫理観・使命感の「かん養」も重要である。さらに、これからの行政運営には透明性と説明責任が強く求められており、個々の公務員にはこの点についての高い意識が不可欠である。

このような職員をどのように確保し、育成し、処遇していくのかが、これからの公務員人事行政に課せられた課題である。その際、女性の社会進出なども背景に職員の意識も大きく変わってきており、家庭生活との両立など個人を尊重した仕組みとしていくことが強く求められている。

(公務員の活動領域の見直し)

なお、前記のとおり、現在、政府において市場化テストなど「官業」の民間開放に向けた取組が行われているところ、本院が行った各界有識者との意見交換において、我が国の公共部門は諸外国と比して少ない人員で運営しているなど評価すべき面も多い、公共サービスの基本的在り方についての議論も必要であるなどの意見もあったところである。

規制改革や民間開放に向けた取組が進められる中、民間に委ねられた業務の事後監視の重要性はますます高まるものであり、公務員が高い専門性を持ってそのような業務に携わることが重要である。

今後、官民競争入札によって業務の実施主体が変わる仕組みが導入されることとなる場合、当該業務に従事していた職員の取扱いについて、民間労働法制における取扱いをも踏まえつつ、適切な配慮を行うことが必要であると考えられる。

今後、公務の範囲の在り方については、本院としても、公務員人事管理における公務の特性の考慮の在り方を含めて、引き続き関心を持って研究することとしたい。

### 3 主な課題と具体的方向

#### (1) 多様な有為の人材の確保と専門能力の向上

最近、民間企業の採用意欲が回復しつつあることや、若者の資格志向が高まっていることなどを背景として、国家公務員の志望者層に変化が生じつつあるとの指摘がある。公務に有為の人材を誘致することは、行政の専門集団を目指す上で今後ますます重要となるものであり、本院としては、人材確保のための取組を的確に進めることとする。

#### ア 採用の在り方の見直し

##### (ア) 種採用試験等の見直し

大学院教育を重視する方向での大学教育の変化等に対応するため、平成18年度の種採用試験について、出題科目や出題数の見直し、記述式試験を重視する方向での最終合格者の決定方法の見直しなどを行うこととした。種採用試験の在り方については、専門職大学院の修了者の動向など今後の人材供給構造の変化等を踏まえつつ、引き続き検討を行い、複雑・高度化、国際化する行政課題に的確に対応し得る多様な人材の確保に努めていくこととする。また、種採用試験（行政区分）については、現行の地域ごとの採用試験という位置付けを維持しつつも、本府省の業務を的確に遂行し得る人材を広く各地域試験合格者から本府省に採用することができる仕組み等について、平成18年度からの実施に向けて検討する。

##### (イ) 経験者採用システム

採用試験の受験資格として設けられている年齢制限については、職業経験を有する人材の採用の在り方も併せ、関係者等の意見を聴取し

つつ、検討を行ってきた。その結果、新規学卒者を中心に採用を行い  
部内育成を図る仕組みは今後とも必要と考えられること、現行の採用  
試験は新規学卒者等を対象に係員を採用するための試験であり、職業  
経験を有する者の能力実証方法としては必ずしもなじまないこと等か  
ら、今後、年齢にかかわらず民間人材の採用を推進していくために  
は、現行採用試験の受験年齢制限の撤廃によるよりも、各府省が人材  
確保の必要に応じて行う選考採用の活用を図ることが適切であると考  
える。そのため、求める能力・経歴等を明らかにして積極的に公募を  
行うとともに、応募者の能力・経験を適切に評価し、ふさわしい職務  
付与を行う新たな仕組みを早急に整備することとする。

具体的には、民間経験等を有する者の公務への採用機会を拡大する  
とともに各府省の採用活動を支援するため、各府省が行う選考採用に  
おいて、公募手続や能力実証の一部を本院が担う新たな仕組みについ  
て、平成18年度からの導入を目途に検討を行うこととする。

#### イ 幹部要員の採用、選抜、育成の在り方

行政ニーズの多様化・高度化の下、国民的視野や高い専門性を備え、  
国民全体の奉仕者としての使命感を持ち、政策立案能力と管理能力に優  
れた行政の専門家としての幹部職員の計画的育成は、ますます重要とな  
っており、その一環としての多様な職務経験の付与や職場内外での研修  
は、縦割り行政等がもたらす弊害を是正する上でも有意義である。

いわゆるキャリア・システムについては、一回の試験で幹部要員の選  
抜が行われることに対して、一 種採用職員に誤った特権意識を生じさせ、  
他の職員の意欲に悪影響を与えるとの各方面からの批判があり、本院は

これまでも、幹部要員の選抜・育成・処遇システムの再構築の必要性を指摘してきた。近年、種・種等採用職員の本府省課長等や地方支分部局の長などへの登用実績は増加しているが、さらに、種採用職員の選抜を強化するとともに、平成11年に示した「種・種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」に基づき、種・種等採用職員の計画的育成と登用の一層の推進を図っていくことが必要である。

今後、前記の種採用試験の見直しや種採用試験（行政区分）における本府省採用の仕組みの検討とともに、人事評価制度の整備状況、公務外からの人材登用の拡大等の動きを踏まえつつ、幹部要員の選抜・育成の在り方をより柔軟で開放的なものにしていく方向で、検討を進めていく必要がある。

（留学費用返還制度の検討）

行政官長期在外研究員制度は、行政運営の国際化に的確に対応し得る人材を育成する上で極めて重要であるところ、留学派遣者には、復帰後、公務において活躍することが期待されているにもかかわらず、早い時期に退職する者があることは問題であり、その対策を検討してきた。

先般、この問題に対処するため、復帰後引き続き職員として行政事務に従事する意思を文書で確認した上で派遣することとするなど当面の対応を行ったところであるが、留学派遣者が早期退職した場合に留学費用を返還することなどを内容とする立法措置について、早急に成案を得て、別途意見の申出を行うこととする。

## ウ 人事交流の推進・民間人材の活用

有為な人材を育成し、高い専門性を有する者の有効活用を通じた公務

の活性化を図るとともに、縦割り行政の弊害を是正する上でも、府省間、官民間の人事交流を推進することが重要である。

本院としても、これまで、公務の公正性の確保に配慮しつつ、円滑な官民人事交流を推進するため、所管関係に係る交流制限の見直しなどを行ってきたところである。さらに今後、関係者と連携しつつ、民間企業に対する官民人事交流説明会の開催等を通じて交流推進の気運を盛り上げるとともに、各府省・民間企業の交流希望についての情報交換の仲介や交流に関する相談への積極的な対応等を通じ交流対象企業・職種を拡大していくなど、官民人事交流を推進するための環境整備に積極的に取り組むこととする。

## エ 外国政府との交流

国際化が進展する中、米国連邦政府職員が日本政府機関等で実地に研修する「マンスフィールド研修」のように、相手国との間で組織的、継続的な支援体制を構築し、「職員を外国政府等に派遣し、実際の職場で日常業務とその職員に接する機会を長期間与える」方式で実施する海外派遣システムは、国際社会の第一線で活躍できる公務員を養成する上で他では得られない貴重な経験を与えるものである。本院としては、このような海外派遣システムについて、国内外の関係機関とも連携しながら、検討を進めていくこととしたい。

また、本年1月に、本院、中国人事部及び韓国中央人事委員会の長による会合において、三国間で人事行政分野のネットワークを構築することを合意し、本年7月には、三国の定期局長級会談で、当面の具体的な協力計画を決定したところである。今後、本院としては、両国との間の

相互・協力関係を深めるためにも、幅広い協力計画の積極的な実施に努めていくこととする。

## (2) 能力・実績に基づく人事管理

### ア 人事評価制度の整備

能力・実績に基づく人事管理を進めていくには、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して、人材育成、任用・人事配置、給与処遇などに活用していくことが重要である。そのための土台として、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を整備していくことが肝要である。その導入に当たっては、職員をはじめ各府省や職員団体の理解と納得を得られるよう、関係者間で十分協議を行っていくことが不可欠である。

本院としては、その整備に当たって、引き続き適切にその使命を果たしていくこととする。

### (ア) 基本的考え方

人事評価制度においては、職員の職務行動や仕事の結果を通じて、その「能力」や「実績」を的確に把握できる仕組みとする必要がある。すなわち、「能力」は、具体的な職務行動を通じて顕れたものとしてとらえるとともに、「実績」は、仕事の実態や職員側の意識等からも、仕事の結果のみならず、結果を生み出す過程における職務遂行上の行動を含めてとらえることが適切である。

### (イ) 留意点

人事評価制度の仕組みは、

- 役職段階に応じてマネジメント、問題分析等の着眼点や具体的な行動類型による基準により、職務行動を判定するとともに、管理者と職員との間で仕事の内容やスケジュール等を確認した上で、仕事の結果を振り返って判定する、
- 評価期間の初めや終わりに、管理者と職員の円滑な意思疎通の確保の観点からも両者の面談を行う、
- 評価に当たっては、職員からの自己申告を得つつ、複数段階の評価者により行う、
- 職員の自己啓発や人材育成に活用する観点からも、評価結果を職員本人に開示していく方向で対応する、
- 評価の手順や面談の技法等についての評価者研修を行う、
- 個別の評価結果に関する苦情については、評価プロセスにおける対応を重視しつつ、評価に関する職員の苦情に対処する仕組みを整備する、

ことなどに留意することが重要である。

#### (ウ) 人事評価の試行

人事評価制度を円滑に導入するため、各府省や職員団体等の関係者間で十分な協議を行った上で、試行を行い、基準の妥当性、手続の実効性等を検証し、制度設計に反映させることが必要である。

なお、別紙第1で提言した勤務実績の給与への反映についても、体系的な人事評価制度が整備された段階で、これを活用して一層の推進を図ることとする。

## イ 女性職員の採用・登用の拡大

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現の基盤をなすものである。本年6月の「女性幹部職員を育成・登用するための研究会」(座長：奥山明良成城大学教授)の報告において「メンター」(自分の経験を基に助言する先輩)の導入など女性職員の育成・登用のための具体的提言が行われた。本院としては、これらの提言を踏まえ、「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を見直すなど、引き続き女性職員の採用・登用の拡大に向けて取り組むこととする。

## ウ 分限制度の適切な運用

分限制度は、公務員が情実に左右されず、全体の奉仕者として公正に職務を遂行できる環境を確保する趣旨で設けられている身分保障を前提とした上で、一定の事由に該当する場合には、職員の意に反して免職、降任、休職等の処分を行うことにより、公務の適正かつ能率的な運営を図ろうとするものである。

このような分限処分は、各任命権者の判断により行われているが、これまでに積み重ねられてきた分限処分の事例や各府省からの相談状況を見ると、各府省では分限処分を行う場合にどのような対応が必要であるか等について悩み、結果としてその行使に過度に慎重になっているのではないかと思われる場合もみられるところである。そこで、各任命権者が制度の趣旨に則った対処を行い、公務の適正かつ能率的な運営が確保されるよう、職員が分限事由に該当する場合の各任命権者の適切な対応の仕方等について鋭意検討を進めることとする。

### (3) 勤務環境の整備

#### ア 勤務時間の弾力化・多様化

平成15年10月に設置した「多様な勤務形態に関する研究会」(座長：佐藤博樹東京大学教授)においては、国家公務員の勤務時間の弾力化・多様化について検討が進められてきたが、本年7月には最終報告として、「勤務時間の弾力化・多様化への提言～国民ニーズに応える公務サービスのために～」が提出され、「業務遂行上の必要性に関する課題への対応策」、「人材の活用・育成・確保上の必要性に関する課題への対応策」、「超過勤務・長時間勤務の目に見える縮減」などについての提言が行われた。

本院としては、最終報告で提言された対応策を中心に検討を進め、勤務時間の弾力化・多様化のための施策を推進することとする。

#### (ア) 育児・介護のための短時間勤務制の導入

育児・介護を行う職員が、職務から完全に離れることなく子育てや介護ができるような環境の一層の整備を図るため、常勤職員のまま短時間勤務をすることを認める短時間勤務制を導入することとし、関係府省等と調整しながら更に検討を進め、早期に成案を得て、別途立法措置のための意見の申出を行うこととする。その際、短時間勤務の職員についての定員管理の方法などについても検討し、必要な人的資源を安定的に確保し、短時間勤務によって公務サービスが低下することがないような仕組みとすることが不可欠であり、関係府省に対して、積極的な対応を求めたい。

(イ) 自発的休業制度の導入等

職員の能力・資質の伸長等により公務能率の維持・向上を図るため、自発的に職務を離れて修学等の一定の能力開発や社会貢献等の活動に従事することを希望する職員について休業を認める制度を導入する必要がある。このため、関係府省等と調整しながら、具体的内容について検討を進める。また、当面、修学等を希望する職員について必要な場合には早出遅出勤務を適用する。

(ウ) 勤務時間の弾力的な運用のための条件整備

各府省に対して勤務時間の弾力的な運用のための基準・モデルを示すとともに、勤務時間制度の弾力的な運用に当たって助言・指導及び事後チェックを行うこととする。また、勤務時間の割振りに関する基準の法的整備についても検討し、別途意見の申出を行うこととする。

「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月IT戦略本部決定)において国家公務員のテレワークを推進することとされている。効率的な業務遂行の観点から有効と考えられる業務については、在宅勤務等を積極的に活用する必要があることから、労働基準法第38条の2に規定するいわゆる「事業場外労働のみなし労働時間制」に相当する仕組みを導入することについて検討する。

イ 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、政府全体として取り組むべき重要な課題であり、超過勤務の現状を踏まえ、実効ある超過勤務縮減対策を推進すべきである。

本院においては、長時間勤務による疲労の蓄積を防ぐため、各府省に

おける早出遅出勤務の活用を促進するとともに、実効ある超過勤務の縮減を推進するため、「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」に超過勤務を命ずることができるとする法律の規定の下で、超過勤務命令の基準を明確にする。

超過勤務を抑制するためには、本府省の課長を含む現場の管理者が明示的に超過勤務を命令することを徹底するとともに、個々の職員が実際に超過勤務をした時間を管理者が日々遅滞なく把握・確定するシステムを確立する必要がある。その際、日々把握・確定された超過勤務について、法令に基づく手当が適正に支給されるべきことは当然である。また、管理者は業務遂行状況等に関して職員と十分な意思疎通を図り、早出遅出勤務などの弾力的な勤務時間の割振りを積極的に活用しながら、業務の効率的な管理を通じて超過勤務を最小限に抑制し、総実勤務時間を縮減するように努めなければならない。

#### ウ 厳正な勤務時間管理のためのITの活用

勤務時間の弾力化に合わせ、超過勤務の縮減を図るに当たっては、厳正な勤務時間管理を行うことが必要である。そのために、IT（情報技術）を活用した出退勤管理や勤務時間管理を推進することとし、そのための具体的方法について検討する。

#### エ 心の健康づくりの対策の推進

公務における心の健康づくりを推進するため、本院は、平成16年3月に「職員の心の健康づくりのための指針」を発出したところであり、この指針による施策の一層の具体化を図るため、専門家による検討を進め

てきたが、本年6月及び7月に自殺防止対策などについてレポートがまとめられたところであり、これらの指針及びレポートを基に、各府省と連携し、心の健康づくりを一層推進する。また、心の健康づくりに関する専門医を健康管理医として全国的に確保することが急務であることから、各機関に専門医の確保を促すとともに、本院としても各地方事務局を含めて専門医の確保に努め、各機関を支援する。

#### (人事・給与関係手続の簡素合理化)

本院は、各府省共通の人事・給与等業務について、手続の電子化と簡素化を推進するため、関係府省と連携・協力して、「人事・給与関係業務情報システム」の開発を行ってきたところである。今後は、平成19年度末までに行われる各府省のシステム導入の支援を行うとともに、制度改革に即応した改修など安定的な運用のための開発を進める。また、各府省においてこのシステムが人事・給与等業務により幅広く活用できるようにすることについても検討を進めていく。

#### (4) 退職管理

##### ア 再就職規制制度の適正な運用の確保

本院及び各府省においては、これまで営利企業への就職制限制度の適正な運用の確保に努めてきたところであるが、最近、国会審議において、国家公務員法に違反して営利企業に再就職していた事例が判明した。職員の再就職に当たっては、公務に対する国民の不信感や疑惑を招くことのないよう、各府省において、あらためて関係者に制度の徹底を図るなど適切な対応を求めたい。

## イ 早期退職慣行の是正と再任用制度の積極的な活用

近時の「天下り」に対する国民の厳しい批判にこたえ、公務に対する国民の信頼を保持していくためには、早期退職慣行を是正し、公務内において長期に職員の能力を活用できるよう、人事システムを再構築することが必要である。本院としても専門スタッフ職俸給表の新設など在职期間の長期化に資する環境整備について検討を行っていききたい。

また、本格的な高齢社会を迎え、公的年金の支給開始年齢の引上げが行われる中、職員が定年後の生活に不安を覚えることなく職務に専念し、長年培った能力・経験を有効に発揮できるよう再任用制度が導入されており、任命権者には、再任用を希望する定年退職者等をできる限り採用するよう努めることが求められている。

再任用上限年齢の段階的引上げに伴い、当面、再任用を希望する者が増加することが見込まれており、各府省は、職員の意向に配慮しつつ再任用短時間勤務の一層の活用を図る必要がある。このため、本院としても、関係府省に検討を求め、再任用短時間勤務を活用する際の定員上の取扱いなど、再任用制度の円滑な運営に向けた環境の整備を図っていく。

なお、民間の動向に注視しつつ、定年引上げを含め、今後の60歳代前半の本格的な雇用の在り方についても、検討を進めることとする。

(おわりに)

本院としては、3で述べた課題のほか、今まで報告や提言等を行ってきた様々な公務員人事管理の改革に関する事項についても、引き続き着実に取り組んでいきたい。

近時、一部職員による公務に対する国民の信頼を損なうような不祥事が続いていることは極めて遺憾である。職員の不祥事が発生した場合には、任命権者において、その事実関係を十分把握した上で適正な懲戒処分を行うなど厳正に対処するとともに、その原因を究明し、再発防止策の実施や服務規律の遵守の徹底を図ることが求められる。

公務を取り巻く環境が大きく変化する中において、公務員は、国民の負託にこたえるべく、全体の奉仕者としての使命感を確認しつつ、行政課題に果敢に取り組んでいく必要がある。今後とも、公務員が萎縮せず、その能力を十分に発揮し、高い士気と誇りを持って、生き生きと職務に専念できる環境を整備し、効率的で活力のある公務組織を目指すことは、国民本位の行政サービスを提供する上で極めて重要である。

本院としては、人事行政の公正性の確保と労働基本権制約の代償という役割を担う中立第三者機関・専門機関として、引き続きその役割を適切に果たしてまいりたい。